

# 産業福祉の経済社会論

東北福祉大学

齊藤幹雄

# 産業福祉の経済社会論

## 目次

プロローグ 産業福祉学の地平	1
——形容矛盾を印象づける産業福祉学へのチャレンジ——	
§1 産業福祉学の主題	1
§2 新しいフロンティアとしての4つの対象領域、コンテンツ	3
I 市場経済と産業福祉の基本的構図	
第1章 経済と社会の相互作用	7
§1 経済の社会化と市場経済の概念	7
§2 市場機構と自由主義経済	9
第2章 市場経済の社会思想 —— 功利主義とその批判	11
§1 功利主義思想の源流と道徳感情	11
§2 J. ベンサム功利主義とその批判、J.S.ミルの修正	12
第3章 福祉社会への視座	15
§1 福祉社会および社会保障の基礎的概念	15
§2 社会保障の歴史	17
§3 福祉供給サービスと社会保障の現代的課題	18
【コーヒー ブレイク】調査統計にみる福祉社会とは裏腹の今日の問題状況	21
II 「産業における福祉」(伝統的な狭義の産業福祉)の生成	
第4章 産業社会の人間問題	23
§1 労使関係の変遷(発展)	23
§2 「科学的管理法」	24
§3 産業における「人間関係論」——ホーソン工場の実験を中心に	26
§4 組織の編成原理としての官僚制	28
第5章 労働福祉と労務	31
§1 職域福利	31
§2 労働安全管理、就業管理	32
III 勤労生活の労働経済論	
第6章 ライフサイクルと家計	36
§1 絶対所得仮説と消費関数モデル	36
§2 予備的動機としてのライフサイクル貯蓄仮説など	38
第7章 労働市場に関する基礎的知識	41
§1 労働の意味と労働市場の特異性	41
§2 労働市場の類型	42
§3 失業	44

第8章 人的資源論	47
§1 人事労務管理の領域と労働費用・賃金体系	47
§2 「人的資源論」と「労働生活の質的向上」	48
§3 人的資本論とその欠陥	49
§4 内部労働市場と技能・キャリア形成——長期にわたる訓練と「職」の保障	51
第9章 所得構造	54
§1 所得の構成(種類)	54
§2 生涯賃金	55
§3 雇用者所得	56
第10章 所得分配・再分配——個人的分配を中心として	58
§1 不平等度の測定	58
§2 所得再分配	60
【補論】セーフティー ネットの構築	63
<b>IV 福祉産業の経済学的アプローチ</b>	
第11章 福祉産業の経済学的分析視角	65
§1 福祉産業の課題	65
§2 三つの分析視角	66
<b>V 経済社会の構造変動と諸問題——産業をめぐる福祉</b>	
第12章 産業と地域社会	70
§1 変容する産業都市と地域開発への問い	70
§2 「地域産業の盛衰の三点セット」	73
第13章 環境・公害問題の経済社会学的アプローチとコミュニティ再生への要諦	78
§1 公害・環境問題と市場の失敗	78
§2 環境権の主張と自治	80
第14章 消費社会の経済社会論	83
§1 大衆消費社会	83
§2 『豊かな社会』の虚構性	86
【コーヒー ブレイク】A 誇示的消費、B 依存効果、C 現代人の社会的性格	87
§3 成熟社会における消費の記号化	89
§4 製品計画とマーケティング コミュニケーション	91
第15章 産業とビジネスの相剋	96
§1 問われる経済成長の真価	96
§2 産業とビジネス——勤勉と新たな価値の創造	97

# 産業福祉の経済社会論

## プロローグ 産業福祉学の地平

——形容矛盾を印象づける産業福祉学へのチャレンジ——

### § 1 産業福祉学の主題

#### 1 形容矛盾とその止揚 aufheben

「産業福祉学」、一見して形容矛盾を印象づけるこの名称はしかし、直裁に言えば背反ゆえにこそ、大いなる可能性を有する。我田引水とも受けとられそうなこのパラドックス（逆説）はちょうど、社会学や経済学をはじめ社会科学がそれ自体に矛盾を抱えて生成・発展してきたのと同義的といえよう。

例えば、①社会学が伝統的命題として掲げてきた「社会はいかにして可能か」、「市民社会の自己認識」、「社会変動のメカニズム（運動法則）の解明」は、それ自体に矛盾や緊張をはらんでいる。すなわち、(a) 安定・平和・統合・再組織化・革新の要請、それと裏腹の秩序の維持・回復を大義とした統制・管理。(b) 民主主義の基礎をなす市民的自由・近代的自我の確立を土台とする「市民社会の自己認識」は、しかし自ら飢える自由を含めて二重の意味で自由であったり、遠心力として作用する個人化・社会解体を現象した。(c) かかる社会問題化ゆえに、「社会変動のメカニズムの解明」が必要とされた。まさに矛盾や緊張を内在するからこそ、それらの因果関係および問題解決に迫っていくのである。

②また、自由な経済活動と技術進歩などによる生産力の増大で「豊かな社会」や経済成長による福祉社会が実現した。そして、フローとしての所得向上とそれによる平等化、景気変動のリスク回避と失業の防止、社会保障制度の拡充による安定化が福祉社会の基底となった。しかし、自由な競争・選択が豊かな経済生活に結びつくとされる商品経済の発達・拡大の軌跡は、半面で絶え間のない欲望の創出によって「社会的アンバランス」や深刻な環境破壊を派生させた。さらに国境を越えたグローバリズムの進展は富の偏在と格差拡大をもたらした。市場秩序の礼賛に対する問題状況は、資本主義社会の発展過程と重なり、市場経済の胎内に矛盾を宿していたといわなければならない。

いわば、産業・経済の発展による幸福や福祉社会の実現という目的に対し、資源の稀少性を背景に、手段としての利益最大化・効率化・合理化・最適化・代替性・機能合理化が優越してしまい、利潤追求が人間性を蝕み“豊かさの真価”が問われているのである。まさに、経済は経世済民を語源とする含意を認識しておかなければならない。

#### 2 産業福祉学の発露としての労働者福祉

①社会科学の一分野としての「産業福祉学」もまた、経済社会の変遷とそこに巻き起こる矛盾と向き合うなかで形成されてきた。「産業福祉学」の生成の契機となり、大きな比重を占める「産業における福祉」も両義性を併せ持つのである。

すなわち、(a) 伝統的かつ狭義の「産業福祉」としての「産業における福祉」は、資本主義の発展と重なる産業化（工業化）・市場経済化にあつて、劣悪な労働環境、低賃金・搾取による窮乏化、塵のような労働様態、そして部分品化・規格化された労働行為からの

疎外などが蔓延・顕在化する実態を直視してきた。そうした問題への解決には経営労務の改善が不可欠であり、労働環境・条件の改善や生活水準の向上などの労働者福祉なしには、生産性向上・企業成長が実現できないと認識されたのである。(b) また労働力再生産による秩序維持を目途とした社会政策と関連したものでもあった。

②労働力再生産を目途とする経営労務改善は、企業や組織の発展に軸足をおく限りで、管理のための方策・性格を宿す欺瞞性が見え隠れする。そうだとすると、勤労者福祉は生存権・社会権など基本的人権の尊重を土台にした普遍的価値を発露としている。すなわち、労働市場で売買される労働用役も商品化されている。ところが労働用役はその提供者である彼(彼女)の人格から切り離すことはできず、労働用役の購入(需要)者は労働者の人格を所有したり、人権を犯すことはできない。こうした労働市場の特異性は、それ故に、人権の尊重、勤労権の擁護が銘記されている。雇用政策・賃金政策、失業保険・老齢年金・労働災害保障といった社会保障の拡充、幼少年労働の禁止・女子深夜労働の禁止・児童手当制度などの労働保護の政策は、かかる労働市場の特異性に基づくことを大前提とする。

### 3 産業福祉学の現代的イシュー

先に触れたように産業福祉の足跡は、産業経営の安定・向上に資する従業員の福利厚生 Fringe Benefits、人事労務管理および労使関係の改善、労働安全衛生、失業などが中心的な課題・対象であった。それは「産業における福祉」と称され、今日もなお、産業福祉学において少なからぬ比重を占めている。

①「産業における福祉」で掲げられてきたテーマやイシューは、個々人の生活基盤、働きがい、産業(職場)における人間関係などの課題であり、同時にそれらを取りまく経済社会の動向と密接にからんでいる。すなわち、少子・高齢社会、ICT(情報通信技術)・情報化やサービス経済化の進展、市場経済化による世界的価格競争・グローバリズムといった経済社会の構造変動と無縁ではないのである。それ故に産業福祉学は、経済社会の変動と向き合い、そのしくみの実証研究を命題とする。

②影響を受ける一方で、個人は職業を通じて社会的役割を担い、互いに支え合いながらよりよい社会の実現に向けて主体的に社会参画している事実も見逃せない。また、企業活動は単に私的利潤の追求をするだけではない。経済社会の変化に挑み、イノベーションを喚起し、利便性・快適性・ホスピタリティーを提供し、高品質で高付加価値の製品・サービスによる事業価値の創造を推進している。それによって経済社会に活力を生み出し、働く場を創出し、豊かな消費生活に寄与している。

③経済社会の構造とその変動は、同時に福祉社会のゆくえをも左右する。いわば“よく生きる Well Being”ことを旨とする福祉社会の実現には、それを支える経済的生活基盤の拡充が不可欠である。それとともに、福祉 welfare は社会的弱者の救済をコアとしつつも、それとどまらず自助-共助-公助を連携しながら生きる権利を保障し、支えあう人間性豊かな社会システムの創造が重要となる。産業・企業は社会的使命を第一義とし、経済が「経世済民」から始まったことを再認識しなければならない。

④上記の課題設定を踏まえて、今少し産業福祉に関する今日的テーマを集約してみよう。

(a) 日本的雇用慣行が動揺し、雇用不安が広がり格差社会が顕在化するなかで、働く場の確保と働き方の多様性、さらには生計の維持、個性(能力)を生かしながら社会的役割

を担うことを意味する職業の意義をどう実現するか。

(b) 家族を含めた「勤労生活の質的向上」Quality of Working Life および「勤労者の総合的福祉」Employee Benefits を軸に、家庭生活・コミュニティ生活・職場生活のバランスがとれた、「安心社会」の設計・再生にどう取り組むか。

(c) 福祉をコストとみなすのではなく、生活の質的拡充や多様なニーズに対応した社会的需要が、産業構造の高度化・知識集約化時代の新たな成長の源泉になると位置づける。

(d) 経済成長・経済開発それ自体が自己目的化してしまった経済のしくみを、福祉開発・社会開発を本義・内容とするためのしくみに組み換え、真に豊かさを享受できる社会をどう実現・創造するか。それを促す組織設計・運営および主体の問題を考察する。

ともあれ産業福祉学は、産業と福祉にまつわるパラドキシカルな主題を念頭におきつつも、総花的ではなく、戦略的総合として構想しなければなるまい。そこで以下では、多岐にわたる産業福祉学の対象及び方法を整理しながら、変容する経済社会と社会構造上の諸問題の解明・分析に向けてチャレンジングに鳥瞰してみよう。

## § 2 新しいフロンティアとしての4つの対象領域、コンテンツ

上述の主題ないし視角を交えて産業福祉学は、「産業における福祉」「勤労生活の労働経済」「福祉産業」「経済社会の構造変動とその諸問題」と称した下記4つの研究分野・対象領域に集約することができる。それらは相互に関連するものであり、社会科学の学際的アプローチ（とりわけ経済学、社会学、経営学からのアプローチ）が必要となる。そこで4つの柱をめぐる相互関係と、それらの具体的な事柄・課題をそれぞれ箇条書きで示した。

### 1 産業における福祉

「産業における福祉」は、産業・経営活動と社会政策を交えた労働者福祉をめぐる問題とその対応から生成され、産業福祉学を代表する伝統的領域である。すなわち、労働環境・労働条件・賃金など勤労生活の改善・向上と経営の安定・生産性向上の実現を課題としてきた。かつて顕在化していた劣悪な労働様態・搾取による困窮・労働災害は、確かに減少してきた。しかしながら今日、社会的排除を伴う様々な格差社会が顕在化し、それとも密接に絡む雇用不安の蔓延や潜在的失業、長労働時間の問題が後を絶たない。それらの実態を踏まえ、雇用の動向や雇用構造を分析し、働く場の確保、労働生活の質的向上（QWL）、個性（能力）を生かした社会的役割を担う職業的自律の課題が重要となる。

- ①企業社会の動揺：＜「安心」の雇用システムとその変化、経営組織文化＞
- ②産業における人間問題：＜組織と人間、人間関係、働きがい・職業的価値の探求＞
- ③人事労務管理の改善：＜賃金、労働条件、能力開発とキャリア形成、人事考課等＞
- ④労働安全衛生、産業メンタルヘルス、産業カウンセリング等
- ⑤「企業福祉」から職域をベースとした「従業員福利」さらには「職域福利」へ

### 2 勤労生活の労働経済論

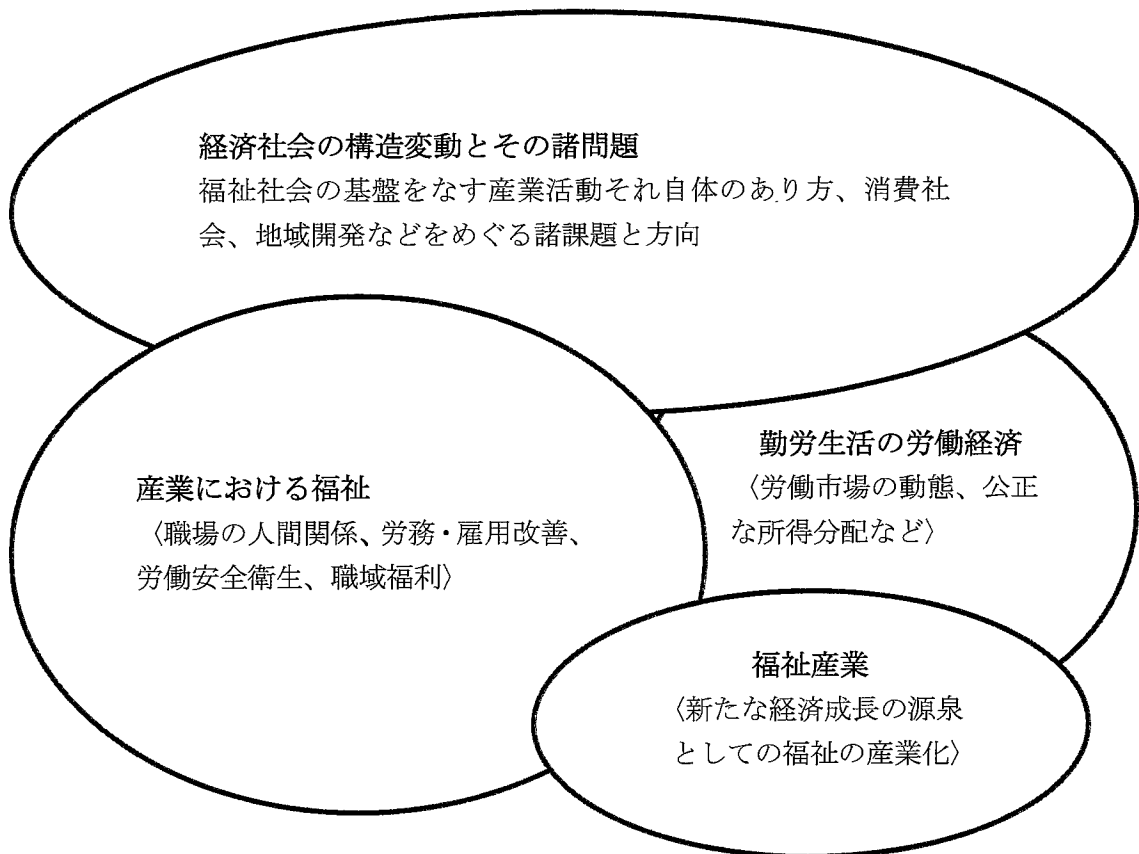
労働経済学の基礎的知識をもとに、労働市場および雇用構造の変容：＜情報化・サービス経済化の進展、グローバル経済と労働市場、雇用不安・失業、パートタイマー・派遣社員・

契約社員など非正社員の増加、女性労働、高齢者雇用、障害者雇用、労使関係などの諸問題、少子・高齢時代の生活保障と共助、社会的資源の再配分、社会保障の支柱をなす社会保険制度の行き詰まりとセーフティー・ネットの構築を、互酬的交換を織り込んで社会的公正をどう実現するかが主なテーマとなろう。

<テーマ、アジェンダなど>

- ①ライフサイクルと生活経済（収入構造、消費、貯蓄）
- ②育児および介護に関する社会基盤の整備拡充およびワークライフバランス
- ③ワーキング・スタイルの多様化とキャリア形成、ライフ・コース論
- ④女性労働、高齢者雇用、障害者雇用を含めた失業や雇用不安、雇用流動化とそれへの対応に資するセーフティー・ネットの構築
- ⑤人的資源論とその欠陥を交えた労働市場の階層分化化  
年金制度の再編成と退職後の生活基盤・設計、医療制度および医療保険制度の改革
- ⑥所得再分配と社会的公正の実現

図表1 産業福祉学の4つの対象領域（パラダイム）



### 3 福祉産業

分配問題を軸に据える上記2の「生活福祉の労働経済」に対して、福祉産業ではT.ヴェブレンの「生気を喚起する animates」ビジネスあるいはF.コトラーのいう「マーケティング 3.0」を念頭に、“生活の場”としての福祉の拡充を第一義とする。そしてサービス経済

化・知識集約化による新たな価値・事業創造としてポジティブにとらえる。

すなわち、福祉社会とは裏腹な現実の諸問題（格差社会、絆の弛緩、社会病理現象など）を射程におきつつも、福祉をコストとみなすのではなく、生活基盤の拡充および家族を含めた個人生活の質的向上とその多様なニーズへの対応が、社会的需要を喚起し、それが新たな成長の源泉になると位置づける。但し、市場メカニズムの導入による福祉産業では、社会保障とのリンクが不可欠である。

#### <福祉産業の経済学的アプローチ>

詳しくは後述が、経済学的アプローチとしては、その限界を含めて次のような視点・方法があげられる。

(ア)「比較生産費説」援用・利点による政策および人的資源の有効活用・生産性向上  
→（投資としての育児、ワークライフバランス）→しかしこれには投資対象をめぐる選別（スクリーニング）あるいは「集中と選択」の論理が横たわっている。

(イ) 産業連関分析で裏付けられる経済的・相乗的波及効果  
→（医療との連関による福祉供給サービスなど高付加価値産業による生活関連社会資本）。

(ウ) 対費用効果ないし費用便益→（環境問題への対応や公共事業）。

(エ) ネットワークによる「範囲の経済性」（ex.ロングテールの成功例）  
→（需要創出に資する地域産業の活性化への方策に資する）

(オ) よりよく生きる（well being）ための、購買が困難な人や社会的に弱い立場の人が幸福を享受するためのマーケティング活動（F.コトラーのいうマーケティング 3.0）

#### <テーマ、アジェンダなど>

- ①介護・育児産業と福祉マンパワー政策 →（ア）、（イ）
- ②都市生活環境：<暮らしやすい町づくり、住宅サービス（セキュリティ含む）および各種メンテナンス、コミュニティ・ケア、スマートシティ構想>→（ア）
- ③健康・医療産業（施設・病院経営、予防産業、メンタルヘルス等）の相乗効果→（イ）
- ④食の生活産業（飽食の時代の問題と来るべき食糧・水不足によせて）→（イ）（ウ）
- ⑤リサイクル、リユース、リデュースをテコとした循環型環境ビジネス →（イ）（ウ）
- ⑥余暇活動の創造とホスピタリティ・サービス、文化産業→（イ）
- ⑦職業訓練・教育、生涯教育・学習およびキャリア形成→（イ）
- ⑧人間関係調整ビジネス：<家族・地域社会などの社会解体现象、および個人化にまつわる課題を射程においたネットワーク社会における新たな絆づくり>→（エ）
- ⑨生活設計（ライフプラン）、財産形成等 → 年金保険・医療保険など
- ⑩生活・福祉関連のネットワークサービス（家事代行産業、宅配サービス等）→（エ）
- ⑪その他、共助と福祉の社会化：<NPO等の可能性とネットワークによる社会的統合および企業の社会的貢献

## 4 経済社会の構造変動とその諸問題

福祉社会の 이슈を直視しつつ、そのゆくえを左右する経済社会の構造と変動について考察する。その際、T.ヴェブレンのいう産業とビジネスの相克を念頭に、産業活動それ自体の在り方を問い、福祉社会の実現に向けた産業の社会的役割・使命を提起する。

#### <テーマ、アジェンダなど>



- ①「豊かな社会」の消費者行動とその新たな動向（消費の「記号化」、身体化・体感する消費を含む）、新たな価値の創造
- ②産業と地域社会：＜経済開発から福祉・社会開発を内実とする地域開発へ＞
- ③都市・環境・食糧問題：
  - (a)「市場の失敗」とそれを契機としたコミュニティの再生に結びつく環境権の主張
  - (b)人口爆発と食料不足問題、資源・エネルギー問題などを克服する手がかりとしての「社会的共通資本」の形成。
  - (c)人口移動、都市の社会病理、コミュニティー・ネットワークおよびソーシャル・サービス、自治としての都市の再構築
- ④技術進歩・産業構造の高度化と経済社会の構造変化：＜IT・情報化等に寄せて＞
- ⑤市場経済化と企業行動の再検討、企業の社会的責任（SCR）
- ⑥非営利活動（NPO等）の可能性および運営主体としての組織の再設計とその課題

(注) このプロローグは、齊藤幹雄「産業福祉学の新しいフロンティア——パラダイムシフトおよび産業社会の構造と変動を中心に」東北福祉大学研究紀要 第36巻 2012年3月を端緒として、改めて体系的に加筆・取りまとめたものである。

# I 市場経済と産業福祉の基本的構図

## 第1章 経済と社会の相互作用

### § 1 経済の社会化と市場経済の概念

社会生活は、資源の希少性を背景に人間の労働力を利用してなんらかの生活物資を獲得することからはじまる。生活物資の存在を無視しては生活が成り立たない。そうしたなかにあって、経済的行為が物資・糧の獲得を目的としたものに限定されようとも、経済生活は社会関係の枠から自由ではありえない。それぞれの経済行為は、相互に関連しながら有機的に社会生活を築き上げている。人びとの経済的欲求の充足は多数の他者との協働・組織化・交換・競争・支配といった社会過程あるいは社会関係から切り離せないのである。それは“社会の経済化”ではなく、“経済の社会化”と形容してよいだろう。

#### 1 経済主体の相互関係

社会関係とはさまざまな欲求充足のために、他者に働きかけ・働きかける過程で互いに期待し（され）規制しあう関係をいうが、そこでは地位の承認と役割を通じて様式化される。（注1）こうした相互関係は、意思と責任をもつ家計（社会学的には家族と置き換えてもよい）および個人、企業（経営体・組織体）、政府（財政）、外国といった経済主体間の相互依存関係にもあてはまる。

すなわち、(a) 家計・個人は、企業・団体等に勤めたり（雇用）、商売や農業を営んで所得を獲得し、これをもとに企業などが生産する製品やサービスを購入し消費する経済行動の基本単位である。それがどう具体的に存在し、どう行動するかは家族の制度、形態や機能およびその変化と無縁ではない。

(b) また企業（経営体）は、家計から労働力を雇い、資本・労働力・土地を結合して財やサービスを商品として生産し、これを市場で販売して利潤を得る。いいかえれば、利潤獲得を目的とし、資本を利用しながらいろいろな生産要素を合理的に購入し、生産・販売を行う組織体である。広義には生産物やサービスを市場に供給する経済主体と解しておこう。この経済主体は家族（家計）から労働サービスの供給がなくては成り立たない。また家計は生産物を需要する消費者でもある。生産と消費が分離しているなかで、家族と企業は機能上相互に依存し合っているのである。

(c) そして国家・地方自治体のような財政経済（public finance）を運営する政府は、主に家計や企業のような私的な経済（private economy）からの租税などを収入源とし、国民生活のため企業から財・サービスを購入するとともに、公共財（道路、ゴミ処理、警察、消防、公衆衛生）を供給するなど投資活動も行う。また、老人・失業者・生活困窮者などに社会保障費を支出している。併せて私的経済に対して制約・禁止・勧奨・保護などの強い権力を持ち、今日その比重が大きくなっている。景気変動のリスク回避や富の配分を含めた計画化の導入、社会保障や完全雇用などの福祉社会への実現への対応といった公共経済を組み入れたポリシーミックスは、そのあり方が常に問われるとともに、社会生活に大きな影響をおよぼしている。

このように、それぞれの経済主体は、財・サービスの流れ（経済循環）を通して密接に結びついている。経済主体の相互依存関係——経済学的には需要と供給の相互関係——はそれを媒介する市場をもたらす。前述のように基礎的集団である家族と機能集団である企業とでは、労働サービスの売買を行う労働市場、消費生活のための消費財市場、家計の貯蓄に関する金融市場が形成されるのである。

## 2 市場経済化と社会関係

### (1) 交換としての市場 —— その社会学的視点

①一般に市場（market）は、商品交換（売り買い）が行われる場所をいうが、魚市場や取引所などにおける商品の売り手と買い手が直接・間接に出会う組織を指したり、世界市場、国内市場などのように、一定の商品に対する需要と供給とが相対して価格と取引量とが決定される抽象的なことをも意味する。単に流通のシステムととらえてもよい市場は、市場経済と置き換えた方が理解されやすい（両者は厳密に区別されてない）。

②社会学的な視点で市場をとらえれば、交換という相互行為の場となる。この相互行為にあっては、それぞれの交換が成立するとそれで行為が完結し、社会関係としての特徴が見いだしにくいことから、市場は集団や組織を構成しない。それゆえ市場は、富永健一にしたがって「準社会」（注 2）とみなしておく。ともあれ市場は、家族および企業などの経済主体ないし集団・組織をつなぐ交換のパイプとして機能的に依存しており、市場は近代産業社会の不可欠な構造的要素となっている。

③次に、財を獲得する目的は、他の財や有償的な人間行為（サービス）を求める交換行為として出現する。社会学的にはいま一つ非市場的・非貨幣的ともいふべき社会的交換関係がなされていることが指摘される。

富永健一は、地位、権力、威信、名声、暖簾など社会関係からなる財を関係財（社会財）と称した。関係財は個人および社会システムの目標を達成する際に役立つ用具もしくは報酬として交換・配分・所有される。（注 3）経済財と統合した概念でもある関係財はしかし、必ずしも実物財のように所有・交換されるとは限らず、また文化財のように伝達・学習されるとはいい難い面がある。（注 4）

### (2) ゲゼルシャフトと社会関係

近代社会の趨勢を、社会関係の類型ともいふべきゲマインシャフト（Gemeinschaft・共同社会）からゲゼルシャフト（Gesellschaft・利益社会）への過程としての社会変動論を織り込んだのはテンニース（Ferdinand Tönnies）（注 5）であった。

①相互に親しみ、愛し合い、共に語り合うといった人間相互の自然な親和性を内容とするゲマインシャフトは、あらゆる分離にもかかわらず本質的には結合している感情融和の結合であり、そこでは法よりも情緒が大きな役割を果たし、人々は有機的にかつ内面的に結びつく。だがかかる共同体の性格ゆえに、他の社会に対して閉鎖的・排他的・保守的・伝統主義的である。血縁を紐帯として共同生活する家族、地縁による村落や近隣、共同の作業・管理による精神の共同体としての中世都市やギルド的な職域共同体がその例である。

②一方、ゲゼルシャフトでは（a）個性性を軸に共同性は二次的に合成され、互いに他者を自己の利害と目的にもとづいて手段化（視）する打算的關係を特色とする。反対給付や返礼との交換なしには他者のためになにも与えないのである。そこではあたかも「各人が

一個の商人」のようにふるまう人格の手段化を蔓延させた。(b) 個人所有(私有財産制)を前提に、利益は個人に分配されるが、その場合、利得は必ず何かと引き換えでなければならず、そこに交換の場、つまり市場が成り立つ。(c) 財 Goods を獲得する目的のために他の財や有償的な人間行為(サービス)を求める交換行為は、交換手段としての貨幣を媒介とした間接的な関係に染めあげられ、貨幣の獲得が中心課題となった。

あくまでも、ものを介しての関係であった市場の取引関係は、取引する人が互いに相手を自己の目的を達成するための手段とみなす“目的一手段”の関係に塗り替えた。社会生活全般にわたって社会関係が市場の網の目の中に組み込まれ、よそよそしい非人格的關係が支配的になった。特定の目的を有し、選択意志により形成される人為的集団、一時的なみせかけの共同生活、利害関係にもとづく契約により成立し、法および規範の統制を受け、他の社会に対して開放的なゲゼルシャフトには、企業、組合、政党、クラブ、大都市生活、世界社会等があげられる。

## § 2 市場機構と自由主義経済 (market economy)

### 1 市場メカニズムの理念モデル——自由な経済活動と価格の自動調節機能

元来、市場経済は 経済主体間の商品・労働・貨幣の売買・取引をめぐる自由競争を通じて価格が成立する場や機能をいい、この市場メカニズムを通じて需給調整と資源配分が行われる。市場価格の変動を目安に需給調節が可能であるという柔軟性が備わっていれば、どんな形態・規模の経営体・所有形態も市場経済に適合されよう。個人・企業の自由な取引および市場参入は、資源の希少性を背景に効率が追求される。そこでは対等な関係での完全競争、それを担保する機会の均等および情報の対称性・開示、自己責任を伴う意思決定、私有財産権などの前提条件が必要となる。

自由競争を前提に価格の自動調節機能による市場の原理を「神の見えざる手」(invisible hand) と呼んだのは経済学の父 A・スミス (Adam Smith) であった。スミスは『諸国民の富』(注 6) で、私利の追求は市場機能という「神の見えざる手」の働きによって社会全体の利益を促進すると説いた。公益は公共心からでなく、私利の追求の帰結として実現されるのであった。そして市場への政治の介入や政府等の保護・規制などは、市場(自由な経済活動)にとって有害であるとし排除すべきとした。この考え方はレッセフェール(自由放任主義)とも称される。

ただし、スミスは安定的な財源を確保したり、公平なサービスを提供する観点から政府が公共事業を行ったり、公的資金による投融資を営むことは容認した。むしろ特定の商工業者が金や銀の獲得を「国富」に名を借り、政府を利用して私利を蓄える活動(重商主義)が自由を阻害していたことを批判した。この点は計画化と大企業体制が進展した現代産業社会においても重要な指摘であり見逃してはなるまい。

### 2 市場経済の欠陥

商品経済の発達とともに拡大・発展してきた市場とその軌跡は、資本主義社会の成立・成長過程と重なる。自由な経済活動と競争原理が資本主義経済の強みに他ならないと喧伝される市場秩序の礼賛はしかし、次のように多くの欠陥や問題が顕在化している。

(a) 現実には少ない完全競争——横たわる不完全競争。もともと機会均等ではない現実。情報の非対称性・情報公開の不備によるアンフェアな取引。

(b) 市場原理からの経済合理的・目的合理的な「ホモ・エコノミクス・モデル（経済人）」への遍在——価値合理的・感情的な社会的存在としての「人間モデル」が欠落。

(c) 市場の不確実性がつきまとう景気変動（殊に不況）のリスク。

(d) 優勝劣敗の顕在化・貧富の格差拡大と社会的・経済的弱者の切り捨て。

(f) 市場価値の席卷による労働の商品化、文化の領域にもおよぶ商業主義・流動化。

(g) 公害・環境問題などにみられる「市場の失敗」。

(h) 資本力・技術力・組織力に勝る大企業への一層の利益増大、その結果としての寡占・独占企業（少数の大企業への生産・資本の集中）による国民経済の主要な産業部門の市場を支配など。

こうした市場主義への批判は枚挙に暇がない。市場経済をめぐる欠陥を考えると、市場経済のメカニズムは、そもそも私有財産制、利潤極大化、自由競争・自由な経済活動として特徴づけられる資本主義経済を包括するとともに、資本主義経済の胎内にすでに矛盾を宿していたといわなければならない。とはいえ、市場の機能・価値は能力・業績による評価を通じて、政治的思惑や不当な権力の介入を阻止し、公正な基準を示す局面もある。但しそれはあくまでも対等な関係が成り立っていることを前提にする。

#### (注)

(1) 濱嶋朗・竹内郁郎・石川晃弘編『社会学小辞典（新版増補版）』有斐閣，2005，p. 250.

(2) 富永健一『近代化の理論—近代化における西洋と東洋』講談社学術文庫，講談社，1996，p. 104.

(3) 富永健一『社会変動の理論—経済社会学的研究』岩波書店，1965，pp. 249—253.

(4) 浜島・竹内・石川 前掲書 (1) ， pp. 88—89.

(5) テンニース，F. 著／杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト—純粹社会学の基本概念』岩波文庫，岩波書店，1957.

(6) スミス，A. 著／大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』全5 卷，岩波文庫，岩波書店，1959 —1966.

## 第2章 市場経済の社会思想——功利主義とその批判

功利主義 Utilitarianism は J. ベンサム、J. S ミルらを中心に、人間の根本的動機が経験的な快楽（幸福）の追求にあるとする人間観を体系化した社会思想である。すなわち、人間行動の基準になるものを効用（utility）としてとらえた功利主義思想では、人間行動の目的は苦痛を与える「負の効用」を避け・減らし、快楽（満足）を与える「正の効用」を最大にしようとするのである。

やがて功利主義は、アメリカなどを中心にプラグマティズム（pragmatism 実用主義）へと発展し、さらに今日では経済学、決定理論、ゲーム理論（社会的ジレンマを含む）、資源動員論など、経済合理的な人間モデルに立脚した諸理論の土台・背景となっている。

### §1 功利主義思想の源流と道徳感情

#### 1 ベーコン F. Bacon (1561~1626) の経験論 『Nuvum Organon』

ヨーロッパ中世以来の古い思想を批判し、人間の科学的知識（認識）の発展を妨げる偏見（イドラ idola 偶像）を克服して「知は力なり」を探求した。知識の源泉としての経験論を確立したのである。すなわち学問の目的は、生活の経験と自然に対する研究（自然を支配する知識を手に入れる、因果法則を発見する）から出発するのが先決であり、自然を改良して人間の生活を便利で豊かにすることにあるとする。そのための方法として、経験を積み実験や観察を通じて法則を導き出す「帰納法」を提唱した。

ベーコンとほぼ同時期 17 世紀、経験論とは異なり、デカルト Descarte を始祖とする認識や知識の方法に関しては合理論がある。理性にもとづく合理論を導く方法として、数学のような演繹法を採用した。合理論については※のコーヒー ブレイクを参照されたい。

#### コーヒー ブレイク

#### ※ 経験論と対峙するデカルト (仏 1596~1650) の合理論 『方法序説』

##### ① 合理主義と演繹法

中世における科学の委縮性は非合理的な神の禍に他ならない。数学のように終始理性によって解明できる学問を理想とした。存在するものは全て理性に基礎をおいており、理性そのものから得た原理を土台に存在の認識が成立する。それには普遍的な原理を想定し、それを根拠として経験的事実を証明する「演繹法」でなければならない。

##### ② 懐疑主義（懐疑的方法）

確実な知識を求めるために方法論的懐疑を行う。これまで当たり前のように常識とされてきた知識・事物の存在について、全て疑ってみることから始めた。“いま自分は疑っているが、疑われていることは確かではないとしても、疑っていること・疑っている自我（疑う働きをしている自己、考える自己、世間の考えを批判している自己そのもの）の存在は疑いえない事実である”ことを発見した。→ このことをデカルトは「我思う、故に我あり」(Cogito ergo sum) という命題として確立した。どうしても疑うことのできない理性をまず確認し、それを原理として自己の思想を築いていくのである。

## 2 道徳情操論 (moral sense) と市場経済の思想 — D. ヒューム、A スミス

### (1) 同情 (共感) 説

「経験論」を受け継いだヒューム D. Hume (英 1711~1776) は、行為の結果によって道徳的価値 (善悪) を定めようとした。すなわち、他人の行為に対して善悪の差別が判断できるのは、我々はその行為の結果に同情・共感 sympathy できるか否かであるとした。

これを踏まえてスミス A. Smith (1723~1790) は『道徳情操論』で、行為を起こさせる「動機となった感情」そのものに対する同情・共感の有無によって道徳的価値 (善悪) を判断しようとした。スミスのいう道徳的に善なる状態とは、自他の「感情の調和状態としての適当さ (propriety)」をさす。この適当さに真に同情し、保証を与えるものが、とりもなおさず“第三者 (観察者、公平な見物人)”としての内心の声に他ならない。公平な観察者としての他人の眼からみて共感が得られ、第三者の眼をもって自己を見ることで、その正しさが判定される。そうした共感にもとづく道徳性は、現実の社会を発展させるものでなければならない、と説いたのである。

### (2) 私益=公益 — (A. スミス『諸国民の富』)

人間生活において個人の利己的欲望や自己の財産・幸福を追求する利己心も、それが第三者の同情・共感を得る限り罪悪ではなく、また利己心を充足させるための経済的活動も正義の法則 (他人の生命、人格を尊重する法則、自己の財産、所有物を得る法則、他人との契約によって権利を守る法則) の範囲内においては、むしろ社会全体の利益と幸福とを増進させる契機になる。自由競争の社会には、その前提としてフェアプレイ fair play の精神が必要である。こうした相互関係が可能であれば市場機能における“神の見えざる手 (invisible hand)”によって予定調和がもたらされる。従って、国家は国民の利己心にもとづく利益追求を自由に放任しなければならない。こうして経済上の自由主義を唱えた。

## § 2 J. ベンサム功利主義とその批判、J. S. ミルの修正

### 1 ベンサムの功利主義 J. Bentham (1748~1832) 『道徳及び立法の原理序説』※

#### (1) 功利の原理

ベンサムは功利を「個々の行為の是非・善悪を判断するにあたって、その行為が人々の幸福を増し、あるいは減ずる傾向、換言すれば、幸福を助長するか、あるいはそれに反するかの傾向によって決定する原理である」とした。人間は快・苦という二人の主人の支配下にあるとみて、快を求めるという事実をもとに、道徳の原理を組み立てた (注1)。

個人にあっては、最大の幸福を得られることが人生の目的である。社会は個人の集合であるから、最大の幸福をもった人が最も多人数生ずるところに社会の目的がある。利己的な本性をもつ人間は、個人の利益と社会の利益および幸福との一致によって人間の利己心の調和を考える。個人の幸福の総計が社会全体の幸福となり、政府の政策や法律はその社会を構成している全ての個人の幸福が最大なることをめざさなければならない。(注2)

——「最大多数の最大幸福」 The Greatest Happiness of Greatest number

#### (2) 快樂計算と4つの制裁 (sanction)

①快樂は次の7つの条件で量的に快樂計算することができるという。その基準には、強弱、持続性、遠近性、確実性、多産性、純粋性、範囲があげられる。

②この原理が守られるために、他人を犠牲にする利己的な人間には (a) 暴飲暴食等で健康を損ない苦痛を味わう「自然的制裁」、(b) 刑罰等の法律的・政治的制裁、(c) 社会的な非難を浴びる「道徳的制裁」、(d) 神の罰への恐れ等の「宗教的制裁」が加えられる。なかでも「法律的制裁」を重視し、法律の目的は公共の利益に合致する行為には報いを与え、これに反する行為には罰を与え、個人の利益と公共の利益を一致させることにあるとした。

## 2 ベンサム功利主義への批判、致命的欠陥

- (a) 民主主義の手続きにおいて多数決原理の採用は避けがたい面がある。そこでは少数者の意見などを尊重しなければならない。同時に多数は必ずしも正義とはならない。
- (b) そもそも不完全競争が横たわる現実にあつて、社会的弱者やマイノリティーが切り捨てられる事態を直視しておかなければなるまい。
- (c) 快樂計算は真の幸福とは結びつかない。人間性（人間の内面）や快樂の質が欠落。感覺的・物的快樂（満足）が得られたとしても、それで幸せになるとは限らない。  
ただ、快樂計算（苦痛回避）の実利的な効用には、災害時医療での病気や負傷の緊急度によって優先順位をつけて応急処置を施すトリアージ Triage があげられる。
- (d) 経験・体験や感覺は曖昧で不確実であり、それらは周囲の人々などに影響されやすい。  
また、一方通行の情報メディアや特定の社会的勢力から感覺的欲望を刺激したり、操作されることもある。理性的な判断・認識がなされないことも少なくない。
- (e) 相対的真理観を助長。時・場所・場合 (TPO) によって快・不快が変化し、それに対応して真理や価値判断が変わる。自分に都合よく勝手に（詭弁を弄することもある）真理・善・美を変えてよいものか。客観的・普遍的な価値判断・真理が欠如。
- (f) 打算の人間関係の顕在化。自己の利益に叶うよう人格を手段化したり、他者を利用することに注力し、それがひいてはエゴイスティックなあるいは強欲な人間像をつくりだすことにもなる。そこではゲゼルシャフト的社会関係が蔓延し、人間相互の信頼関係を損なわずにはおかない。
- (g) 市場経済化と相まった手段的価値の優越および道具的知識の横行。

## 3 J.S. ミル J.S. Mill (1806~1873) の質的・精神的快樂

『自由論』『経済学原理』『功利主義』『自伝』

### (1) 快樂における質的差異——ベンサム功利主義の修正

ベンサムが快・不快に量的な差異しか認めなかったのに対し、ミルは質的・精神的な差異を認める。すなわち、(ア) 畜生の快樂と人間の高尚な快樂とは区別されなければならない。(イ) 幸福と満足とは異なるものであり、貧しくとも金持ち以上に幸せが得られることも少なくない。(ウ) 高尚な快樂を知っている人間ほど人間の尊厳をもっており、そこにまた真の快樂（精神的快樂）が見出される。

こうしてミルは品位、自尊心 sense of dignity を重要視した。これを端的に表したのが、「満足な豚であるより不満足な人間であるほうがよい。満足した愚か者であるより不満足なソクラテスであるほうが良い」(『功利主義』より抜粋) という言葉である。(注3)

### (2) 真の幸福に至る道

人間の本質を不完全な利己心に見据えたベンサムに対し、ミルは私利と公利が相容れな



い場合には、私利を犠牲にしなければならないと、克己の精神を強調する。とはいえ、自己犠牲そのものを善とみなすことはできない。自分の幸福の増進を図る行為が社会全体の善としての幸福の増大を実現しようと努力するなかでのみ、幸福を味わうことができる。そして全ての人に保証される行為のあり方が道徳の規準となる。功利主義が単なる個人主義ではなく、人間の心の中にある愛他心や正義の観念といった社会性が必要だと説いた。

ミルのこうした見解は、資本主義の発展に伴って、深刻な社会問題（貧困、社会解体现象など）や労働問題（失業、劣悪な労働様態・搾取など）が発生し、その克服・解決の方途を社会全体の進歩・幸福の促進に求めた。それは注目・評価に値する。（注4）

ミルのこうした考えは、“noblesse oblige”に由来する。元来高い身分に伴う義務と訳されるそれは、財産、権力、地位のある人は社会の手本となり、率先して世の中のためになる行動をしなければならないとされる。貴族制度の階級社会でイギリス人がよく知る言葉だった。やがてフィランソロフィーの意義・活動に結びつく。また経済活性化を促す所得再分配の必要性に先鞭をつけたともいえ、そこには経済学者としてのしたたかな目論見も見逃せない。とはいえ、ミルの功利主義における紳士の態度や社会的弱者への配慮は、あくまでも富裕層や大企業が自らの地位や経済的基盤を前提・温存した上での均衡であり、本質的な社会的公正の実現とは差異があるといわざるをえない。富裕層などが社会的弱者に対して、損失やリスクを顧みず本当に手をさしのべる（救済する）ことができるかは疑問であり、欺瞞的な面も内在する。

※『道徳及び立法の原理序説』は抄訳だが、『世界の名著 38 ベンサム、ミル』収録されている。

（注1） J. ベンサム『道徳及び立法の原理序説』第1章（『世界の名著 38 ベンサム、ミル』中央公論社 1967年 81頁）

（注2） J. ベンサム 前掲書 82頁

「最大多数の最大幸福」を掲げた事由には、17・18世紀当時、あまりにも一握りの特権階級に富や権力が集中しすぎ、多くの市民・国民が貧困に陥ったり権利・人権などがないがしろにされていた事情を斟酌しておきたい。

（注3） J. S. ミル『功利主義論「第2章 功利主義とは何か」1861年』（前掲書 470頁）

（注4） なお、ミルは快樂の質は述べているが、苦痛の質には触れていない。

※なお、ベンサム功利主義をフューチャーしながら市場経済化にまつわる諸問題・諸現象をとりあげ批判してきたが、実際の戦略・戦術・意思決定に当たっては様々な角度からの効用の有無・計算がなくはならない。さらに快樂計算（苦痛回避）の実利的な効用には、災害時医療での病気や負傷の緊急度によって優先順位をつけて応急処置を施すトリアージ Triage も不可欠であることを追記しておく

## 第3章 福祉社会への視座

### § 1 福祉社会および社会保障の基礎的概念

#### 1 福祉社会とは

経済社会の営みと福祉社会の在り様や方向性を考察する産業福祉学について論じるとき、福祉社会への視座にいささかなりとも触れておかねばなるまい。

“人々の幸福”や“よく生きる”を意味する（広義の）Welfare「福祉」には、狭義の「社会的に弱い立場にある人々への援助・支え」が込められている。それにはキリスト教でいうアガペー、仏教でいう慈悲の心が基底にあることも認識しておかねばならない。

一般に福祉という場合、社会福祉事業など狭義のそれを指すことが多いが、「公共の福祉」や「福祉国家」というときは広義の「福祉」の含意としてとらえる。

#### （1）「福祉コンシャスな社会」

「福祉的な社会（福祉社会）」とは、社会を構成する諸個人や集団が福祉的であり、それらの各主体が福祉に対して十分な理解を示し関心を持っていることを示し、これは「福祉コンシャス Welfare-Conscious」な社会である。そうであれば、狭義の福祉社会（「福祉コンシャスな社会」）は、社会的に弱い立場にある人々が安心して暮して（生活して）いけるように人々が心がけている社会に他ならない。例えば“福祉のまちづくり”というのがそれである。一方、広義のそれでは、社会全体の福祉水準の向上に心がけている社会をいう。

#### （2）「社会による福祉」

上記の福祉社会はまた「社会による福祉」を意味する。いいかえれば「人々の福祉の実現に対して社会の側が一定の責任をもった社会」でもある。この場合の社会ないし社会を構成する主体は狭義には、家族、地域（コミュニティ）、民間諸団体（営利・非営利）などを指すが、構成要素（メンバー）を広くみると政府や地方自治体も入る。

ここで福祉社会を福祉国家という概念と一線を画して狭義にとらえるなら、「社会福祉事業や対人社会サービスなどの供給において政府（行政体）以外の民間部門が大きな役割を果たしている社会」と形容されよう。狭義のそれは福祉供給サービスの多様化、ニーズの高度化（新しい価値の創造としてのサービス）が派生し、福祉の産業化（福祉産業）が拡大する所以ともなっている。

それに対し、広義の「社会による福祉」をいう場合、「人々の福祉水準の向上、具体的には社会サービスの供給に対して、社会を構成する多様な主体が一定の役割を果たしている社会」ということができる。

#### 2 社会保障とは

##### （1）語源・コンセプト

『社会保障』とは Social Security を訳したものであるが、保障 Security の語源はラテン語で[ SE=without、CURA=care ]とされる。では“Without Care ケアがない”こととはどういうことなのだろうか。ここでのケアは日本でいわれている「世話、配慮」といった意味ではなく、原義としての「悩み、心配、憂い」といった意味を指す。したがって Security とは「悩み、心配、憂いがないこと」を表している。

人間が人間である以上、悩みや心配がない状態などはおよそありえないが、保障 Security に社会がついている点に留意しておきたい。すなわち、社会的な（ないし社会的な原因により）悩み・心配がない状態を実現するのが、社会保障の目的となる。（注 1）

## （2）社会保障の定義

社会保障は、国ないし地方自治体が主体となり、全国民を対象に、ナショナル・ミニマムを最低基準として、国民の生活を「社会権」として制度的に保障するための総合的・体系的施策と定義できる。

すなわち、国民に疾病、出産、家族の扶養、心身障害、老齢、遺族、労働災害、職業病、失業などの社会的事故が生じた場合に、所得保障ならびに医療保障を行なうとともに、福祉に関する施設・サービスの提供を行い、さらに、保険の措置や雇用・労働の補償を行なうことによって、社会権（人間が人間らしく生きるための権利であり、生存権、教育を受ける権利、労働基本権、社会保障の権利など基本的人権で保障される権利）として国民の生活を保障するものである。（これは 1950 年に「社会保障審議会」が社会保障制度の確立を勧告した際の定義に依拠）まさに社会保障は、「ゆりかごから墓場まで」（W. チャーチル）、国民生活を保障するものにほかならないのである。

## （3）社会保障の構成

社会保障は、概ね社会保険制度、公的扶助、社会福祉サービスの 3 つの柱に集約できるが、現在の一般的な用語法によれば次の (a) ~ (e) のような構成となる。図表 3-1 参照

### (a) 社会保険

これには医療保険、年金保険、雇用（失業）保険、労働災害などの業務災害補償の 4 部門のほか、近年導入された介護保険が挙げられる。

### (b) 公的扶助（生活保護）

### (c) 児童手当

### (d) 社会福祉事業・サービス

高齢者、障害者への在宅・施設サービス。そして児童の健全育成・子育て支援等の児童福祉が掲げられる。

### (e) 保健医療・公衆衛生

- ・医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス。
- ・疾病予防および健康づくりなどの保険事業。
- ・母性の健康維持。心身ともに健全な子供の出生と育成のための母子保護。
- ・食品や医薬品などの安全性を確保するための公衆衛生。

上記で、日本の社会保障の中軸をなす社会保険は、高齢（退職）、生計維持者の死亡、病气やケガ、出産、障害、要介護、失業、労働災害など、特定の保険事故が発生したときに備えて、予め保険料を徴収（拠出）し費用や収入を保障・準備しておくための制度をいう。

※1. 但し、保険であるかぎり「保険数理」の原則が働く（保険料を払ってなければ受給できない）ことに留意しておかねばならない。今日、年金保険料（国民年金）の未納者は 40.7% にのぼる事態は、社会保険制度の根幹を揺るがすといっても過言ではない。

※2. 上記の社会保障制度と密接にからむが、格差是正・平等、社会的公正を実現するために所得再分配制度がある。日本の所得再分配では、社会福祉サービスによる不平等の改

善はなされているが、税による所得格差是正は不十分（不公正）といわなければならない。

## § 2 社会保障の歴史

### 1 欧米における社会保障の生成・発展

①産業革命などを契機に進展した資本主義体制は、私有財産制を基礎に、自由な市場取引・競争・職業選択や社会移動を通じて、個人や私企業が利潤追求することを第一義とするものであるが、そのしくみがもたらす矛盾ないし影の側面ともいべき貧困や生活・雇用不安などの生活諸問題を顕在化させた。貧困が社会的要因によるものである、国家は公助として窮乏・貧困からの自由や生活保障を行う責任と義務があると考えられるようになった。かかる必要性から生まれた社会保障は、それを実現するために、公的扶助（生活保護）と社会保険という起源の異なる二つの制度を統合して成立した。

(a) 前者の公的扶助は、イギリスにおける 1531 年の「エリザベス救貧法 (Poor Law)」、1601 年の「旧救貧法」を端緒とした各国の救貧諸施策に由来する。そして 1834 年の「新救貧法」では、救貧行政を実施する中央集権的な行政当局が設置され貧民処遇の一元化が図られた。但しそこでは、貧民救済を受ける者を労役場に収容して厳格に処遇する「劣等処遇の原則」が導入された。ともあれ、やがて 1948 年に「救貧法」が全廃となるまで、改廃を頻繁に行われながら公的扶助の礎となってきた。

(b) また後者の社会保険は、1880 年代ドイツで「飴（労働者階級の懐柔策）とムチ（社会主義勢力の弾圧策）」を併せもつ社会政策の一環としての、「社会保険立法」（1883 年「疾病保険法」、1884 年「災害保険法」、1889 年「廃疾・老齢保険法」）に発する。「疾病保険」は既存の共済組合を利用したもので、経費の公費負担はなかった。労災保険の費用は全額事業主負担であった。年金保険は 30 年以上保険料を払い込んだ 70 歳以上の高齢者に給付するしくみであり、公費負担が 3 分の 1 であった。

②元来、別個に成立した公的扶助と社会保険の制度は、救貧と防貧という形で次第に関連づけられるようになった。1929 年の大恐慌によって各国で大量失業が発生し、国民の窮乏が問題となったが、その解決に向けて 1935 年、アメリカで世界初の「社会保障法」が制定された。さらに第二次世界大戦中のイギリスで、戦意高揚と戦後再建のために「社会保険および関連サービス」という社会保障計画（いわゆる『ベヴァリッジ報告』）（注 2）が 1942 年に発表され、各国に影響を及ぼした。併せて、同年には ILO（国際労働機関）が『社会保障への道』と題する報告書を提示し、社会保障制度に関する理解が国際的に広まった。

第二次大戦後には、開発途上国を含め多くの国々で社会保障制度が創設された。さらに、ILO によって社会保障に関する数々の条約・勧告が締結・採択された。

### 2 日本における社会保障の歴史的変遷

戦後の日本国憲法では、25 条で生存権が明記された。これを具体化するのとして、前掲の「社会保障審議会」が勧告した年の前後から「新生活保護法」（1950 年）、「失業保険法」（1947 年）、「労働者災害補償保険法」（1947 年）など、今日の社会保障を構成する多くの制度が発足した。

年金や医療に関する保障については、戦前・戦中から制定されていたが、1961 年に医療

保険と年金保険の強制加入の対象者が被用者（主に正規雇用者）から国民全体に拡大され、国民皆保険・皆年金が達成された。

また、1971年には児童手当法が成立し、先進国並みの制度の形式が整った。1973年には各種社会保障給付の大幅改善がなされ、「福祉元年」と呼ばれた。

しかし、1970年代後半には経済成長の低下や財政赤字の拡大のなかで、いわゆる“福祉見直し”が叫ばれるようになり、1980年代以降は、社会保障に対する抑制策が採られるようになった。すなわち1982年には老人医療費の財政調整を行うため「老人保健法」が成立した。1985年には給付率を引き下げるため大規模な年金改革が実施された（基礎年金はこのときに導入）。さらに高齢者の介護問題が深刻化するにつれ、1997年には新たな社会保険として「介護保険法」が成立した（施行は2000年から）。

### § 3 福祉供給サービスと社会保障の現代的課題

#### 1 福祉供給サービスの多様化

日本における本格的な少子・高齢社会の現出を背景に社会的なケアへのニーズが高まり、社会福祉供給サービスが拡大したのは周知の通りである。すなわち、前掲の日本国憲法 25 条の[生存権]をはじめ、憲法 13 条における公共の福祉に反しない限りでの個人の尊重[生命、自由、幸福追求の権利]、憲法 14 条の[法の下における平等]などを基盤に、社会保障および社会福祉体系の見取り図として、福祉供給サービスが高度経済成長と相まって拡充されてきたのである。

##### (1) 公共型福祉供給システム

狭義の福祉社会の実現に向けては、上記の基本的考えをもとに、公的責任による社会保障、社会福祉の推進体制のもとで、多額の財政投入が強力に行われ、公設公営を前提とされた。ところが、社会福祉施設などすべて公設公営で賄うには限界がある。

こうした事態（財政的負担の増大）を踏まえて、昭和 26 年の「社会福祉事業法制度」で社会福祉法人が規定され、さらに昭和 30 年代後半の「福祉三法（領域）」体制から「精神薄弱者福祉法」、「老人福祉法」、「母子福祉法（昭和 56 年に母子及び寡婦福祉法）」といった各領域ごとの新たな 3 法体制の確立がなされた。社会福祉法人による施設の設置・運営が進展したのである。この社会福祉法人の経営もまた措置委託費＝公費に基盤を置いている以上、公的な社会福祉施策の枠組みの中に包摂され、「公共型福祉供給システム」に整理される。

##### (2) 住民・組織構成員参加型福祉サービス

しかしながら、高度経済成長以降、公的な福祉供給の枠組みには含まれない新たな供給システムが要請・形成されるに至った。その一つは高齢化の進展と相まって、ボランティア活動にみられるような市民の社会福祉への関心と参加の広がり、暮らしの助け合い活動のような互助組織、行政が一部関与した福祉公社、健康保険組合、さらには農業協同組合および生活協同組合における組合員参加の互助組織などが全国的に普及していった。これらの組織や活動は、非営利で一定の組織基準を設けて運営している。

それらの運営主体の性格は、一部の社会福祉法人も含まれるが、任意団体であったり、協同組合や組合員の有志であることが多く、社会福祉事業法に直接根拠をもたない事業と

して広がっているのも特徴である。ともあれ、健康保険組合や生活協同組合は、個別企業の枠を越えた共助の仕組み・組織として、いわゆる労働者福祉の具体例でもある。

※なお、上記の3つとは別に、従業員への福利厚生（職域福利・従業員福利・企業福利）がある。これはいささかカテゴリーが異なるので、別途説明するが、当産業福祉マネジメント学科にとって重要なテーマ・内容であることを付記しておく。

### （3）市場型（民間企業による）生活サービス

上記の住民・組織構成員参加型福祉サービスの広がりや、その過程で多様な福祉サービスを派生とニーズの高度化を促し、福祉サービスの活発な展開を示すようになった。その内容は、有料保育サービス、有料老人ホーム、有料ホームヘルプサービス・家事代行サービス、福祉機器のレンタル・販売、介護保険など多岐にわたるサービスを商品として販売（供給）している。これらの民間事業者は一部の社会福祉法人を除いて、株式会社をはじめとする営利法人、個人事業者などとなっている。

こうして従来の公的福祉供給サービスを土台に、それとは異なった理念に基づく新たな供給サービスが加わることによって、福祉供給システムは多様化の時代を迎えているのである。福祉供給システムの多様化はさらに、生活拡充への支援、働きがいの創出に結びつく「勤労生活の質的向上」（QWL）などの多様かつ高度なニーズへの対応へと進化しており、「福祉の産業化」（介護・育児産業のみならず、暮らしやすい街づくり、セキュリティサービス、ヘルスケア、生活設計、余暇産業、生涯教育産業など）を派生・増加させる契機となっている。

※なお、福祉産業については後述する。

## 2 社会保障の現代的課題 —— 社会保障の制度改革とセーフティー・ネット

### （1）財政的行き詰まり

経済成長と相まって医療、年金、福祉の各分野で社会保障が相当の水準まで整備・拡充されてきた。しかし、少子・高齢社会により社会保障給付が肥大化した（図表 3-2 参照）。その一方で、世代間保障にもとづく社会保険制度を軸とした社会保障制度は、これを支える人（就業人口）が減少するなかで、社会保険料の伸びが鈍化し、かつ低成長時代の到来で税収も低迷し、財政破綻を誘因するシナリオが指摘されるようになった。

社会保障制度の行き詰まりを禁じ得ないような、上述の事態において「増税なき財政再建」が叫ばれるに至った。その対策として、年金の給付水準や開始年齢を遅らせたり、医療費増大の要因となっている高齢者医療の抑制や医療制度の抜本的改革が緊要な課題となっている。「持続可能な社会保障」には、世代間保障としての賦課方式を越えた新たな給付と負担のあり方を構築する本格的改革が避けがたい。改革の一環として消費税の引き上げを含む財政改革、格差是正を主眼とする所得再分配が避けがたいのだが、容易に進展しない事態は、将来へ不安を増幅している。本来、国民に安心を保障するものであるはずの社会保障が、逆に不安にさらされているのである。

### （2）福祉供給サービス自体からの格差、社会的排除

①繰り返すようだが、幸福実現（よく生きる）のための方策・手段として社会福祉が辿ってきたのは、（ア）救貧事業、（イ）社会保険と公的扶助を内容とする社会保障、（ウ）社会保障とそれに関連した労働・医療・教育など、国民生活すべてを対象にした社会福祉・

生活保障システムであった。それらのシステムは上記（ア）を含めて質的に進化し、（イ）（ウ）は国家の責任と国民の権利の認識にもとづいて広範な制度・政策として確立された。いわば社会保障の拡充や所得再分配、完全雇用の実現、消費需要の創出などが有機的に連関するなかで、“福祉なくして成長なし”といった福祉社会に向けた合意 consensus の形成が重要視されるに至った。

②ところが、1990年代のバブル経済崩壊後、産業・企業の競争力強化・収益率アップを主眼とするサプライ・サイド・エコノミー（市場メカニズムの強化による供給力重視の経済学）が席卷した。そうしたなかで、少子高齢社会と相まった社会保障制度の役割の増大による財政赤字や行政機構の肥大化をめぐって、福祉施策及び保障費用の見直し・削減が叫ばれた。デフレ脱却を打開すべく喧伝された市場メカニズムの導入による新自由主義的な政策は、「自己責任と自助努力」を訴え、「社会保障による所得分配が手厚い社会は悪平等」（1999年 政府の経済戦略会議）という論調であった。

社会保障支出の削減と新自由主義的（市場経済のメカニズムを重視する考え）施策の推進は、半面で生活保護、子育て、介護、医療をはじめ生活保障システムに歪みが生じ、また非正規雇用の増大をはじめ、貧困による格差の連鎖であった。加えて居住地域などの違いによって福祉サービスにアクセスできない原因での格差も派生した。その帰結は不平等・不公正が、他の格差につながる「社会的排除」としての社会問題の惹起に他ならない。介護や保育施設の入所待機、各種保険料の地域間格差問題はその典型例でもある。

社会保障の財政的行き詰まりを契機に、格差を解消・減らすための所得再分配、資源の公正・平等な配分、社会的弱者へのしわ寄せの防止・解消などを目的とした福祉供給サービスそれ自体が、逆に格差を増幅させてしまったのである。

### （3）セーフティー・ネットの要請

公的な社会保険制度といえども保険である限り、負担と給付によって決まる「保険数理の原則」や「逆選択」の矛盾が横たわる。そうであれば、互酬的交換の再編を軸とした生活保障・所得補償のセーフティー・ネット safety net（安全網）の再構築が緊要となる。

同時に公正をめぐっては J. ロールズ（注 3）が提起した、各人が基本的自由に対する平等の権利をもつべきという「自由権の保障」、そして社会で最も不遇な人が最大の便益となるように資源配分を是正すべきという「格差原理」にも留意しなければならない。

※セーフティー・ネット・・・人々が暮らしていく上で、不幸にも災害、事故、病気、失業によって財産を失うなど不幸な出来事が起きるリスクに備える安全網。これは福祉政策が発展ないし変形したものでもあり、シビル・ミニマムの実現を指すといってもよい。

（注 1） 広井良典著『日本の社会保障』岩波新書 1999年初版 i 頁（初めに）所収

（注 2） W. Beveridge『ベヴァリッジ報告・社会保険および関連サービス』山田雄三監訳 至誠堂 1969年

（注 3） ロールズ John Rawls『正義論』矢島欽次監訳 紀伊国屋書店 1979年

## 【コーヒー ブレイク】 調査統計にみる福祉社会とは裏腹な今日の問題状況

### ——格差社会に寄せて——

すでに触れたように、幸福の実現をめざす福祉 welfare は、自助—共助—公助を連携しながら「よく生きる」well-being を包括して、生きる権利を保障し、支えあう人間性豊かな社会を創造するものでもある。このことは、人間性や幸福に関する深淵かつ本源的な難題に常に向き合うことを肝に命じておかなければならない。しかしながら、「福祉社会」の実現とその方途にはさまざまな問題が横たわっている。

その課題には、市場経済化の進展（新自由主義といってもよい）、個人化の拡大、格差問題などがあげられる。いいかえれば、マネー資本主義の席卷、社会保障費用の増大と相まった財政破綻が、福祉社会・福祉国家の目標とその実現を危惧させる事態として迫っているのである。かかる問題の顕在化は、産業と福祉の関係に新たな諸問題を突きつけているだけでなく、社会システムの在り様とその基底を成す絆の揺らぎ、そして福祉社会の実現を欺くような社会解体現象が横たわっている実態を直視しないわけにはいかない。

そこでここでは、最近の統計データなどにより、荒削りで断片的ではあるが、その一例を列挙しておく。詳しく各論として用意されているそれぞれの授業に委ねる。

- (a) 生活保護の急増加・・・受給世帯 1,598,818。受給者数 2,166,381 人（厚生労働省社会・援護局「福祉行政報告」2016年2月速報値）（図表 4-1）
- (b) 無縁社会・・・正確な人数は不明だが 1 万 5 千人以上の孤独（孤立）死。NHK で放映された「無縁社会」によるとその対象者は 3 万人を下らないとされる。
- (c) 27,283 人（人口 10 万人あたり 21.4 人）にもぼる自殺者数。  
原因・動機の内訳では、高齢者等の健康問題：13,680 人が目立つ。そのほか経済・生活問題：4,636 人、家庭の問題：3,930 人、勤務問題：2,323 人などとなっている。（警察庁『自殺統計』をもとにした内閣府『自殺対策白書』2014 年版）（図表 4-2）
- (d) 住居喪失不安定就労者・・・5,400 人。内、住居喪失非正規労働者は 2,700 人、住居喪失失業者は 1,300 人。（厚生労働省職業安定局『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書』平成 19 年 8 月）（図表 4-3）
- (e) 若年無業者 15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者は平成 25 年で 59 万人（35～39 歳を加えると 79 万人）。また、減少したとはいえ若年フリーターは 182 万人を数える。15～34 歳人口に占めるその割合は 6.8%（共に総務省「労働力調査」2013 年）。さらに、ひきこもりは広義には 69.6 万人（狭義には 23.6 万人）と推測される。（内閣府『若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）』）
- (f) 相対的貧困率（世帯の可処分所得の中央値の半分——現時点で約 142 万円と想定できる——に満たない世帯の割合）は 16.3%にもぼる（厚生労働省「国民生活基礎調査」2011 年調査、2014 年公表）。（図表 4-4）
- (g) ワーキング プア・・・年収 200 万円以下の労働者（雇用者）が 1,119.9 万人にもぼり、全雇用者の 24.7%を占めるまでになった。（総務省「就業構造基本調査」2013 年調査）（図表 4-5）
- (h) チャルドプアの現出と無縁でない就学援助（要保護および準要保護）を受ける小中学生は平成 24 年で 1,552,023 人（15.64%。7 人に 1 人）。（文科省の電子資料『都道府



県別・市町村別の教育・社会・経済指標データセット』(図表 4-8)

- (i) 2014 年に 37.4% (総務省「労働力調査」2014 年) であった非正社員比率は、厚生労働省「就業形態調査」では 2014 年 12 月発表で 40.5% (およそ 2,000 万人) にもぼった。(図表 4-6)

雇用形態の差異による平均賃金について男女別にとらえると、男性では正社員の平均賃金が 348.3 千円、非正社員のそれは 229.1 千円を示した。一方、女性についてみると女性正社員の平均賃金は 259.3 万であるのに対し、女性非正社員の平均賃金は 18.10 千円 (2015 年賃金センサス)。(図表 4-7)

→正規労働者、不安定就労・離転職・格差の増大、

- (j) 40.7%を占める国民年金保険料未納者(納付率 59.3%) (厚生労働省年金局 2014 年)  
(図表 4-9)

- (k) 貯蓄率ゼロの世帯は 11% (金融広報中央協会「家計の金融行動に関する世論調査」)

- (l) 保育所待機児童数 46,620 人 (平成 23 年 10 月時点)

- (m) 42 万人にもものぼる (2009 年厚生労働省調査) 介護施設待機高齢者

- (n) 居住地域により異なる医療保険料負担、介護保険料負担

- (o) シャッター通りにみられるゴーストタウン化した地方都市の増加 (これにより高齢者をはじめ買い物弱者が目立つようになった)。そうした動向は、全国 1,800 自治体のうち 896 市区町村が 2040 年までに消滅するなどというショッキングな報告もある (日本創生会議・人口減少問題検討会分科会、2014 年)。この推計は、若い女性が半分以上減少と人口規模が 1 万人以下の条件に該当する地方自治体で人口減少が止まらず、消滅するという。但し、消滅するのは地方自治体であり、地方 (地域) それ自体ではないことは留意しておかねばならない。

- (p) 各種格差社会の拡大・顕在化には上記のほか以下の問題・事柄があげられる。

所得格差、 地域格差、 医療格差、 情報格差、 教育格差

## Ⅱ 「産業における福祉」(伝統的な狭義の産業福祉)の生成

### 第4章 産業社会の人間問題

#### § 1 労使関係の変遷(発展)

##### 1 初期資本主義社会における労働問題

企業は資本利潤の極大化であれ適正利潤の重視であれ、物財およびサービスの提供といった商品生産を行うのであるが、これを実現するために労働者を雇用する。この資本と労働との結合は生産手段の所有者としての資本家が、他方、自らの労働力を売ることでは生活の糧を得られない賃金労働者を雇用することで成立する。まさに資本主義社会における労働は、賃労働にほかならず、労働力が余剰価値を生産しないかぎり、賃労働の概念も生まれなかったのである。

封建的社会において労働者は、農奴としてあるいは徒弟制度のもとに身分関係が拘束されていた。しかし、市民革命や産業革命を経て身分関係が解放され、社会移動と職業選択の自由が得られた。同時にそうした動態は飢える自由を含めて、資本に労働力を販売するという性格を帯びる。いわば二重の意味で自由であった。かかる自由は「資本制生産の様式のもとで賃労働に許容される自由がそのまま労働者の自由にならないところに問題がある」(小泉幸之輔『労働の経済社会論』駿河台出版 P3 1980年)といわなければならない。

労使関係は労使双方の対応・関係性において、およそ次の段階でとらえることができる。

##### 2 労使関係の発展

###### (1) 専制的労使(資)関係

初期資本主義の段階では、資本家・使用者は専制的に労働条件を決定し、労働者は組織化されていないため、資本家(雇い主)に服属せざるをえなかった。ただ、搾取が横行したなかにおいて、低賃金問題を含めた労働条件や労働環境が苛酷であればあるほど、個人的ないし集团的に反発・抵抗した。このため労使間の紛争・対立が頻発した。

※ ①. 搾取には、絶対的余剰労働の搾取および相対的余剰労働の搾取があった。

###### (2) 温情主義的労使関係

資本家や使用者側にあつては、資本の蓄積によって企業組織が拡大するにつれ、専制的な労務管理や露骨な搾取だけでは生産・利潤増大という企業目的が十分達成できないことを悟るようになる。それとともに、労働組合の結成を抑え込むために温情をからめた福利厚生施策・施設を設けるようになった。福利施策を行うことにより、労働者を懐柔して社会主義に影響を受けた労働者の権利要求や労働組合の運動を阻止しようとした。いわば“飴と鞭”の論理で労働力の再生産・利益増大を図ったのである。

###### (3) 協約的労使関係

労働者の勢力が増大し組織化され、労働組合が社会的にも承認されるようになると、集団的労使関係が成立する。この結果、労使間の交渉によって賃金・労働条件などの交渉事項は協約化され、労働協約が履行される。労働協約の締結により、労使間の信頼関係を構築・維持することができる。労働協約をするために団体交渉がもたれるが、労使間の利害

が対立すればするほど、長い時間と双方の忍耐・努力・妥協を必要とする。

※② 「集団的労使関係」とは、「経営対労働組合」(employer-union relations)をいい、通常、労使関係はこれをさす。

また「雇用主対従業員」(employer-employee relations)としての「個別的労使関係」もある。これは円滑な調和のための人事労務管理活動として取り扱われる。いわゆる「人間関係管理」の要請はその一環でもある。

## § 2 「科学的管理法」

### 1 テクノロジーの進歩と労働様態の変化

周知の通り産業革命以来、技術進歩・イノベーションはめざましいものがある。いまや ICT (information communication technology) を軸に、人口知能 AI が限りなく人間 (の知能・行動パターン) に近づき、その利便性・高度化などが働く機会や仕事を奪う事態も含めて、さまざまな領域でインパクトを及ぼし、経営労働の再編成をも促している。

ひるがえって考えてみると技術進歩は、家内工業・手工業から工場制手工業 (manufacture)、工場制機械工業を経て、オートメーション (自動化) 化を進展させた。オートメーションは、メカニカルオートメーションから、石油化学などでみられるプロセスオートメーション (制御盤を前にした監視労働) へ、そして FA (factory automation 工場の自動化) および OA (office automation) が一般化している。こうした技術進歩は分業・機能分化を広範囲に加速し、それに対応して労働様態も変化してきた。(変化には消滅・減少した産業・労働がある半面で、新しく派生し創出された産業・仕事もある)。

技術進歩の本質的な側面には、効率化・省力化・最適化・費用極小・利益最大化の追求がある事実を見逃してはなるまい。生産性の向上を促す技術進歩のメカニズムの本質は、大量生産・大量販売のシステムであり、それは小売り、金融、情報処理、余暇関連などをはじめ多くのサービス産業でもみられる。さらに量産システムはスピードが勝負 (経営資源) となる情報化・サービス経済化とマッチングするなかで、多品種・少量生産にも即応してきた。この「費用と能率の論理」によって貫かれた合理的な手法は、既に 20 世紀初頭、F. テーラーが考案した「科学的管理法」(注 1) を起点として、現代でも多かれ少なかれ行われている。

このような大量生産・大量販売のしくみにあつては、人間をシステムおよび機械の一部として組み込み (man-machine system)、単調労働による労働の部分品化・細分化、標準化・規格化、代替性をもたらした (注 2)。いわゆる「労働行為からの疎外(alienation)」※ (注 3) を顕在化したのである。

ともあれ、技術進歩・計画化・組織化として特徴づけられる産業社会において、経営学として科学的装い、その系譜の萌芽を形づくった科学的管理法の概略を示しておこう。

※ 疎外 alienation については多くの学者研究者が論究しているが、K. マルクスの『経済・哲学草稿』およびパッペンハイムの『近代人の疎外』が興味深い。

そして、ICT (情報通信技術) のにもとづくデジタルエコノミーの進展、全てのものがインターネットにつながる IoT や AI (人工知能) が席卷する今日、組織の解体や雇用が消滅するといった事態を目の当たりにしている。

## 2 「科学的管理法」(1911年)の誕生

### (1) テーラーの問題意識

①「科学的管理法」以前の管理は、マネジメントに値しない(a)「成り行き管理」であった。「成り行き管理」は場当たりの経験やカンに依存し、したがって計画性・合理性に乏しい非科学的であり、原価計算もままならない状態だった。(b)また労働者は搾取され、その生活は窮乏していた。(c)労働様態は過酷な労働を強いられ労働災害も頻発していた。

②かかる状況にあって、テーラーにとっては「成り行き管理」の弊害を打破し、いかに能率を上げるか最大の研究課題であった。しかし、高能率による利潤最大化を最終目標としたわけではなかった。高い生産性により、労働者が高賃金を獲得して生活水準が上がり、身体的負荷を軽減し健康に働くことも願った。

### (2) テーラーの方式

コストの削減による利益の最大化とコスト増につながる高賃金の支給、というのはどういうことなのだろうか。この矛盾の解決こそテーラーの真骨頂ともいべき方式に他ならない。それは次にあげる主な方式のよって実現された。

①「時間動作研究」・・・ストップウォッチをもって労働者の作業動作や休憩時間などを測定し、不必要な作業を省き最も早くできる標準作業を策定した。次にその標準動作を生産工程に分解して工程ごとの所要時間を測った。徹底的にムリ、ムダ、ムリを徹底的に省いた合理的な手法は能率を高めることができ、併せて労働者の身体的負荷を著しく軽減することにもなった。

②ラインとスタッフの分離・・・標準作業を目標を達成するに当たっては、最も合理的・効率的な作業の動作・手順・工程・設備・機械工具などを専門的な立場から企画・設計・助言・指揮する(スタッフ)と、その計画にもとづいて実際に作業する者に分けた(従わせた)。

③「差別(標準)出来高賃金制度」・・・単純な出来高賃金ではなく、最高の能率としての標準作業目標を全員に課し、標準目標を達成すれば高い賃金が得られるとした。労働者の賃金獲得欲を刺激したのである。但し、あらかじめ賃金率を低くして設定していた。高い労働密度で数倍働く結果、一日当たりの賃金が増え、その成果は低原価に結びつくというものであった。

## 3 テーラー・システムの決定的問題性

①「時間動作研究」は大量生産方式に合致したシステムとなったが、徹底した合理性の追求は人間(労働者)を機械の体系 man machine system に組み込み、創意と自発性がないうまに規格化・部分品化・標準化・マニュアル化してしまった。単調な労働は「細分化された塵のような労働」として「労働行為からの疎外」を現出させないわけにはいかない。

②「ラインとスタッフの分離」は情報・意思決定権を専有する組織上層部と、スタッフが決めた方式などに従属する労働者層との分化、すなわち組織の二極分化をもたらした。

③テーラーは労働者の最大の価値・関心は金銭獲得欲にあるとして、「ホモエコノミクス(経済人)モデル」を描いた。人間は心情や信念をもった、社会的存在であることを捨象してしまったのである。

科学的管理法は、その合理性の貫徹および経済的金銭欲に偏った人間観ゆえに、考案・実施からわずか数年で行き詰まりを露呈した。それに代わって登場したのが有名な「人間関係論」(ヒューマン・リレーションズ)である。

## §2 産業における「人間関係論」——ホーソン工場の実験を中心に

P.E.Mayo『産業における人間問題』。 F.J.Roethlisberger『経営と勤労意欲』(1964)

### 1 勤労意欲とモラル

#### (1) 物理的環境の改善・労働条件の改善と勤労意欲

物理的作業環境の改善や労働条件の改善は必要・不可欠な基盤・条件であるが、生産能率(勤労意欲)向上の一要因にすぎない。勤労意欲向上の要因には社会的・心理的要因が大きいことがわかったのである。その勤労意欲の向上には、次の要因があげられる。(a) 親密な人間関係の形成、(b) それを通じた(醸造した)協調性、(c) 仕事に対する誇り、(d) 自己の主張および価値を認められたとする喜び、(e) それからくる責任感、(f) 集団目的の共有が、それである。

#### (2) モラル morale の高揚

仕事や組織に対する愛着や満足度を高め、自発的に仕事の意義を自覚させるためには、集団及びそのメンバーに対する誇りや帰属意識を持たせ、「我々感情」や一体感を育むことが必要とされた。勤労意欲はそうした集団の凝集力を高めることによって可能となる。この勤労意欲は、モラルと呼ばれる。モラルとは、集団・組織に対する帰属意識にもとづく勤労意欲を意味し、集団的概念としては士気(団結力、集団精神を、人的(個人)概念としては勤労意欲と解される。

### 2 インフォーマル グループの発見とその活用

組織体・経営体の構造には、設備・機械、原材料、作業方式・生産工程等が合理的に整序された技術的組織と、その技術的組織を組織目的に向けて協働して運営する社会的組織がある。共通の組織目的に向かって協力する人間相互の関係としての社会組織には、組織(企業)の制度や方針にもとづき、規則等により明文化されたフォーマル(公式)組織と、人々の間に現実に存在し内面的internalないし私的に結ばれたインフォーマルな(非公式)組織がある。

#### (1) インフォーマル グループ informal group

インフォーマル グループとは、(公式)組織内部で成員たちの(a)対面的・持続的な相互作用を通じて、(b)自然発生的に形成され、(c)心情や気持ちをパーソナル コミュニケーションで通わせ「感情の論理」に支配される(d)小集団 small group と定義される。いわば人間相互の接触のあるところにはいつでも発生し、日常的なつき合いのまとまりとなっている小集団〈ex.職場や学校での仲間集団、仲良しグループなど〉である。

※ インフォーマル グループのなかでも特に親密なグループ——クリーク clique

#### (2) インフォーマル グループの規範・特性とその対応

①インフォーマル グループには、メンバーたちの間で暗黙につくられた慣習、義務、規範、日常的な行為にもとづく共通の感情および行動基準が成立している。

②インフォーマルな規範・行動基準はメンバーの統制力 *sympathetic control* を有し、この非公式な規制に服さない場合、社会的・心理的制裁 *sanction* が加えられ孤立化される。

③こうした社会関係で結ばれた集団の規制は、仲間集団や集団内の社会的地位に変化を生じる恐れを避けたがる。それゆえ自己防衛的・保守的傾向がみられる。

④組織（経営体ないし職場）のフォーマルな側面と個人（従業員）との間をとりもつ心理的契約の機能をもつインフォーマルグループが、何を志向しているのか、インフォーマルグループの暗黙の申し合わせ・規範はどのようなものを把握する必要がある。

⑤インフォーマルグループの規範や統制力を無視すれば、組織の社会的緊張を招く。また、インフォーマルグループにはインフォーマルリーダーの役割も見逃せない。

### 3 「人間関係論」の意義

大量生産方式における (a) 細分化され規格化・部分品化・マニュアル化された単調労働。 (b) 組織社会における自由裁量・創造性を失い組織の歯車化や非人格的規律が強いられる状況の蔓延といった問題状況への対応・解消策として *Human Relations* は脚光を浴びて登場した。「人間関係論」では、①感情融和 (*logic of sentiments*) による集団の凝集力・仲間づくりや組織への帰属意識・愛着にもとづくモラルの高揚が強調された。

②また、いかなる集団・組織にも存在するインフォーマルグループ（パーソナル・コミュニケーションによる感情の論理に貫かれ、*Face to Face* の親密な関係による小集団）を活用することで、失われた人間的な絆をとり戻す「場」の形成が重視された。

③情緒・心情の論理にもとづく「人間関係論」は、いわゆるフラストレーション解消にまつわる“ガス抜き”として緊張処理の機能を担ったり、カウンセリングの基本として不可欠となっているとともに、人事労務管理に応用されてきた。

### 4 「人間関係論」の人事労務管理への応用

①経営者および中間管理層のリーダーに対し、従業員の「感情の論理」を適切に取り扱うことを知らしめた。その方法は、「社会的技能」 *social skill* と呼ばれる。パーソナルコミュニケーションを通じた「社会的技能」を有効に活用することで、モラルアップや生産性の向上に結びつけようとするのであるが、それは“経営にとって望ましい人間関係づくり”を指す。しかし、これは“あるがままの人間関係”と区別しておかなければならない。

②「社会的技能」を駆使する方策は、(ア) 組織内の上下双方の円滑なコミュニケーションの促進 (イ) 従業員（個々人）への職場集団への適応援助 (ウ) フォーマルな組織とインフォーマルな組織との社会的均衡を維持・実現する担い手としてのリーダー（職場監督者）の人間関係調整力の3つに大別される。その具体例は下記の通り。

・社内報 ・提案制度による参加 ・自己申告制 ・各種懇談会等のコミュニケーション制度 ・各種の表彰 ・スポーツ・レクリエーション ・社員旅行 ・カウンセリング室での精神治療や適応援助 ・監督者訓練をはじめとする従業員階層別（集合）研修 ・日常的に上司が部下の私生活を配慮（ex. グチなどを聞く）する。

④ その他、手厚い法定外福利厚生、企業別組合や従業員団体の存在と活動も、部分的にせよ「経営家族主義」と相俟って有効な人間関係管理の一環として位置づけられてきた。

## 5 「人間関係論」への批判

①組織におけるインフォーマル グループの発見や「感情の論理」は事実だとしても、経営体（組織）・職場には公式組織としての管理方式、職務体系、生産方式、戦略的意思決定などが合理的に組み合わされているのであり、インフォーマルな人間関係からのみ生ずるのではない。

②人間行動の合理的側面からすれば人間関係における社会心理的満足が、経済的価値（金銭的インセンティブ）や社会的地位への関心を凌ぐとするのは訂正する必要がある。人間は「経済人」としての性格だけではないとしても、その側面を無視することはできないし、働き、生活する基盤において経済的欲求は大きな動機づけないし誘因となる。

③「我々感情」の醸造や組織への帰属意識にまつわる「社会人モデル」の重視は、高いモラルによって生産性の向上が成されたとしても、それは必ずしも働きがい、個性（能力）を生かしたキャリア形成、モチベーションとは結びつかない。

④労務管理の一環として要請されるリーダーの「社会的技能」の駆使は、“会社（経営）にとって都合のよい（望ましい）人間関係管理”を演出することになりかねない。それはアメとムチをカムフラージュするような手なずける手法としての人間関係懐柔策に陥ってしまう。

⑤労使の本質的な利害関係を捨象しており、それは「労使仲良し論」をプロモートするものといわざるを得ない局面が構造化されかねない。労使関係のダイナミズムそして対立と協調の二面性を踏まえた「産業民主主義」の意義を看過すべきではないのである。

⑥労使関係の一方の当事者である労働組合の存在を無視している。

⑦労使の良好な人間関係、円滑な人間関係の形成をめざし、それを最大の価値とした。葛藤・摩擦・競争・不一致・対立・紛争といった社会的緊張は“社会病理”であるとし、調和のとれた社会的均衡の維持が“社会的善”であり、人間関係の改善・融和こそが健全な道であるとする価値前提は、あまりに経営者サイドに立脚しすぎている。

⑧それは同時に構造的変動の視角をもたないことも意味する。成長あるいは進化は、社会的緊張や矛盾の動態から派生・生み出されることを認識しておかなければなるまい。

## § 4 組織の編成原理としての官僚制

テーラー・システムと本質的には同じ内容、論理構造をもつ合理的な公式組織（官僚制）における“組織と人間”のテーマもまた、産業福祉学が取り組んできた対象でもある。

公式組織とは、企業、組合、各種団体、官庁、軍隊など近代的組織体にみられるように、組織の目標実現のために目的合理的・論理的基盤の上に立ち、成文化された規則にもとづいて組織化（形成）された集団をいう。組織全体の経済的目的の達成に向けて、公式組織では構成員間の協働（協力）を確保するために、組織成員の地位と役割、それに伴う権限と責任事項、統制（指揮命令系統）が明確に示される。組織構成員間の関係の規定や明文化は上から課せられたもので、そこでは「費用の論理 Logic of Cost」及びその協働的努力の程度を評価する「能率の論理 Logic of Efficiency」が貫かれている。構成員はそうした規則、コストや能率といった価値基準に従って評価される。公式組織の編成原理を具現したのが官僚制に他ならない。

## 1. 官僚制の理念型

現代は組織化された社会でもある。集団・組織が大規模化・複雑化すると、組織の編成原理として合理的に整序された管理機構を有す官僚制化は避けがたい事態となる。合理的に整序された管理機構をもつ組織は官僚制 (bureaucracy) と呼ばれる。官僚制の語源は「文書机 (ビューロ) の支配 (クラシー)」であり、組織運営には文書や帳簿が重視されるといったところにも由来する。また本来、巨大となった政府国家において複雑・多岐にわたる事務を迅速かつ正確に処理したいという行政上の必要から発達した仕組みである。とはいえ官僚制は官公庁だけではない。私企業、学校、病院、労働組合、宗教団体など集団・組織 (経営体) は、組織目的の違い、質と程度の差こそあれ、共通に官僚制が現れている。

マックス・ウェーバー (Max Weber) は『支配の諸類型』において、近代資本主義社会の本質を合理性の貫徹ととらえた。「伝統的支配」から「カリスマ的支配」へ、そして近代の「依法性支配」へと変動する社会の組織原理として官僚制を提示したのである。その官僚制の理念型 (ideal typus) は次のようである。

(ア) 合理的に制定された規則の体系、 (イ) 明確に定められた権限の原則と地位のヒエラルヒー、 (ウ) 専門分化——専門知識と職業的専念、 (エ) 業績本位・普遍主義の人員配置、 (オ) 非人格的規律 (impersonal discipline) の支配、 (カ) 文書主義のコミュニケーション、 (キ) 公私の厳格な区別——物的経営手段の私的所有からの分離。

この理念モデルは、進展する形式合理性が結実した合理的な依法的支配を定式化したものである。それは、支配の正当性の根拠を普遍的な業績主義や没個人的な規則や規律の遵守におき、それによって特定個人の恣意や特権を嫌悪し、合理的な問題解決を促す高能率的なしくみを意味する。かかる官僚制組織の編成原理は、近代民主主義の発展を支える基盤でもあった。

## 2. 官僚制の順機能と逆機能

官僚制の合理的・技術的長所を認めながらも、悪循環としての逆機能を警告し、「予期せぬ結果」をもたらすとしたのは、マートン (Robert Merton) であった。マートンは、(a) 手段と目標の転倒、(b) 法規や規則への過剰な同調、(c) 革新意欲の停滞・適応不能、(d) 派閥の形成、(e) 冷淡な非人格性、(f) 官僚の不遜・尊大さ、(g) 組織防衛の固執とその結果生じる組織利用者・顧客・大衆無視などが、意図されざる逆機能とみなした。この問題を説明しよう。

① 合理的な規則の体系は、組織成員が各自の主観でバラバラに、また場当たりの行なっていた業務や意思決定を、規則という客観的・合理的基準によって統一的に遂行する。

しかし全て規則を中心のそれは、個人および組織自体が法や規則に拘束され、弾力的・機動的な運用を妨げてしまう。また、規則による社会的公正の厳格な適用は、法律や規則から逃れようとするものを防止するために細目にわたる規則をつくる。それは一層、人間の束縛を帰結する。加えて運用の裁量が規則を逸脱するとなりがしかの制裁が課せられるが、そうした悪循環は、規則を遵守するあまり“規則のための規則”を派生する。

② 地位と権限のヒエラルヒーは、指揮・命令系統の一元化によるすみやかな業務遂行と責任の所在の明確化、権限の乱用防止という利点を有する。

だがこれは、政策決定の上で少数のエキスパートによる支配を招き、ミヘルスという「寡



頭制支配」を不可避免的にする。他方、組織の末端にいけばいくほど、どんな仕事や役割を担っているのかわからなくなり、人間が歯車化された部品ようになってしまう。

⑤ 組織が大規模化すると、一人がオールマイティーに組織全体を掌握できなくなる。むしろ、特定の分野における専門的知識・技術を有する者がこれに専念することで組織効率を高める。ラインとスタッフの分離はその典型である。

こうした専門分化の進展はしかし、専門閉塞に陥りがちとなり、ヴェブレン (Thorstein Bunde Veblen) のいう「訓練された無能力」を露呈する契機にもなる。

⑥ 地位・権限のヒエラルヒーと専門分化が絡み合うと、セクショナリズムや無責任をもたらす。

⑦ インパーソナルな規律は、個人のパーソナリズム (人格) とその価値、規範、態度を考慮しないので、個人は組織において期待された役割や職務をひたすら忠実に果たすことが要請される。そこでは凍りついた冷徹な人間性をつくりだすことになる。同時に目的のない合意の下では、規律は“服従のための服従”を生み出す。

⑧ 上記の合理的な規則の体系つまり合法性とインパーソナルな規律、さらには能力主義が重なると、規律の枠から外れる身勝手な専制や独善、特権は排除される。合理的・客観的組織運営を具現する「組織の非人格化」が一般化し基盤となり、形式民主制を促進する。

けれども、これによって逆に統制され、合法性や公共性という大義名文を煙幕にして、個人は組織的に自由を奪われ抑圧されてしまう。そこではもはや正当性を保ちえなくなった形式民主主義にただ従い、動員されてゆくばかりとなる。

⑨ 文書主義のコミュニケーションは、口頭の伝達だけでは曖昧な表現で誤解を招く恐れ生じ、それによるエラーやトラブルも避けがたい。そこでこれを防ぐとともに、責任の所在を明確に示すために文書による記録が行なわれる。ところが全てが文書によるコミュニケーションになると、いわゆる繁文縟礼が蔓延し、かえって能率を低下させかねない。

⑩ 公私の厳格な区別は、個人の利害、主観、心情を交えることによる弊害を未然に防ぐ利点がある。とはいえ融通のきかない人間をつくり出す場合がある。

⑪ こうして、本来客観的な公正基準、民主的な手続きをもとに能率向上のためにつくられた組織の合理的・技術的長所は、硬直化した形式主義・儀式主義を派生させ、「目標と手段の転倒」(displacement of goal) を現象させる。そこではフレキシビリティを失い、非能率を招いてしまう。まさに M. ウェーバーのいう「実質合理性と形式合理性のアンチノミー (二律背反)」を帰結するのである。

⑫ さらにそのような官僚制の逆機能現象、あるいは機械のような合理性の追求は、人間の組織の歯車と化し、画一的なステレオタイプをつくりあげ、個性豊かな自由と主体性を喪失し、ついには人間性をも損ねて疎外を深める。

## 第5章 労働福祉と労務

### § 1 職域福利

いわゆる福利厚生と称される企業福利も産業福祉学の伝統的な対象領域である。

#### 1 福利厚生の国際比較 (注)

先進国における多くの勤労者の生活基盤は賃金だけではなく、社会保障という所得保障と産業・企業からの福利厚生制度によって補完されてもいる。日本では生活基盤に不可欠な現金給与以外の労働費用は非賃金労働コストとして、総額人件費に対し2割弱（企業規模の差異により異なるが、概ね15%~18%）の比率を示す。

基準賃金の周辺に位置づけ生活を間接的に補完する福利厚生制度をフリンジ・ベネフィット **Fringe Benefits** と呼ばれ始めたのは、第二次大戦中のアメリカであった。民間医療保険、企業年金、生命保険料、その他慶弔見舞金などとのに足らない「額縁」を意味した。

しかしそれは、第2次大戦後には賃金や労働時間の問題とならんで団体交渉事項となり、近年では人件費総額の4割以上にもなった。歴史に醸造された職域中心の共済制度を基礎におく欧米では、もはや飾りやおまけとしてのフリンジ・ベネフィットではない。

①アメリカでは、従業員が主体的に自ら設計・企画し拠出する共助で行われ、企業は費用を援助するスタンスにとどまる。国民皆保険がなされていない状態にあってその支援は、医療費や年金に多額の費用を要するが故に、私的保険に加入せざるを得ない従業員への負担軽減と有能な人材確保を目的としている。ともあれ、あくまでも従業員中心の枠組みであることから「従業員福利」 **Employee Benefits** と形容される。

②EUでは社会保障を基盤にそれとリンク（連動）する形で行われており、個別企業の枠を越えた「職業（職域）福祉」 **Occupation Welfare** ないし「付加的福祉」 **Supplemental Welfare** と称せられる。

アメリカであり EU であり、いずれにしても勤労生活の安定・向上に寄与する労使の共同責任で設計・決定されているのである。

③これに対して日本では、擬似共同体を編成する経営の基礎的支柱として装置化し、なかば恩恵的に与えられる「企業福利」 **Employ Benefits** といった性格が依然として根強い。「企業の責任の名において企業が従業員の生活・福祉を主導的に企画・運営し、その費用の多くを企業が負担してきた」（旧日経連）のであり、従業員・労働組合もまた生活基盤維持の支柱として、これを甘受してきた。（a）現物支給を中心に、（b）帰属意識およびモラルの高揚を意図した人間関係管理の一環、（c）再生産のための労働力保全の目的ばかりでなく、（d）低賃金の補完、（e）退職後や不時の場合の生活保障、医療保障など脆弱だった社会保障の代替を主眼としてきた事実は、「企業福利」とされる所以である。

#### 2. 社会的賃金としての非賃金労働コスト

日本の場合、非賃金労働コストは諸手当に代表される付加給付と福利厚生費に区分して整理する必要がある。

①賃金体系に組み込まれてはいるものの、直接的な賃金以外の賃金つまり住宅手当、通勤手当、別居手当、耐寒耐熱手当等の諸手当は、賞与、退職金を含んで労使間の協定によ

って決定され、付加給付ともいってよい。

②一方、福利厚生費は法定福利と法定外福利に区分される。(a) 医療保険、公的年金(厚生年金)、雇用保険、労災保険等の法定福利費は、文字通り企業負担が法律によって義務付けられているとともに、勤労者も賃金のなかからそれら保険料を負担しており、広義の共助として社会保障を代行している。ちなみに育児休業制度の原資は雇用保険からである。

(b) 法定外福利費については、企業の自主性によるところが多いとはいいながらも、労使合意のもとで慣習化された水準から大きく逸脱することが許されない。企業に所属する従業員(家族を含めて)の生活維持・拡充のために適用される利益供与でもある。

法定外福利費の具体的例については、住宅費(独身寮、社宅——近年は借り上げ社宅が主流、住宅ローンの利子補給、持ち家援助)、健康維持管理(人間ドック、生命保険等)をはじめ、社員食堂、余暇の活用(スポーツ・レクリエーション、保養所、社員旅行)、子育て・介護への支援、社員研修・自己啓発、各種社員割引などがある。但し、非正社員は企業福利の対象外のおかれる場合が多い。

③福利費に占める法定外福利費対法定福利費の比率は、昭和30年代～40年代頃までは7～6対3～4であったが、昨今ではそれが逆転し、法定福利費7に対し法定外福利費は3といった構成比率となった。このことは正社員一人を雇うと、いかに準固定的人件費用がかかるかの一例にほかならない。なお、福利厚生費削減・合理化および従業員の多様化・高度化したニーズに対応するため、福利費・施策のメニューもスクラップ アンド ビルドが要請されている。従業員が必要とする福利項目に重点をおいて提供されるその典型に、育児休業や介護への支援があげられる。

ともあれ、こうしてとらえてくると非賃金として支払われる法定・法定外福利は、時代の要求に対応し社会的性格を帯びた実質賃金の意味合いが色濃い、まさに「社会的賃金」といって過言ではない。

## § 2 労働安全管理、就業管理(労働時間管理、健康維持を含む)

### 1 労働安全衛生の本義(注)

「災害と非能率は同じ苗床に育つ」といわれる。一般に労働災害が多発する事業所ほど、生産能率も低い。労働災害は多大の経済的損失をもたらすばかりでなく、労働者の健康を害し、生命を奪い、家族生活を破壊し社会的信用を失墜してしまう。それ故にこそ、労働災害を引き起こす不完全な状態・行動は、原因を成す源から根絶しなければならない。職場における安全・衛生管理は、人的資源管理のなかでも最も基礎的なものであり、人づくりの基盤として、それらの充実なしには企業活動も成り立たないのである。

元来、労働基準法の一部であった「労働安全衛生法」は、産業構造の変化や技術進歩に対応して、1972年に労働基準法から分離独立した法である。したがって、労働基準法とは一体を成す。①その「労働安全衛生法」第3条には、「事業者は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない」と記してある。これは安全衛生の目的を定めているとともに、事業者が労働災害防止の第一次的責務がある旨を明記したものに他ならない。同じ第3条には、物を設計し、製造し、輸入もしくは建設する者に対し

ても、物の使用による労働災害の発生防止に努めるべきとする。加えて工事等の注文者についても、安全性を欠く不当な発注条件を行わないよう規定している。

②事業者責任の原則とはいえ、労働者も共通の協力関係にある重大な課題として認識することを求めている。すなわち、「労働安全衛生法」第4条では、「労働災害を防止するため、必要事項を守るほか、事業者が実施する労働災害の防止に関する処置に協力するよう努めなければならない」として、労働者にも労働災害の防止に一定の義務を課しているのである。まさに「労働安全衛生法」は労使双方が積極的に協力して効果的に安全管理を推進すべきものに他ならない。

## 2 安全衛生管理の推進

「労働安全衛生法」の構成は、総則、労働災害防止計画、安全衛生管理体制、労働者の危険又は健康障害を防止する措置、機械等有害物に関する規制、労働者の就業に当たっての措置、健康の保持推進のための措置、快適な職場環境の形成のための措置、免許等、安全衛生改善計画等、監督等となっている。

商業・サービス業の一部を除いて、労働災害を未然に防ぐ活動の推進に際しては、総括安全管理者、安全管理者、衛生管理者（安全衛生推進者、衛生推進者）、産業医を選任し、衛生委員会を設置するなど、安全衛生管理体制を確立しなければならないと定めている。こうした管理体制にもとづく具体的な活動では、次のことがポイントとなる。

(1) 作業環境の適正化・・・安全衛生上からすれば、機械設備の安全化を図り、安全点検を励行し、整理整頓を徹底し、保護具の管理を行うことが強く求められる。また衛生管理面からすれば温度・湿度・騒音・照明・有害物質中毒・粉塵といった稼働空間における諸条件の整備、そして交替制等の作業方法や機械設備・工具の使用を交え作業能率に影響を及ぼす作業環境の改善に取り組むことが不可欠である。

(2) 安全衛生教育・・・安全衛生教育の重要性は、安全衛生規則 35 条および同法 60 条の規定を待たずともなく、全社的に安全への関心を高め、安全作業の習慣を形成する運動を展開する必要がある。そして速く安全で楽に作業が出来るよう作業方法・手順やルールを正しく遵守するとともに、作業員ならびに作業を直接指導・監督する人自身の安全活動への問題解決能力を養うことが肝要となる。

## 3 過労死と労災認定

労働基準法を根拠にした業務上疾病に関する法令（労働基準法施行規則第 35 条）では、認定の基準がそれぞれ定められている。疾病の場合は、事故などの原因がケガと異なって業務との関連がすぐにはわかりづらい場合が多いからである。

一般に過労死と呼ばれるものでは、業務上疾病のうち「業務に起因することの明らかな脳血管疾患および虚血性心疾患等（略称：脳・心臓疾患）」に分類されている。この脳・心臓疾患による死亡は、一般的には高血圧や心臓疾患の基礎疾患（私病）を持つ人が、業務上何らかの理由で異常な出来事に遭遇したり、日常業務に比べて過重な仕事をした結果、死亡したものを指す。

従来、自殺は業務外の災害として扱われていたが、最近では過労と自殺についての労災申請が急増している。これは職場の高齢化や度重なる時間外労働からくる基礎疾患の増加、

そして情報化・サービス化など産業構造・就業形態の変化や技術革新からくる疲労や強いストレスが原因とされる。1997年の裁判で労働者の自殺が「過労が原因である」との判決がなされた。それを受けて、職場の労働者の健康確保対策や長時間労働への排除対策がとられている。にもかかわらず、時間外労働やサービス残業がもとの過労死や自殺が後を絶たない。

#### 4 労働時間管理

①所定労働時間（法廷内契約時間）と所定外労働時間（残業・休日労働）とに分けられる労働時間は、「週 40 時間一日 8 時間を超えて労働させてはならない」と、労働基準法第 32 条に定められている（法定労働時間）。法定労働時間を超えて労働させる場合には、労働基準法第 36 条の規定にもとづき時間外・休日労働に関する労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければならない（いわゆる 36 協定）。時間外・休日労働は、あくまでも臨時的・例外的な取り扱いとして必要最小限にとどめるべきものであるが、日本では長時間労働が問題となっている。これは時間外労働が長いこと、それも持ち帰り残業やサービス残業を含めれば、実質はもっと長くなっているためである。加えて年休の未消化も長時間労働の一因となっている。

②労働時間が長くなれば生活時間は短くなり、それは睡眠時間を短くし、労働力の再生産を不完全にする。のみならず、脳・心臓疾患や心の病に罹患するなど、重大な健康障害を引き起こしている。最悪の場合には、死を早めたり、家庭崩壊につながる。

全労働者の年間総労働時間は減少傾向にあるが、これは短時間勤務の非正規雇用者が増加しているためである。正規雇用者の年間総労働時間は一貫して 2,000 時間前後で、とりわけ 30 歳代の男性では、週 60 時間以上働いている人の割合が 20%台にもぼる。

③労働時間は、労働者が企業に提供する労働サービス（用役）の量を規定する一方、労働者の生活時間の量と質を規定する。労働時間には労働時間と労働日数の 2 点からの管理が必要となる。労働時間の管理は使用者の責務である。それを怠れば時間外労働の時間数や実態などが適正に把握できず、恒常的な長時間労働の助長や時間外労働に見合った割増賃金などが支払われない恐れがある。

こうした事態を防ぐため、労働日ごとに始業・就業時間の客観的方法による確認・記録および記録の保存。労務管理の責任者による労働時間管理の徹底。労使協議制・組織の活用が厚生労働省から示されている（平成 13 年「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」）。

④情報化・サービス経済化の進展と相まって勤務形態の弾力化や多様な働き方がいわれる。労働時間の弾力化は、個人の生活を守る側面もあるから、柔軟な働き方が出来る条件をつくらなければならない。それには仕事の量と質が適正でなければならないと同時に、仕事の具体的目標が明確化しなければならない。このことは納期についても然りである。次に、仕事の進め方や遂行手段の選択権、時間配分の権限が付与される必要がある。自由裁量の権限が少なければ、労働時間の弾力化は望むべくもない。

なお、勤務時間の弾力化には、(a)一定期間（1 週間以内、1 ヶ月以内、1 年以内、）を単位として、その期間内の所定労働時間を平均して法定労働時間内であることを条件に、1 日および 1 週間の法定労働時間を超える労働を許容する「変形労働時間制」。(b) 実労働時

間の長さや切り離して一定時間労働したものとみなす「みなし労働時間制」(これには事業所外みなし労働時間制、専門業務型労働制、企画業務型労働制などがある)。(c) フレックスタイム制。(d) 裁量労働制などがあげられる。(e) その他にも、勤務場所の差異にかかわる就業形態には在宅勤務(テレワーク)がある。

## 5. メンタルヘルス

厚生労働省「労働者健康状況調査」(平成28年)によれば、「仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている」労働者の割合は6割にのぼる。職種別には専門技術者、研究者をはじめ管理職、サービス職、通信職などが多い。ストレスの内容では、「職場の人間関係」が年齢にかかわらず高く、続いて「仕事の量」と「仕事の質」の問題が若年層から中年層にまでわたり、ストレスを感じている人の53.4%に達する。

ストレスは心身症が多種多様な形で現れる。こうしたなかにあつて、メンタルヘルスの役割が注目されている。身体と密接不可分の関係にあるメンタルヘルスは、心の健康、つまり精神的条件の健康状態に着目して、労働能力の発揮や労働生活の質的充実をめざすものである。メンタルヘルスが良好であれば、職場や仕事の不適応を派生せず、モラル(士気、勤労意欲、団結力)の低下も招かず、ひいては事故・災害の防止につながられる。したがって、良好な精神状態は能力発揮とモチベーションの創出に寄与しよう。

人間関係問題、人事判断上の評価・処遇、適性を欠いた配置、テクノストレスなどが鬱積することによって、心身症やノイローゼといった様々な病的症状を引き起こす場面が目立つ。殊に、ICTによるテクノストレスは不適応症候群として、「テクノ依存症」が問題になっている。「テクノ依存症」では、情報処理時間の短縮、二者択一的な思考などを自己の内部に取り込む結果、他人への思いやりや創造性に欠ける状態になる。「テクノ依存症」になると、次第に不安やイライラ、嫌悪感を招き、身体の不調を訴え、鬱病や神経症に陥る。こうした問題からも、心の検診、カウンセリングの実施が一層重要となる。

また精神の健康に対して特定の偏見を持たず、組織(会社)全体として、とりわけ管理職・上司が部下の悩み・不安の原因や背後事情を探り、問題を理解するとともに、メンタルヘルスの正しい知識の普及に努める必要がある。さらには労使双方の共通課題としてメンタルヘルスを推進し、適正に実施されているかのチェック機能も欠かせない。

### Ⅲ 勤労生活の労働経済論

#### 第6章 ライフサイクルと家計

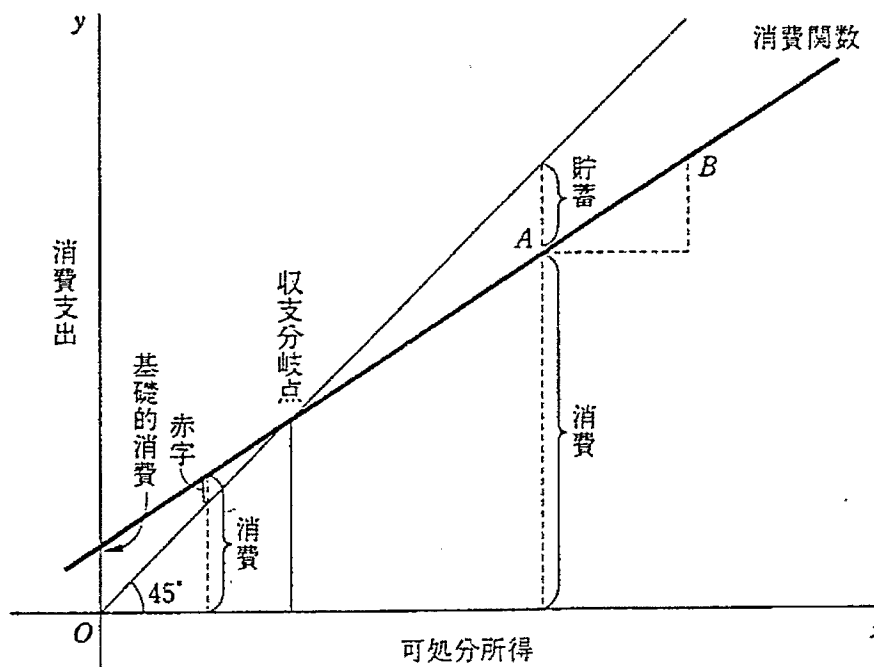
##### §1 絶対所得仮説と消費関数モデル

###### 1 所得と消費支出

一般的に、消費は所得の如何（多少）によって規定される。所得の増加に伴って消費支出も増加するが、増加の度合いは次第に鈍化し、むしろ貯蓄によりを多く配分する傾向を示す。ケインズ J.M.Keynes に代表されるこの「絶対所得仮説」(Absolute income hypothesis) を説明しておこう。

①収入別の所得と消費支出グラフ上にとって、それらを連結すると図表 6-1 のように正の切片をもつ直線を描く。消費と所得の関係を表わす式を消費関数と呼ぶ。そこでまず見逃してはならないのが、われわれの生活はたとえ所得がゼロでも支出をゼロにすることはできないという点である。X 軸（可処分所得）の値ゼロの時にも Y 軸（消費支出）の値はプラスになっていることがそれを示している。消費支出総額から基礎的消費を差し引いた部分は、所得に伴って変わる消費部分である。

図 6-1 所得と支出の関係



②次に、所得に対する消費支出の割合はどうなっているのだろうか。図表-1に、所得額と支出額が等しい原点を通る45度線を引いてみる。45度線は所得階層の如何にかかわらず、所得の全額が支出される状態を表わしている。しかし実際にはこのようなことはなく、所得のなかから一定額が貯蓄にふりむけられる。45度線と消費関数の交点を収支分岐点と

よぶ。所得額と支出額が等しいこの点より右は所得額が支出額を上回る黒字世帯であり、また分岐点より左は所得額が支出額を下回る赤字世帯である。

消費関数の上に任意の点Aをとったとき、この点での所得に対する消費支出の割合を平均消費性向という。平均消費性向は所得が高いほど減少する。すなわち高所得者ほど貯蓄へ配分する割合が大きい。通常、平均消費性向は1より小さいが、低所得者では1を上回る場合がある。

ところで、所得は消費と貯蓄に配分される。この所得に対する貯蓄の割合を平均貯蓄性向という。

$$\text{平均消費性向} = \text{消費支出} / \text{所得}$$

$$\text{平均貯蓄性向} = \text{貯蓄} / \text{所得}$$

$$\text{平均消費性向} + \text{平均貯蓄性向} = 1$$

さて、いま図表—1の消費関数上で、所得がAからBに増加した場合、消費支出はどう変化するだろうか。直線の傾きは1を下回っているから、消費支出は所得の増加分ほどには増えず、ある部分は貯蓄に回されるだろう。このように所得の増加分に対する消費の増加分の割合を限界消費性向と呼ぶ。同様に、所得の増加分に対する貯蓄の増加分の割合を限界貯蓄性向という。

$$\text{限界消費性向} = \text{消費の増加分} / \text{所得の増加分}$$

$$\text{限界貯蓄性向} = \text{貯蓄の増加分} / \text{所得の増加分}$$

一般に限界消費性向は所得が増加するにつれ減少するので、消費関数は直線というよりも凸型の曲線に近い形をとる。消費と所得に関する以上のような考え方は、所得の種類、他人の消費行動、所得の推移、社会情勢・生活様式の変化などの影響を捨象し、合理的行動を前提に洗練したものである。消費関数における「絶対所仮説」といわれる。

## 2 消費関数モデル —— 絶対所得仮説以外の消費関数

多くの勤労者世帯が、ともあれ経済的生活の向上をめざす場合に、最も効果的な消費支出を決定する要因について —— 主観的あるいは客観的な事情に負うところが多いとしても —— 一般的には所得の大きさに左右されるといってよい。その所得による要因のなかに、消費動機をとり入れた理論は消費関数と呼ばれる。これには次の諸説が注目されている。

### (1) 相対所得仮説 relative income hypothesis

先に記したような、消費は所得の絶対水準に依存するという「絶対所得仮説」に対して、デューゼンベリー J.S.Duesenberry は、自分の消費水準が他の人びと —— それもかなりの身近な人びと —— の消費水準と比較することによって、満足を測定できるであろうとみる。いわゆる消費は絶対所得でなく、社会の所得分布におけるその家計の相対的地位の関数であるとする。

家計間の消費行動は相互依存性をもち、決して独立的でないという。これは低所得者層の消費動機が他者に、とりわけ高所得者層の消費購買行動によって影響を受けることを強調する。ガルブレイスがとりあげたように大衆消費社会におけるデモンストレーション効果 demonstration effect によって、消費を高めてしまう例がこれにあてはまる。

(J.S.Duesenberry “Income, Saving, and the Theory of Consumer Behavior” 1949. 大熊一雄訳『所得・貯蓄・消費者行為の理論』巖松堂、1955)



## (2) 流動資産仮説 liquidasset hypothesis

「相対所得仮説」に反論するトービン J.Tobin は、「絶対所得仮説」を前提にしながらも所得のほかに消費者の持っている流動資産量を消費の説明変数に用いる。すなわち、同一所得水準の家計でも金融資産保有量の多い家計の方が、消費は大きくなるという。

(カルドア N.Kaldor 『マクロ分配理論』富田重夫編訳 1973 所収)

## (3) 恒常所得仮説 permanent income hypothesis

所得内容の性格差異に着目して、消費支出を分析したフリードマン M.Friedman の「恒常所得仮説」は、およそ次のように要約される。

概ね所得は、月給のように定期的な収入としての恒常的所得と、ボーナスのような臨時的性格を持つ変動所得に分けられよう。まず、恒常所得が上昇すると恒常消費も増大する。そこでは平均消費性向に変化はない。ところが不安定な所得が、ある変動所得からの消費支出に向かう部分は、安定的な消費計画と関係をもたない。すなわち変動所得と変動消費は、いずれも不確定な性質を帯びていることになる。食費、光熱、住居費などの定期的支出は恒常所得に依存し、交際、旅行費などのような不定期的支出は変動所得に期待するという。(M.Friedman “A Theory of the Consumption Function”,1957. 宮川公男・今井賢一訳『消費の経済理論』巖松堂、1961)

## (4) 慣習仮説 habit hypothesis

消費者は、ひとたび経験した最高あるいは比較的高い所得水準の消費慣習（豊かな消費生活）を、たとえ所得が低落したとしても比例的に生活水準を下げようとはしないであろう。モデリアニー F.Modigliani のこの説は一種の「相対的所得仮説」でもあろうが、消費行動の慣習惰性 habit persistence に力点をおく理論といえる。

(F.Modigliani, “Utility analysis and the consumption function”)

## § 2 予備的動機としてのライフサイクル貯蓄仮説など

### 1 貯蓄動機

貯蓄の分析において最も有力な仮説が予備的動機によるものであり、これに関する理論的・実証的研究は群を抜いて多い。簡潔にまとめていえば、個人は一生涯において就労期に所得を獲得し、その所得の一部を貯蓄して引退後の消費・生活に備える、と考える仮説である。言い換えれば、個人の一生涯にわたる予算制約式のもとで、全所得と全消費を等しくするように全資産を使い切り、生涯の経済的効用関数を最大化するように、生涯の各時期の消費額（貯蓄額）を決定する。

合理的な行動様式を軸としたこの仮説はしかし、社会・経済制度によって、あるいは関係する経済変数によって様々な影響を受ける。例えば、公的年金制度との関係、遺産を残すことの効果、就労を何歳でやめるか、税制の効果、マクロ経済の動向によって決まる利子率の度合い、将来所得の不確実性、人口増加率の影響、死亡時期の（予測）不確実性など、ライフサイクル仮説はいろいろな経済活動や経済変数と密接に結びついている。

#### (1) 貯蓄に関する狭義の予備的動機仮説

貯蓄動機には、次のような事柄があげられる。

- ①病気に対する備え——多額の医療費、就労の困難さと収入減

- ②所得の不安定さ——失業、失業していなくても収入減の場合もある
- ② 死亡時期の不確実性
- ③ 将来多額の出費が予想される人生の様々な事象・出来事 (life event)
  - 住宅購入、教育費、結婚など

## (2) 遺産動機

遺産には、不確実に発生する死亡によって遺産が残された場合と、生前贈与も含めて遺産を残す目的で貯蓄することが概念的には考えられる。後者に該当する人の割合は少ないが、これは(ア)「利他的動機」(親が子供をかわいいと思い、見返りを期待せずに愛情にもとづいて遺産を残す)、(イ)「戦略的(交換的)動機」(年老いた時、同居するとか経済的に面倒を見てもらうなど子供からの見返りを期待して遺産を残す)とに大別される。なお、遺産の大半は土地や家屋で相続されるが、遺産額のデータ収集は容易ではない。

ところで、橋本俊昭は遺産動機を教育投資と関連づけて興味ある傾向をみてとる。「第1に子供が優秀であることがわかったり、親が子供の教育に熱心であれば、遺産を残すよりも教育投資にまわす可能性が高い。第2に、もし子供が将来親と同居してくれるか、それとも面倒をみてくれそうであれば遺産を残す可能性が高い」。前者の教育投資には子供から親への見返りが無いのに対し、後者の遺産には交換動機が働く。

## 2 貯蓄と公的年金の代替

公的年金制度は、国民(勤労者)が働いている期間中の所得の一部を政府が年金保険料として徴収して、引退後に年金給付として所得を移転するものである。公的年金制度の拡充とともに、国民一人一人が引退後の生活に備える私的貯蓄が減少する可能性がある。これが公的年金制度と貯蓄の代替可能性である。スウェーデンやデンマークといった北歐諸国の福祉国家では、公的年金制度や医療保障制度が充実しているとされるが、これらの国の貯蓄率は極端に低く、国民所得に対して1~2%なのは貯蓄の代替性が明らかである。

※とはいえ、貯蓄の代替効果とは裏腹に、公助としての社会保障制度より自助を重視するアメリカで家計貯蓄率が低い(1995年:5.6%、2000年:1.0%、2007年:0.6%)のはどう説明すればよいのだろうか。

## 3 金融資産と負債

2009年の総務省「家計調査年報」によれば、貯蓄現在高(二人以上の世帯)の平均は1,638万円(内、勤労世帯1203万円)であるが、中央値では988万円(内、勤労者世帯754万円)であった。

また、負債現在高についてみると、負債を抱えてない世帯は59.5%(内、勤労者世帯47.2%)であり、これを含めた全世帯平均の負債平均額は479万円となっている。負債がある世帯(負債なし世帯を除く)の平均値は1,184万円、中央値で860万円を示している。勤労者世帯での負債平均額は1,216万円、中央値でのそれは1,010万円であった。

### (1) 家計貯蓄率とその推移

①家計貯蓄率とは、家計の可処分所得に占める貯蓄の割合(家計貯蓄÷家計可処分所得)をいう。ここで家計貯蓄は、家計可処分所得と年金基金・年金準備金の変動の和から最終消費支出を差引いた残額として算出され、金融資産の取得だけでなく、借入金の返済や住

宅などの実物資産の取得も含まれる。

②終戦の一時期を除いて勤勉な国民性と相まって高い貯蓄率を誇っていた家計貯蓄率は、高度経済成長期には約15%前後を、そして1973年から1978年では20%を上回るほどに高貯蓄率を示し、1999年まで10%台を記録してきた。

③しかしながら、可処分所得に占める貯蓄率は、近年のゼロ金利政策や長引く不況下での失業・自己破産の増加（2005年では25.1万件、2007年は低下したものの14.8万件）と相俟って、貯蓄率は低下（3.3%）し続けている。ちなみに、2007年時点で、アメリカの家計貯蓄率は0.6%、イギリス2.2%、ドイツ10.8%、フランス12.2%であった。

#### 4 日本で貯蓄率が高かった事由と近年の貯蓄率低下

##### (1) かつての高貯蓄率の事由

- (a) 老後の所得（生活）不安
- (b) 十全ではない社会保障
- (c) 賞与の貯蓄化
- (d) 住宅購入（高い土地代）
- (e) 遺産動機の強さ
- (f) 教育・結婚資金の準備
- (g) 利子・配当に関する税制上の優遇処置
- (h) 減少したとはいえ就業人口に占める個人事業主が比較的高い
- (i) 消費者金融の未発達などがあげられる。家計貯蓄率は昭和40年代に23%と驚異的な貯蓄率を記録した。

##### (2) 貯蓄ゼロ世帯の増加と貯蓄率低下の原因

###### ①貯蓄ゼロの世帯

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（2009年）によると、「貯蓄残高ゼロ世帯」の割合は22.2%にのぼる。これは1970～80年代に5～7%程度で推移していたのと比べて極めて高い水準である。昔から貯蓄好きとされてきた日本人は、今や4世帯に1世帯近くが全く貯蓄を保有していないということになる。内訳を年齢層別に見ると、若年齢層ほど高く（特に20歳代での割合は28.7%を示す）、急速に増えている。若い世代は、もはや貯蓄をしなくなりつつあるのだろうか。

###### ②貯蓄率低下の原因には下記のような要因がある。

- (a) 高齢化の進展 —— 年金などの所得を上回って消費（生活費）することが多く、預貯金を取り崩さざるを得ない。
- (b) 景気低迷の長期化とそれによる低い利率の持続
- (c) 可処分所得が減少したために、家賃や教育費の支出は急には削れない
- (d) 所得・経済格差の顕在化
- (e) 若者の不就労者・不安定就労者の増加

#### \*ライフサイクル

人が生まれてから成長し活動期を経て老化した後、やがて死亡するという生涯を、ひとつのサイクルとみる生命の繰り返し現象をいう。このライフサイクルは個人のみでなく家族を中心に考えるとき、ファミリー・ライフサイクル（家族生活周期）といわれる一組の夫婦の結婚により世帯が形成され、子供の出生、成長、独立と世帯の発展・縮小を経て老夫婦の死亡による世帯の消滅まで各段階の規則的な変化を一つの周期とみる。

## 第7章 労働市場に関する基礎的知識

### § 1 労働の意味と労働市場の特異性

#### 1 労働の意味——その3側面

労働は、(a) 自然に対して働きかけ有用なものを生産する。(b) 非遊戯的であり、肉体労働に代表されるように苦痛を伴う。(c) 「賃労働」としての性格、すなわち生産手段をもち得ない労働者は自らの労働力を商品として売らなければ生活できないのであり、ここに階級・階層分化を生じさせる、といった3つの側面からとらえることができる。

ところで、労働の「労」は苦勞すること・骨折り、経験・功績であり、労働は身体を動かしたり行動したりする「労働」であった。英語の Labor は力作と翻訳された。フランス語の労働 Travail は苦痛を意味する。

働くことについての命題は、もはやかつてマルクス主義者が主張してきた資本の利益に奉仕し搾取される対象としての労働ではないし、一部の経済学者のいう快楽を得るために交換される苦痛でもない。今日、問われているのは、近代化・産業化・資本主義を推進し原動力（礎）であり、社会的統合の基底ともなった価値合理的な勤労の精神・勤勉性（エートス）が、色あせ空洞化してきた問題性であり、かかる価値の多様性・変化である。それは“働きがいとは何か”や労働（職業）倫理のあり方を改めて我々自身に突きつけているとって過言ではない。

もとより、現代でも生活の糧を得るために労働しなければならない実態が依然として多くのしかかっている。また豊かな消費生活（レジャーを含む）を享受するために稼ぎ労働するといった手段の価値を有する人を含めて、不安定就労を余儀なくされている人も少なくない。かかる実相は、個性の発揮や多様な価値観・働き方を通じての“働く意義”や“働きがい”を見いだせないままに、人生を送る姿態を顕在化させている。そうであれば働くことへの問いは、人生を具現する職業生活の意義（働きがい）を問い続け、併せてそれを勤労生活の質的向上にどう結びつけていくかを指すことになる。巷間、盛んなキャリア論もいわゆる上昇的職務経歴としてではなく、「職業的生き様」としてとらえておきたい。同時に社会的行為の動機に遡及した個人へのまなざしを看過すべきではないと思料する。

#### 2 日本における労働市場の構成

働いている人たちの姿を統計的に鳥瞰しておこう。

国内人口の内、15歳以上の人口は、まず労働力人口と非労働力人口（働くことが可能であっても仕事をしておらず、かつ仕事を探していない人々もいる。例えば学生、主婦、労働市場から引退した人々）に分かれる。

労働力人口には現在働いている就業者（就業人口）と働くために仕事を探している失業者がいる。就業者は主に雇用者、自営業者、家族従業者により成り立っている。さらに雇用者は正規雇用者と非正規雇用者に区分される。

なお、15歳以上の人口のうち労働力人口が占める割合を労働力率という。

### 3 労働市場の特異性

市場経済の下では、単に労働生産物のみならず人間労働も商品として売買される。労働用役（サービス）・労働力が取引される場が労働市場である。そうであれば労働市場も一般の市場と変わらない。商品市場における取引あるいは売買は、その商品に対する所有権・支配権の移転を意味している。

しかしながら、労働市場で売買されるのは労働用役であって、商品化されているけれども労働用役はその提供者である彼（彼女）の人格から切り離すことはできない。したがって労働用役の購入（需要）者は、労働者の人格を所有したり、人権を犯すことはできない。通常の労働力の購入者は所定の作業・仕事を行うに当り、労働用役を利用するにすぎないのである。

ところが、労働者の人権・個人を離して労働用役は存在しないために、時として企業が労働者の人格を所有したり、不当な人権侵害を行うことが生じやすい。

こうした労働市場の特異性は、それ故に、一般に商品市場において公正な競争が行われるよう政府は必要な措置を必要とする。併せて公正な取引秩序を維持するために、人権の尊重、勤労権の擁護という性格をもつことを銘記しておかなければならない。雇用政策および賃金政策の必要性、失業保険・老齢年金・労働災害保障といった社会保障の拡充、幼少年労働の禁止・女子深夜労働の禁止・児童手当制度などの労働保護の政策は、かかる労働市場の特異性に基づくことを不可欠な大前提とする。

↓

労働政策・雇用政策・賃金政策の必要性

- ・失業保険、老齢年金、労働災害保障といった社会保障
- ・幼少年労働の禁止、女子深夜労働の禁止、児童手当制度などの労働保護の政策

## § 2 労働市場の類型

### 1 カー（E.H.karr）&ダンロップ（J.T.Dunlop）のモデル

#### （1）外部労働市場

職を求める失業者と、未充足の職に対して労働力を求める（需要）求人企業等の間に形成される普通・一般的な意味での労働市場をいう。

#### （2）内部労働市場

労働力の移動は、上記の外部労働市場でのみ生じるのではない。企業内（一企業）における労働者の供給行動に着目し、企業内部の労働力の配分すなわち労働時間や各職種内（間）での昇進（あるいは下降）や異動という形での労働力移動、賃金など反対給付は内部労働者と経営者により決定される（ex 労使協議制などを通じて）と想定がなされる。これらも労働力の需給関係を調節する機能を果たすという意味で労働市場であり、企業外にある外部労働市場と区別して、内部労働市場と呼ばれる。

#### （3）内部労働市場の形成要因

①労働者の技能が企業内の OJT（On the Job Training 仕事をしながらの教育訓練）により形成されること。

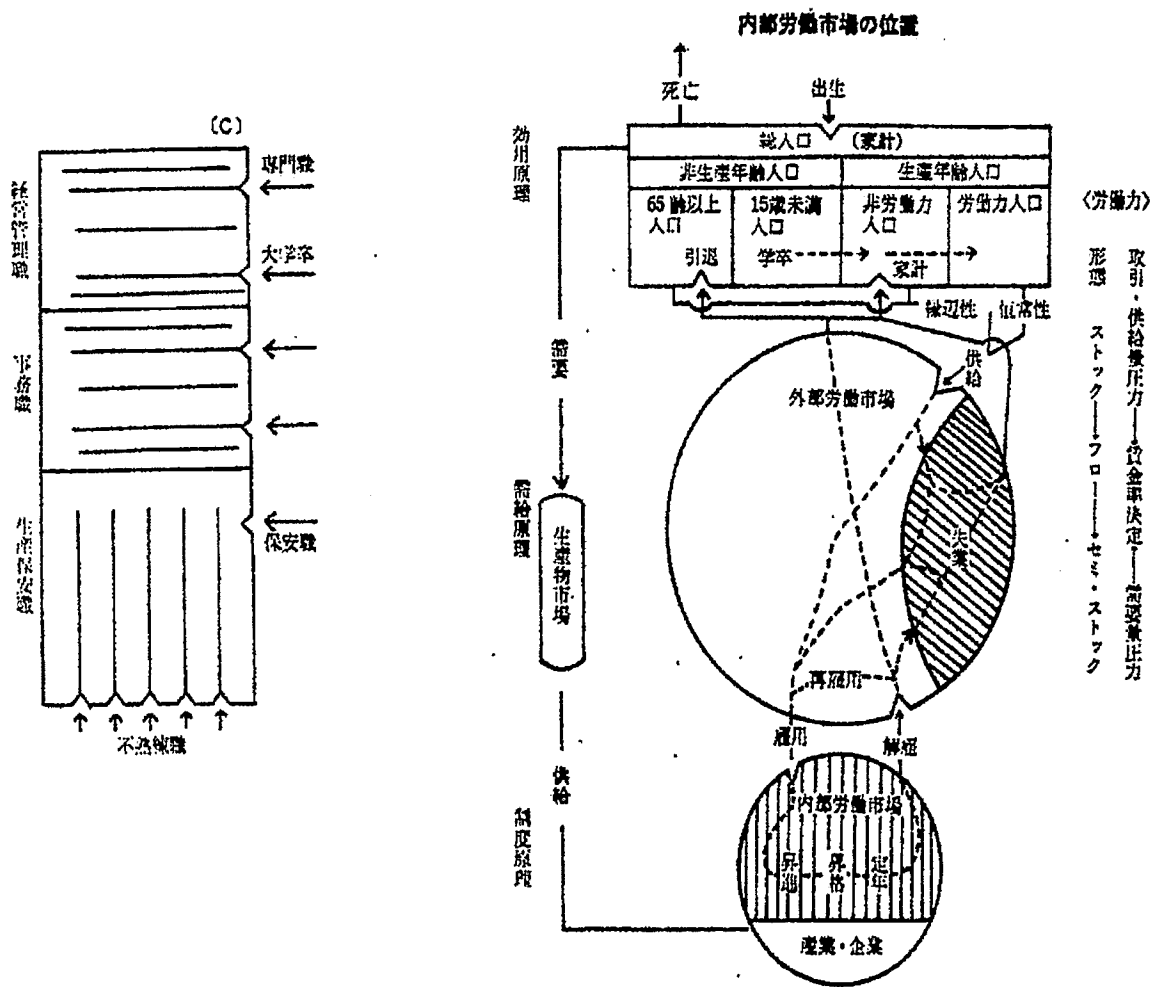
②その技能は個別企業的（Enterprise Specific）、特定の企業色に染め上げられた技能で

あり、外部労働市場との代替性は一線を画す。

③内部労働者は仕事を中心として、規制を伴う慣行や規制を成立させ、それらを企業内で硬直化させる (by P.Doeringer & M.J.Piore)。また、企業内の諸規則に影響する労働者の交渉力を重視し、その交渉力は内部の労働者がうまく組織されて、どの程度労働者間の競争を規制するかに依存する。さらにその集団における技能の形成の仕方や報酬の決定について共通の強い利害関心をもつ。

※制度的労働市場

カーは企業組織を中心とした労働者の昇進過程の基本となる職務群に対する雇い口（入り口）をえぐり出し、その編成を「制度的労働市場」(Institutional Labor market) と称した。企業内労働市場と呼んでいい「制度的労働市場」の概念は図表 7-1 に示した通り。



(4) 第1次労働市場と第2次労働市場

※上記の内部労働市場—外部労働市場とは異なったカテゴリーとして第1次労働市場と第2次労働市場があげられる。これはドーリンジャー (P.Doeringer) & ピオーリ (M.J.Piore)による区分であり、今日の労働市場の階層分化に関する一定の意義を有す。

### ①第1次労働市場

競争的な機能が働かず、労働の格付けと配分が経営管理上の決まりで支配されている内部労働市場にあって、比較的高い賃金・恵まれた労働条件で雇用が安定している労働市場

### ②第2次労働市場

内部労働市場にあって、雇い口がたくさんあり、昇進の経路が短いか、昇進の機会が乏しい職務(仕事)及び内部労働市場に属さない職務(仕事)から成り立つ。第2次労働市場の労働者は、第1次労働市場への移動が難しく、長期にわたって経済的に上昇的移動のない仕事に従事することが多いと考えられる

## § 3 失業 Unemployment

まずもって失業は、誰にでも降りかかる災難であることを認識しておきたい。

### 1 失業の諸類型

#### (1) 失業の定義

ILO (1982年統計専門家会議) が定める基準に添った総務省「労働力調査」でとらえる。

- (a) 就業者ではないこと——仕事がなく(調査期間中に)少しも仕事をしていなかった、
- (b) 仕事があればすぐに就くことができること —— 現在就業可能であり、
- (c) 仕事をさがしていた(いる) —— 休職活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果待ちも含む)、の3つの条件を満たすもの・・・完全失業者(特定の調査期間において)収入のある仕事に就いていた者(従業者)、一時的にその仕事を休んでいた者(休業者)を合わせたのが就業者で、就業者と完全失業者の合計がその国の労働力人口の大きさを決定する。

失業者は、①勤め先や事業の都合で前の仕事を辞めたために仕事を探し始めた者(非自発的離職者)、②自分または家族の都合で前の仕事をやめたために仕事を探し始めた者(自発的離職者)、③学校を卒業したが就職できなかった者(学卒未就職者)、④その他の理由で仕事に就くために仕事を探し始めた者(その他)に分けられる。

#### (2) 潜在的失業

失業問題を考える際、仕事に就きたいと思っているが、何らかの事情によって“適当な仕事がない”という理由から、仕事を探すことをやめる「潜在的失業」を考慮することも必要となる。

①就職を希望しても、求職活動をしていなければその人は非労働力人口に含まれる。主婦や高齢者のなかには不況が長引いたりすると、就職を希望しても見つかりそうにないので、求職活動を断念してしまう人がいるかもしれない。しかし好景気になって雇用機会が増えると求職活動を始めることがある。

失業者は非労働力人口の中に潜在化しているのみならず、現に働いている就業者の中にも潜在化している場合がある。不況が続く結果、失業者が生活を維持するためアルバイトや臨時工として働く、街頭で雑貨を商う、郷里に帰って農業の手伝いをするなどの例としてみかける。彼らは就業者であるが、転職を希望しているので実質的には失業者である。ジョーン・ロビンソンはこのような潜在的失業を「偽装的 Disguised 失業」と呼んだ。

## 2 失業の構造 (要因)

雇用・失業情勢の悪化はどのような要因によって発生するのであろうか。その主な要因として次の3つを記しておく。

### ①需要不足失業

景気後退期に需要が減少することによって生じる失業。

### ②構造的失業

労働市場における需要と供給のバランスは均衡しているにもかかわらず、企業が求める人材と求職者が有する特性（職業能力や年齢など）とが異なる（質の違い、不適応）——ミスマッチ——ために生ずる失業。

### ③摩擦的失業

産業構造・就業構造の変化、景気変動により、労働者は産業間・企業間・地域間を移動する。これらの移動過程で派生する比較的短期の失業をいうのであるが、転職や新たに就職する際に（a）企業と労働者のもつ情報が不完全であること、（b）労働者の地域間移動の困難さ（時間がかかる）などのために（一時的に）生じる。

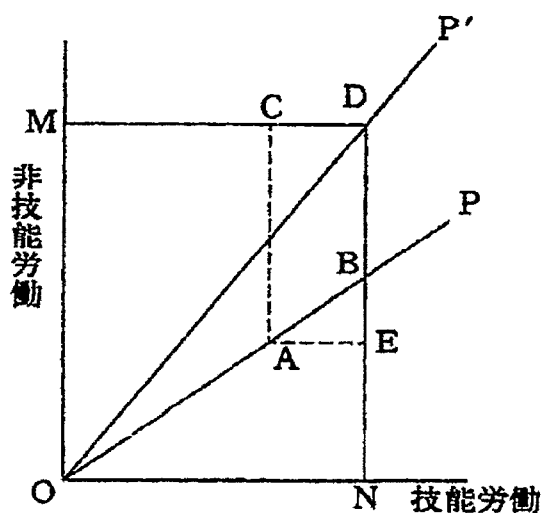
※②と③は明確に区分することは容易でない。

## 3 非技能労働力の失業

産業の構造変化に伴う生産方式の著しい発達、省力化、新製品の出現は、これまでの技能・経験知識が必ずしも適応できるものではなく、陳腐化された非技能労働力の蓄積を現出させる。稲毛満春は、それを「転換可能性をもたない非技能的労働力の失業」として描きだした。

図表 7-2 は生産拡張  $OP'$  において労働力市場にある非技能労働力と、技能労働力が  $D$  点において各々雇用されている。（この場合、単純化のため非技能労働力は容易に技能労働力化しないと仮定して  $OM$  に固定されているとする）。

図1 非技能労働力の失業





さて、経済成長に伴って産業構造が変化し、生産拡張線は  $OP'$  から  $OP$  にシフトして生産物需要を  $A$  においたとする。そこでは非技能労働力に  $AC$  を、技能労働力に  $AE$  の失業が生じてしまう。ここでもし生産物需要が  $B$  点に増大すれば技能労働の失業はすべて解消し、非技能労働の失業は  $DB$  にまで減少する。とはいえ技能労働力の  $BE$  雇用は、他に余分がないのであるから生産水準は  $B$  点以上に増大できない—— $B$  点に生産物需要が増えたときは技能労働力の失業解消。非技能労働力は減少したが  $DB$  分(量) の失業が残る——。

すなわち、労働力の供給構造を表す  $OP$  線が通過していないことで、構造的失業を発生させてしまう。失業した  $OB$  量の非技能労働力を再教育・再訓練を施すことにより技能労働化して生産拡張線にのせない限り、失業は長期間にわたり構造化されてしまうのである。構造的失業の発生には、産業構造の変化、技術革新省力化、新製品の出現に対応した非技能労働力の再教育訓練が要請される。

#### 4. 構造化する雇用不安——日本的雇用慣行の動揺・再編成

不良債権問題が今日の深刻な不況の直接の引き金となっているとしても、世界的な価格競争(メガ・コンペティション)、産業構造の転換、高齢化などの大きなうねりを背景に、これまでの成長を支え、組織化してきた日本的雇用慣行が大きく揺らぎ、再編成されようとしている。しかし、そのゆくえに明確なビジョンがあるとはいいがたい。巷間喧伝される「構造改革」は、需要を増やすのではなく供給のしくみを効率化する政策であり、それをアメリカ流の市場経済化で押し進めようとするだけではあまりに短絡的といわざるをえない。雇用不安として顕在化する日本的雇用慣行の動揺は、社会構造・文化にからんだ社会システムの改変といった本質的・構造的問題を投げかけているのである。

ここでは、かかる問題を集約的に表出している IT 革命・サービス経済化の進展と雇用構造の変容をとらえながら、今後のゆくえと対応を探る手がかりとしたい。(別添論文)

## 第8章 人的資源論

### §1 人事労務管理の領域と労働費用・賃金体系

近年人事労務管理論は人的資源論と称されているが、敢えてここでは人事労務としてとらえておく。人事労務管理は、人材の確保と配置、報酬の決定などを通して人材の有効活用を図るための管理の諸活動といえる。その機能には、次の事柄を挙げることができる。

- (a) 企業の労働サービスの充足機能。
- (b) 労働者（従業員）の就業ニーズの充足機能。
- (c) 個別的・集团的労使関係における利害調整・対立解消、安定維持の機能。

#### 1 人事労務管理の対象領域

##### A.雇用管理

①採用管理（採用計画、募集・選考、職務・組織の明確化）。

\*社員区分の採用にも留意しておきたい。日本では学歴別採用

②人的資源（能力）の開発（教育訓練：OJT 及び OFF-JT、キャリア開発・向上に関するプログラム、組織開発・デザイン、ワーク・ライフ・バランス等）

③配置・異動（適正配置、職業適性検査、職務分析、職務再設計）

④人事考課（人事考課の仕組み・評価基準・進め方、目標管理、昇進・昇格管理）

⑤労働サービス供給量の調整（雇用調整、雇用形態の多様化と弾力的運用）

⑥退職管理（定年延長・再雇用、退職にまつわる支援などを含む）

##### B.報酬管理・賃金管理 —— 労働費用構成のなかの賃金・給与にかかわる管理

賃金水準・適正賃金、賃金制度、最低賃金・法定賃金

①総額人件費管理 —— 賃金総額を支払い能力に見合った適正な額に管理

(a) 企業活動が生み出した付加価値をもとに、そこから賃金として配分される割合（労働分配率）を適正な水準に決める。

(b) 賃金相場という社会性を考慮して決める

(c) 労働組合などとの賃金交渉による決定。

②個別（労働者個人）賃金の配分（属人給・生活給、職務給、職能給、成果・業績給、初任給、定期昇給・ベースアップ、人事考課による昇給管理、賞与・一時金）

③福利厚生費・諸手当など付加給付の管理および退職金管理（年金含む）

##### C.労働（就業）条件管理

①労働時間管理、休日・休暇

②就業規則・服務規程等

③安全・衛生管理（作業・職場環境の改善、健康維持管理、メンタルヘルスなど）

##### D.人間関係管理

①職場・組織の人間関係改善（モラール、モチベーション、リーダーシップ、小集団活動、自己申告制、カウンセリング・適応援助、苦情処理、組織開発・組織再設計等）

②福利厚生・従業員福利（健康診断・医療支援、各種共済制度、住宅施策・住宅関連手当、財産形成、育児・介護支援、余暇の活用、その他生活関連支援）

##### E.労使関係管理

- (a) 労働組合・各種従業員団体との関係改善・協力、団体交渉とそれにもとづく労働協約、
- (b) 労使協議制・経営参加、労使コミュニケーション制度（苦情処理などを含む）

## 2 労働費用と賃金体系

### (1) 労働費用（総額人件費）

賃金、賞与・一時金、退職金、  
 募集採用費、教育訓練費  
 福利厚生費 —— 法定福利費、法定外福利費

### (2) 賃金体系

#### ①基準内（所定内）賃金 —— 所定内労働時間に支払う賃金

##### (A) 基本給

属人給（年齢、性別、学歴等）、勤続給  
 職務給（職務評価によって導き出された職務価値に基礎をおく賃金）  
 職能給（職務遂行能力の程度を足場とした賃金。従業員を職務遂行能力の等級に分類し、各等級の中で能力の発揮度によって個人差をつけながら定期昇給を積み上げていく賃金）

##### (B) 出来高・能率給

##### (C) 成果・業績給

(D) 諸手当 —— 基本給決定の不備を補充する手段として付加されるもの  
 職務手当、服職手当、職場手当（仕事、能力に対する手当）、家族手当、  
 住宅手当、通勤手当、地域手当（生活費面を配慮した手当）、精皆勤務  
 手当（出勤奨励的手当）

#### ②基準（所定）外賃金 —— 所定労働時間外の早出、残業などの時間外労働、休日出勤などに対して支払われる賃金（呼出手当、日直、宿直手当、危険手当、地域手等）

## § 2 「人的資源論」と「労働生活の質的向上」

### 1 人的資源管理論とは

人的資源管理は、(A) 従業員の人格の理解を前提として、従業員の生産能力の有効活用における動機づけのための個人目標と組織目標との統合をどう図るかを主題とした「行動科学」の応用。そして (B) 従業員の生産能力に着目して、企業活動の成功・収益の増大にとって最も重要な「経済資源」としてとらえる労働経済学の「人的資本論」Human Capital の2つで構成されるといってよい。

行動科学は、半自律的作業集団、従業員参加型監督方式、従業員中心型リーダーシップなど、職務自体の計画的な変革と職務遂行上の意思決定の再編をめざす広範な職務再設計（job redesign）の施策を講じた。1970年代には「労働生活の質的向上」（quality of working life :QWL）をめぐる課題が提唱された。

一方、「人的資本論」に比重を置く見解からすれば、企業の経済的資源として従業員の生産能力に着目し、これを教育訓練・能力開発によって育成し、その有効活用を従業員の高

次元欲求を通じて達成しようとする。

後述するように、人的資源論の一面（長所）は、長期雇用保障を前提にキャリア形成に結びつく形で企業内部での人材育成、仕事競争を通じた人員配置・異動・昇進を積極的に展開してきた日本企業の人事労務システムに適合的であることから、あえて人的資源管理と呼称する必要はないのかもしれない。とはいえ、人材を資源に見立てる含意からは市場経済化の進展と無縁でないメカニズムも作動させることを禁じ得ない。

## 2 「労働生活の質的向上（Quality of Working Life）」

「労働生活の質的向上」にかかわる思想・理論・制度の総称としての「QWL」は、歴史的には1960年代における技術革新を背景とした機械化・自動化と生産組織の再編のなかで、労働疎外が看過できない状況と相まって解決の方向性を示した。そこではジョブローテーション（Job rotation）、職務拡大（Job Enlargement）職務充実（Job Enrichment）、多能的職務設計、自律的作業集団の形成などによって労働の無意味性・無気力性・孤立性といった労働行為からの疎外の克服が試みられた。

さらに QWL は労働の改善のみならず労働環境・経済的条件・管理の民主主義化といった広範な問題の改善・向上が論じられるようになった。こうした動向を踏まえて登場した QWL の概念規定（基準）には、労働生活の「客観的条件」の改善を中心とした考えと、その客観的条件を改善するための「主観的状况」の再検討がある。

### （1）前者の「客観的条件」の改善

H.L.ヘリック & M.マコービー、R.E ウォルトン、Y.トゥラモット & K.F ウォーカー

(a)安全で健康が維持できる物理的作業環境の整備・改善。(b)十分かつ公平な生活水準を確保するための労働と報酬。(c)疾病や失業からの保護。(d)作業組織の再編成。(e)労働者の社会における人権の保障。(f)個性化（専門職化、自主化、学習）および能力の活用・育成のための機会の提供。(g)民主化の原則（使用者の恣意的な権限行使からの保護と経営参加）。(h)労働の意味・満足の度合いなどにまつわる労働生活の拡充などがあげられる。

### （2）「主観的状况」の再検討 L.E.デービス

(a)職務満足への欲求 (b)職場の民主主義、参加及びそれらと関連した意思決定への欲求 (c)事故の役割と業績を確認しようとする欲求 (d)事故の行動が社会に支持され認められたいとする欲求 (e)個人の行動と組織の・社会の目的との整合性 (f)学習の欲求 (g)将来性のある職務への欲求 (h)社会に対する欲求——（T.Taylor：家庭生活と仕事、消費生活、創造的行動、コミュニティへの参加）

これらの欲求充足を図りながら生産性向上に結び付ける必要があるという。

## §3 人的資本論（Human Resources management）とその欠陥

（ベッカー G.S. Becker 『人的資本——教育を中心とした理論的・経験的分析』

佐野陽子訳 東洋経済新報社 1976）

### 1 「人的資本論」の図式

ベッカーは「一般訓練」general training と「特殊訓練」specific training とに企業が行う教育訓練を分類し、雇用期間に対応する投資効率を配慮することによって、賃金と限界

生産力ならびに訓練のタイプと労働移動の関係を提示した。

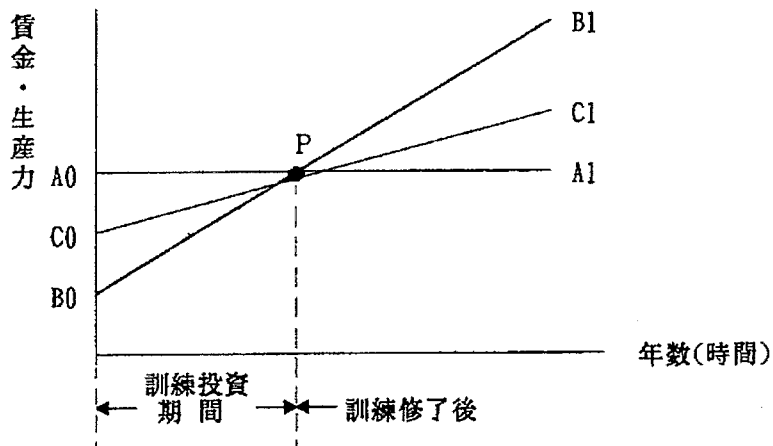
一般訓練とは、これを習得した労働者が特定の企業だけではなく、他の企業でも通用する教育訓練を受け、その費用は労働者自身が負担するケースが主である。そして労働者は、この訓練の成果を生産性向上に結びつけた分に対し賃金を受ける。

他方「特殊訓練は」、これを体得した特定企業のみにおいて活用が限定されている訓練であり、その費用はすべて企業側の負担となる。それ故、訓練投資の結果もたらされる収益の一部は企業に回収される。すなわち、労働者が訓練終了後もたらず生産性の上昇分（収入）は、訓練中の限界生産力の合計である。

企業は、全雇用期間にわたる労働の限界生産力の現在価値の総和と支払うべき賃金の現在価値の総和とが等しくなれば、投資に見合う収益が確保される。

企業が労働者に必要な特殊訓練を負担する意味は、訓練された労働者がまず企業に定着し、発揮する高い限界生産力よりも低い賃金率をはれに支払うことになる。一方、特殊訓練を受けた労働者は、他の企業に移動したところで、まったく低い非熟練的賃金しか得られないことから、長期雇用継続を望む。

### 訓練投資と生産力



AOAI の直線は訓練費用のなかった（または一般訓練の）労働者の標準的生産力であり、BOBI は同じ労働者に訓練投資を行った場合の生産力曲線である。いま、特定企業の特殊訓練を施した労働者の生産力曲線を、COCI に仮定するならば、個別企業色の濃い特殊訓練を施されるほど、その企業独特の色に染め上げられて汎用性が低くなり、移動（転職）できにくくなるので訓練終了後の生産力 PCI は PBI に接近する。教育訓練によって技能・キャリアは特定の企業にとり込まれ「内部化」される。（図表 8-1）

#### （2）致命的欠陥・・・選別、労働市場の階層分化

しかしながら、この人的資源管理は致命的ともいえる「スクリーニング仮説」というべ

き欠陥を抱えていることを見逃してはならない。すなわち、人的資源管理は、期待される限界収入の現在価値を考慮し、費用便益の観点から投資効率を重視する。ここでは労働者の熟練習得能力に見合う投資配分を行なうが、高い知的能力者ほど高い限界収益率を期待できるから、潜在的にか高能力者に対して教育訓練（投資）をすればするほど、期待収益率が高まる。有利な環境に恵まれた者が、量的にも質的にも教育機会を得られ、教育の収益をより多く獲得する。人的資本勘定（バランスシート）の運行・制度化は、投資対象を選別しないわけにはいかないのである。それは賃金格差と内部市場での階層化そして労働市場の分断を帰結することになる。

## § 4 内部労働市場と技能・キャリア形成

—— 長期にわたる訓練と「職」の保障 ——

- ・小池和男『職場の労働組合と参加——労使関係の日米比較』東洋経済新報社 1977
- ・小池和男『日本の熟練——すぐれた人材育成システム』有斐閣選書 1981

### 1 「内部化」された技能・キャリア

小池和男は日本企業の高い生産性は長期にわたる雇用継続とそこにおける OJT(On the Job Training)を通じての人材育成システムが支柱となっていることを強調し、キャリア形成と参加による「内部化の促進」が「良質な雇用システム」を築き上げたという。

「内部化」とは、若いときには企業を転職しても、のちになって特定の企業に勤め、経験を積み重ねながら職場の様々な仕事をこなし、技能を形成していく構造を指す。しかしこの「内部化」された労働市場では、(ア)失業によって生じる損失が大きく、(イ)しかも勤続が長期にわたっていればいるほど移動（転職）した際には損失が大きいことがあげられる。

例えば大工のように、企業の外で技能を習得・吸収した労働者にとっては、失業は厳しくとも、技能そのものには何らの損失も受けない。しかし「内部化」されると、そうはいかない。ここでは技能の習得は OJT による。すなわち仕事につきながらの再教育・再訓練のなかでなされる。OJT は、ある仕事を行うことが次の仕事への訓練にもなるとき最も効率的となる。その結果、関連する仕事を次々と経験していくコースが企業内にとり込まれる。これが「内部化されたキャリア」と呼ばれるものである。

こうした人材育成のシステムでは、キャリアの途中で解雇されれば、その後の昇進の昇進さえも失う結果となる。さらにこのキャリアの中には個人の特性、個別企業の特色が付帯しており、「深められた内部化」として、その『企業に特有な熟練』となる。そのため、もし解雇されてのちに運よくほかに職を見つけたとしても、これまで習得してきた経験や技能が無駄となり、改めて出発点に戻ることになる。したがって「内部化」されると、失業は単に雇用機会の一時的喪失にとどまらず、技能やキャリアを無意味なものとする。これは勤続年数が長いほど、大きな損失をまぬがれないことになる。

一般に欧米では、生産の増減に応じて雇用もまた敏感に変動するものといわれてきたが、その欧米でも「内部化」による実効性が少なからずみることができるという（「先任権制度」）。その意味で、日本における新規学卒者の定期採用から始まって個別企業色に染め上げ昇

進・昇給といった「内部昇進制度」とそれにまつわる子飼いの終身雇用は、日本固有のものではなく、むしろ欧米のそれに先行するものであるとさえ断言する。

また、「内部化すれば、個々の労働者のキャリアは企業の盛衰に深く左右される。企業の衰えは解雇のおそれにつながることであり、逆に企業が発展すれば早く昇進でき、幅広い技能を形成できる。それ故に自分の仕事と暮らしにそれほど強く影響する企業に関心を持ちたいという意欲が高まるのは全く当然の結果であろう」ともいう。こうしたとらえ方は労使関係にとって、雇用問題は闘争ではなく、むしろ「参加」というべきであろうとする。

## 2 「幅広い専門性」 (小池和男『大卒ホワイトカラーの人材開発』等)

アーリー (初期)・キャリアからキャリア・パス (ミドル・キャリア) を経てキャリア・アンカーに至るキャリア形成は、「多様性への対応」「変化への対応」「『深さ』としての重層性」を内容とし、「職務充実」にかかわるタテとヨコの広がりをもった「幅広い専門性」を意味する。その「幅広い専門性」は下記の内容を有す。

### (a) 「多様性への対応」

それぞれ多様な個性をもつ顧客や取引先のニーズや制約条件に対処するためのノウハウを経験することでキャリアが培われる。

### (b) 「変化への対応」

細分化されたキャリアや小分野での経験を通じた汎用的技能による需要変動への対応を意味する。例えば、建築技術者における意匠 (デザイン) 設計、建築構造の強度計算、建築内部の設備のいずれかの専門領域の経験は、マンション、工場、学校、病院など建築対象が変わっても活用される。そして蓄積された知識・能力を基盤とするノウハウの連続性によって創造される新技術や新製品の企画・提案が生みだされる。

### (c) 「『深さ』の重層性」

ミドル・キャリアにおける特定の商品担当経験と関連した領域間の接続的相互作用と形容してよい「重層的効果」を例示すれば、デパートにおける店頭販売から仕入れや商品開発への配転、その仕入れ部門での関連深い商品の担当経験を経ての再度の店頭販売といったキャリア・パスがあげられる。

### 留意点

①「幅広い専門性」への道筋は、これまでも企業が従業員への動機付けとして CDP (キャリア開発プログラム) の一環として社内公募、自己申告、目標管理などが導入・普及していた。しかしそれは1社だけのものであった。

②OJT を通じて施される「幅広い専門性」は特定の企業・組織に取り込まれ「内部化」されるのではなく、本来、精通した職務分野とともに他社への通用性が備わったキャリアであることが求められる。

③「幅広い専門性」であれ、企業内でのキャリア形成はそれが行われる「場」があればよいのだが、今日、人材流動化やネットワーク社会が進展するなかでは「場の理論」だけではとらえきれない。ネットワーク社会における職業を軸としたキャリア形成のあり方が問われる。

### 小括および問題

①「人的資本論」ならびに「内部労働市場論」は共に、特殊訓練であるがゆえに労働者

はその成果を他の企業では発揮できず、離職して他の企業に移動すれば賃金引き下げは不可避となるので、その愚行をまぬがれようとする。他方、企業側では特殊訓練を施した人的資本投資の収益は長期にわたるので、労働者を解雇すれば物的資本（教育投資額）を無料で廃棄したのと等しく、資本喪失を発生させる。雇用継続の長期化によって労働移動が失われても（固定化されても）、経済合理性に合致したものであるという。

こうして、企業内で特殊訓練を施しながら「内部化」を促進し、労使間の見事な収益構造の協和を見出す実効性と論理的整合性を作り上げるのである。

②企業内で施されるキャリア・技能の形成が、同時に個人の人的成長と経済的豊かさを具現するような、企業・組織の成長と個人のそれが一枚岩であった時代では会社組織への規範が内面化され、社会的使命感を抱いて仕事に励むことができた。また職位は組織秩序への貢献の指標であり、社会的威信尺度の反映であり、それによってモラルも高揚しえた。仕事の満足感や達成感が会社組織への一体感を宿すなかで感得できたのである。

こうした互酬的交換の構造を内在する日本的雇用システムはしかし、従業員を企業内部に閉じ込め、多様で自由な能力の発揮や成長を妨げるという批判を排除できない。加えて組織の論理に迎合し、自己の主体性を見失う「会社人間」を生みだした。

### 3 「職務充実」——（ハーズバーグの「衛生・動機づけ理論」の応用）

「職務充実」(Job Enrichment) は、無理のない程度に仕事の範囲を拡大することによって職務内容に変化を持たせて単調感をなくし、併せて興味や技能の拡大を図る「職務拡大」

(Job Enlargement) に加えて、仕事の計画立案から遂行の結果による統制までを職務内容に含めることによって、職務に質的な深さと応用力をもたせるものである。すなわち、「職務拡大」が質的に同じ職務の範囲を広げる量的・水平的拡大であるのに対し、「職務充実」は質的に異なる仕事を職務のうちに組み入れる質的・垂直的拡大を意味する。

具体的な条件としては、課業 (task) の増大、課業の質的多様化、仕事ペース調整の自由化、仕事の成果に対する責任の明示、仕事方法への自由裁量の余地拡大、まともりのあるユニット仕事を自分で完成させる。

これらによって、仕事の立案・計画や職務に関する参画と遂行結果の自主的コントロール・責任感がもたらされ、仕事の達成から自己の成長とにより高度な仕事にチャレンジする意欲が生まれる。こうした取り組みは「労働生活の質的向上」につながるとされる。



## 第9章 所得構造

### §1 所得の構成（種類）

所得の種類には次の4つがある。

#### ① 労働所得

文字通り労働から得られる賃金である。概していえば、賃金は高度経済成長を通じて平準化（年齢別賃金でみても）し、国民の9割が“中流”（中間層のなかに上下があったとしても）と意識したように平等が進んだ。しかし近年は、成果・業績主義賃金の台頭・強化による賃金競争、200万人にもものぼるフリーターやニート、雇用者の1/3にもぼる非正規従業員の増加、さらにはワーキングプアーの存在などと相まった階層分化が顕在化し、個人間に所得格差が目立つようになった。

#### ② 財産（不労）所得

金融資産や実物資産を保有することから得られる所得（ex. 利子、配当、キャピタル・ゲイン、地代など）をいう。財産所得についても、バブル経済を契機に資産格差が顕著になっている。株をもっていない人は9割以上、土地や家屋を持っていない人は4割ほどみられ、資産をまったく所有していない人が少なくない。

#### ③ 移転所得

年金給付、医療給付、生活保護支給、児童手当のような社会保障制度やこれに立脚して得られる所得。移転所得には、(a) 年金・医療・雇用・労災などのように各自が社会保障制度にもとづき拠出したもの、(b) そして生活保護や児童手当のように拠出せず、政府の税収から給付されるものがある。

移転所得の大きな目的の一つは、所得の再分配効果にあり、分配の平等をめざす側面がある。保険や年金などといった社会保険による「移転所得は、国や地方公共団体の公的部門が徴収と移転給付を運営するので、均質性の高い給付で平等な分配制度である」といってよいが、再分配効果は必ずしも高くなく、弱体化してきたとの指摘もある。また、少子・高齢化の進展で世代間保障を基盤とする社会保険制度が揺らいでいる。

#### ④ 事業所得

他人に雇われず自分の企画で事業を行う、いわゆる個人事業主が受取る所得である。個人事業主は生産したものやサービスを売って収入を得るが、このなかから雇用している人の費用・原材料費・借入れ資本の利子などの生産費用を支払い、さらに税金を納め、企業貯蓄などを控除し、残ったものが事業主の家計の所得になる。

#### ※ 課税前所得と課税後所得、再分配所得

人の所得には税金が徴収されるとともに、医療保険料や年金保険料のように社会保険拠出が徴収される。さらに移転所得を受ける人もいる。

課税前所得から租税および社会保険拠出を差し引いた所得を課税後所得（概ね可処分所得に該当）という。実収入に対する可処分所得の割合は、年々低下の傾向にある。

課税後所得から移転所得を加えたものを再分配所得ともいう。

## § 2 生涯賃金

①労働生涯にわたる賃金の総額は、2007年で一般大卒男子が2億7,050万円（大卒男子標準労働者：2億9,810万円）、一般高卒男子が2億580万円（高卒男子標準労働者：2億6,020万円）であったとされる。「賃金構造基本統計調査」（2007年価格）のデータにもとづいて推計されたこの生涯賃金は、バブル経済下の1990年では大卒男子標準労働者で3億64万円にもものぼったようだ。17年間で大幅な下落をみせたそれは、いわゆるライフサイクル仮説に従っていえば個人消費低迷の一因ともいわれる。また、頻繁な離・転職は生活設計に少なからぬ影響を及ぼし、その対応に資する目安としてとりあげられる。

さらには男女間の生涯賃金格差（2007年数値で一般大卒女子2億1,080万円、一般高卒女子1億2,810万円）も看過できず、ジェンダー・フリーの立場からも問題提起がなされ始めてもいる。

※ 上記の生涯賃金は定年まで働くが、退職金は除いた数値である。2007年における退職金を含め、なおかつ定年退職後も何らかの形で働いた（引退まで働いた）一般男性の生涯賃金については、大卒が3億3,430万円、高卒が2億4,670万円であった。（資料出所：「賃金構造基本調査」「就労条件総合調査」「国勢調査」）

②しかし生涯賃金を試算してみたところで、勤労生活に重大な意味をもつ命題にはならないように思われる。もとよりあらゆる人々のライフサイクルが異なり、賃金率も同じではない。計算する時点によって生涯賃金は大きく変わるのであり、経済社会の変動は計算内容の差異を派生しよう。そうであれば、生涯賃金は社会保障につなげる有機的な生活の手がかりと、断っておきたいのであり、年金を含めた生涯所得の枠組みでの議論が必要と考える。ともあれ雇用制度や賃金制度がどう変わるかを折り込んで、どのくらいの賃金を獲得するのかを探ってみてもよいだろう。

③生涯賃金は、新規学卒者が就職から引退までの間に取得定期給与および特別給与の累積額に退職金を加えた総賃金収入と概略できる。計算方法には（a）入社してから月給袋などを保管しておき、退職時にその合計額を算出する動態的遡及的方法と、（b）定年時に「賃金構造基本統計調査」を利用して各年齢別の平均賃金を推計する静態的未来的方法がある。多くは後者を用いるようだが、将来の生涯賃金を期待して現時点でどうするかを問いかける資料としての意義はあろう。

④具体的な数字は省略するが、ここ30年ほどを時系列でみると賃金変動はまず学歴別の格差が小さくなったのが目につく。それでも生涯賃金に占める特別給与は高学歴ほど高い比率を示していた。定期給与が平準化される傾向と相俟って、退職金は勤続年数を基本給に関連して支給されるケースが多く、標準労働者に関する限り有意な格差を生じないとなれば、生涯賃金を左右する格差要因は特別給与に求められそうである。

⑤将来予想に照らした生涯賃金を考えると、（a）実質労働時間および期間を考慮しなければなるまい。これらは生活構造、生産性や雇用機会を変えることになる。

（b）終身雇用の動揺、リストラクチャリング（業種・業態の再編成）などによって退職金の不良債権化といった事態を迎え、また成果・業績主義が顕著になるとすれば、これからの賃金制度がどう変わるかに問題は絞られる。

（c）そして最も注目すべきは、生涯賃金が教育投資の関数としてとらえられる点である。

以前から指摘されてきた高等教育投資に対する収益率の低下は、学歴間賃金格差が縮小するなかで「大学の投資は間抜けな選択」となる。だがその一方で、投資額の大小が生涯賃金の大きさを決定づけ、それが階層分化を派生することも看過できない。

## § 3 雇用者所得

### 1 雇用者所得の吟味

「雇用者所得」における雇用者とは、あらゆる生産活動に携わる就労者のうち、個人事業主と家族従業者を除いた就業者であり、雇用されて賃金・俸給を受ける者に他ならない。

ただし、この中には法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども含まれる。したがって、彼らへの給与、手当、歳費、報酬なども入り込んでいるのである。これらは、自ずと雇用労働者の賃金とは区別して把握しておかなければならない。雇用者をそのまま賃金労働者と読み替えられないのであるから、労働所得の分配率ではないのである。

では雇用者数はどのくらいなのだろうか。総務省「労働力調査」(2009年度)では、総人口12,776万人(内15歳以上人口11,043万人)で、労働力人口は6,669万人であった。その労働力人口は、就業者(6,412万人)と完全失業者(257万人)に分けられ、就業者は雇用者(5,523万人)に自営業主と家族従業者を加えた概念で把握される。

就業者に対する雇用者比率についてみると、1970年で65%弱を示し、1976年にはすでに70%を超え、直近の2009年では86.1%をみることができる。

雇用者比率の高まりを確認するこの数値は、個人事業主や家族従業者が多かった日本の産業構造・就業構造の性格に構造変化がもたらされていることを物語るものでもある。

と同時に、第二次産業の雇用者の増大によるところが大きい。さらに高度経済成長の過程で激しく変貌した産業構造・就業構造は、雇用者所得の内部変動をもたらし、かかる変化は相対的に高い所得の領域の雇用者を派生させた。

雇用者が増大するその一方で、全雇用者の3割を上回る非正規従業員数、下方硬直的な姿態と直言できる労働市場に沈殿する潜在的(偽装的)な失業者の増加も見逃せない。こうした労働市場の階層分化を現象している実相とは裏腹に、雇用労働者の平均所得水準とかけ離れて増加する高額所得者も少なくない。所得・経済格差と形容される階層分化の顕在化が指摘される事由ともなっている。

もっとも、国民総生産の増加は雇用者比率が高まったからではなく、就業者ベースで測っておくべきだろう。1970年に147万円であった就業者1人当たりの国内総生産(名目)は、2009年には804万円と5.5倍弱になった。この伸びは、35年間における就業者の増加(1.25倍)および雇用者の伸び(1.62倍)より大きいのであるから、雇用者所得を増大させることになった。こうして雇用労働者の絶対所得は上昇し、春闘方式による賃上げ運動と相まって、豊かな生活水準を営む基盤ができあがった。

しかしながら、だからといって資本と労働をめぐる労働者の相対的分け前が、増大したとはいえない点に留意しておきたい。雇用者所得が上昇した以上に企業所得が上昇していれば、労働の相対的分け前はむしろ低下しているといわねばなるまい。1990年度と2004年度の2時点をとって雇用者所得と企業所得の増加率をみると、15年間に雇用者所得は10.4%増加したが、企業所得は34.8%の伸びを示しているのである。なお、戦後数回の景気循環で

の経験からも、分配率は好景気時に下がり、不況期に高くなる傾向があることも留意しておく必要がある。

## 2 雇用者所得の増勢とその構成

1993年に国連で「国民経済計算」(System of national Account=93SNA)が採択され、勧告に従って日本でも2000年に「国民経済計算体系」の改定がなされた。それによると、2004年の国民所得(要素表示)は361兆130億円。これは生産活動によって産出された付加価値を生産要素で把握した経済の各部門に対する報酬として、すなわち「要素所得」として分配されたものである。

国民所得は雇用者所得、財産所得、企業所得に大別されるが、そのうち最も大きな比重を占める雇用者所得は、2004年度で255兆3,760億円と国民所得の70.7%を占めた。

一方、非企業部門の財産所得は国民所得のなかで長期低落傾向をたどり、2004年には10兆1,480億円で若干上昇に転じたものの2.8%と小さくなった。財産所得については、これを成す個人、政府、非営利団体の資産価値の目減りがみとれる。また、企業所得は95兆4,890億円で26.5%を示す。

雇用者所得をとらえてみると、1965年以降の高度経済成長下にあつては着実に伸張してきた。“一億総中流”と形容される世界で最も平等な社会を実現したことを裏づけるかのようなその姿は、しかし村上泰亮のいう「中間的大衆」といった実相を併せもっていたことを見逃すべきではない。

さらにプラザ合意以後の内需拡大とバブル景気は、雇用者所得の増大を加速した。しかし雇用者所得の増大は、労働者の生活水準が著しい改善を遂げるとともに、日本全体における所得の相対的分け前が労働者にとって有利に展開したのだろうか。「豊かな社会」を現出した雇用者所得の中味がどのようなものであるかを検討しなければならない。

雇用者所得は、①賃金、手当、賞与のみならず、②政府管掌保険制度、健康保険組合、共済会、児童手当制度などに対する会社負担(雇い主の現実社会負担)、③そして食事、通勤定期分、被服支給、住居手当、退職一時金・企業年金、業務災害補償など、非賃金コストとしての、いわば「社会的賃金」の性格を帯びた会社負担(「雇い主の帰属社会負担」)までを含んで、かなり幅広い。しかも雇い主負担、とりわけ、上記②の社会保障基金雇い主負担の増加は著しい。その増加は、1990年度の19兆9,880億円から、2004年度には26兆9,650億円に達し(34.9%も増)、この間の賃金・俸給の増加率9.5%と比較しても3.6倍の伸び率を示した。

これらは高齢化の進展と相俟った法定福利費の比重の高まりを裏づけるものであるが、上記③の「帰属会社負担分」(36兆8,700億円)と合わせると、対賃金の18.6%にもものぼる。雇い主負担といっても、主要な社会保険は労使折半であり、雇い主52対雇用者48ぐらいの負担割合といわれる。雇用者の実質的生計費を補完するこのような部分に、労働の対価である賃金・俸給を加えた所得合計は、文字どおり国民全体が生み出した全価値のうち、雇用者に分配した価値の総合計に他ならない。

## 第10章 所得分配・再分配 —— 個人的分配を中心として

「分配を左右する諸法則を決定すること、これが経済学の主要な命題である」とは、リカードゥ (D.Ricardo) の有名な『経済学および課税の原理』の序文であった。なぜ経済社会において、また個々人に貧富の格差が生じるのか。不平等を問題にするとき、経済学は所得・富の分配を重要な課題に据えてきた。もとより所得は人びとの生活基盤であるが、同時に社会構造それ自体のあり方を規定しよう。一方、社会学は、社会的地位と役割の差異や職業的威信尺度、社会的移動、教育・職業の機会均等を分析用具として階層分化の問題を視座に据えてきた。(かつては生産手段の有無にもとづく階級論が盛んに議論されていた)

とはいえここでは、いかにして不平等をなくし社会的公正を期するかを提議する前に、経済学で取り扱われてきた所得分配論について、改めて整理しておきたい。言い換えればそれは、どのような構造で富の分配および格差がもたらされるかを客観的に分析し、それを通じて社会的公正に資するためのプロローグとして位置づけるものに他ならない。

所得分配に関する経済学的分析・アプローチには、富をめぐる資本と労働の相対的分け前としての「機能的分配」(Functional Distribution of Income) と、いわゆる貧富の格差ということばで表現される家計あるいは世帯の生活水準を問題とする所得の「人的分配」(Personal Distribution) がある。

ここでは後者の「人的分配」をとりあげる。国民生活が豊かであるかどうかをみる場合、さしあたり国民一人当たり(ないし世帯当り)平均所得の高さを捉えることになるが、全ての個人(世帯)が平均値に近いことはめったになく、ばらつきがある。そのばらつき(格差)が比較的小さければ平等な社会であり、格差が大きければ不平等な社会になる。

### § 1 不平等度の測定

#### 1 ローレンツ曲線 Lorenz curve

「人的分配」における所得の不平等度を測定する代表的な方法にローレンツ曲線がある。

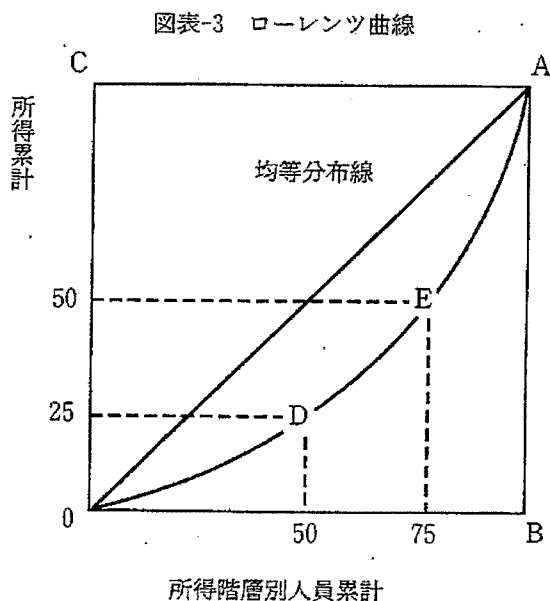
いま、図表 10-1 に示したごとく、縦軸には、全所得のうち所得階層別に区分した各階層の所得が何%ずつ占めているかを計算し、次にこの所得を所得階層別の低い方から順次、合計・累積してある。横軸には、各階層別の所得人員が全人員中に何%を占めているかの比率を、同じく所得階層の低い順から高い方に累積して示してある。

この場合、もしX万円の所得水準で全人員が平等に分配されていたとすれば、分布は図の対角線になる。所得が完全に平等に分配され、人員の20%が所得総額の20%を、人員の50%が所得総額の50%を占める(分配される)とすれば、対角線OAが描かれて、所得人員の割合と所得金額の割合は完全に一致し、正方形の対角線(45度線)と一致する。この対角線を完全平等線(均衡分布線)と呼ぶ。

一方、対極の完全不平等な場合では、一人が全所得を受け取り、残りの方々の総所得がゼロであるから、その場合はOBに相当する。

一般に分布は対角線の右下(中間)の部分に湾曲して描かれよう。この曲線(ローレンツ曲線)が対角線(45度線)に近いほど分配は平等であり、遠ざかるほど不平等となる。そして分布の不平等は、対角線と実際の分布を表わすローレンツ曲線とに囲まれた面積で

測ることができる。図表 10-1 において、人員の 50%が総所得の 25%を受け取ると D、人員の 75%が総所得の 50%を受け取るならば E のように、人員と所得それぞれに対応した ODEA のローレンツ曲線が描かれる。



## 2 ジニ係数 Gini coefficient

所得分配の不平等度については、ジニ係数という指標を用いることが一般的となっている。イタリアの数理統計学者コンラッド・ジニ（1884～1965）が 1936 年に考案したジニ係数は、次のような数式で計算される。

$$G = 1/2n^2 \times \sum \sum |x_i - x_j|$$

[ここで n は社会の構成員数、 $x_i$  は i 個人の所得額を示す。 $|x_i - x_j|$  は i 個人と j 個人における所得の差の絶対値を表す。]

ジニ係数は上記の数式より、図表 3-1 のローレンツ曲線からの方が理解しやすい。ローレンツ曲線と対角線とに囲まれた部分の面積より下の三角形の面積に対する割合によって、分配の平等・不平等度を表したものである。すなわち係数として 0 から 1 の値をとる。0 に近いほど所得分配は平等度が高く、反対に 1 に近いほど不平等ということになる。

例えば、平均所得が 500 万円でジニ係数が 0.4 の集団なら、構成員どうしの所得の差を全体としてとらえてみると、500 万円の 40%にあたる、200 万円の格差があることになる。

長期的にはジニ係数は 1960 年までは上昇傾向にあったが、その後（1970 年代まで）は低下（0 に接近）し、所得格差が是正されてきた。所得分布は経済成長に伴い、一人当たりの国民所得が増えるに連れて、はじめのうちは不平等になるが、ある水準を超えると平等化するといわれている。なお、就業者のうちでは、所得格差が大きくなりがちで自営業者の割合が減って、雇用者の割合が増えると家計間に所得格差が縮小する傾向がある。

しかし、近年（1980 年代半ば以降）はジニ係数が再び上昇してきており、所得格差が顕在化してきた。「所得再分配調査」（厚生労働省）によれば、1980 年で当初所得のジニ係数は 0.349 であったが、1992 年では 0.439、1999 年には 0.472、そして 2005 年には 0.526

にまで高まった。(図表4-2)

この動向は、規制緩和などの掛け声と相俟った米英のサプライサイダー・エコノミー(供給重視の経済学)に代表される市場主義経済の台頭・席捲と重なる。

### 3 T.ピケティの格差論 —— 「 $r > g$ 」

ジニ係数にみる所得格差の動向と因果関係は、規制緩和などの掛け声と相俟った米英のサプライサイダー・エコノミー(供給重視の経済学)に代表される市場主義経済の台頭・席捲と重なる。そうした近年の格差拡大について資本主義の根本的な矛盾として指摘したのがT.ピケティ Thomas Piketty であった。

世界的にベストセラーとなったピケティの大著『21世紀の資本』(山形浩生、守岡桜、森本正史訳 みすず書房 2014年)では、格差拡大の原因を解明するための計算式として「 $r > g$ 」を提示した。ここで  $r$  とは「資本の平均年間収益率」——利潤、配当、利子、賃料など資本からの収入をその総価値で割ったものをさす。つまり  $r$  はリターン Return の意味で、投資によって得られる利益をいう。一方、 $g$  は「経済の成長率」であり、growth に由来し、労働者の所得の伸び率である。いわば、資本収益率の方が、額に汗して働いた賃金・所得の成果としての経済成長率よりも大きい実態を明らかにした。しかも富・資本の蓄積の進行は「世襲型資本主義」として、さらなる格差拡大を帰結する。

### 4 相対的貧困率

ところで、ピケティは論証データは富裕層に着目しているが、貧困層については論及されていない。そこで、少し貧困層、すなわち相対的貧困率について触れておく。

相対的貧困率とは、年収が全国民の可処分所得における中央値の半分に満たない国民(世帯)の割合を示す。その割合は2012年で16.3%に達した。相対的貧困率に抵触する人達の多くはワーキングプアと形容され、その世帯年収は約200万円未満である。またこれと相応して生活保護受給者は2012年で216万人を上回った。なお、貧困問題は17歳以下のチャイルドプア(子供の貧困)を随伴している深刻な事態も見逃せない。

## § 2 所得再分配

### 1 パレート最適の再分配

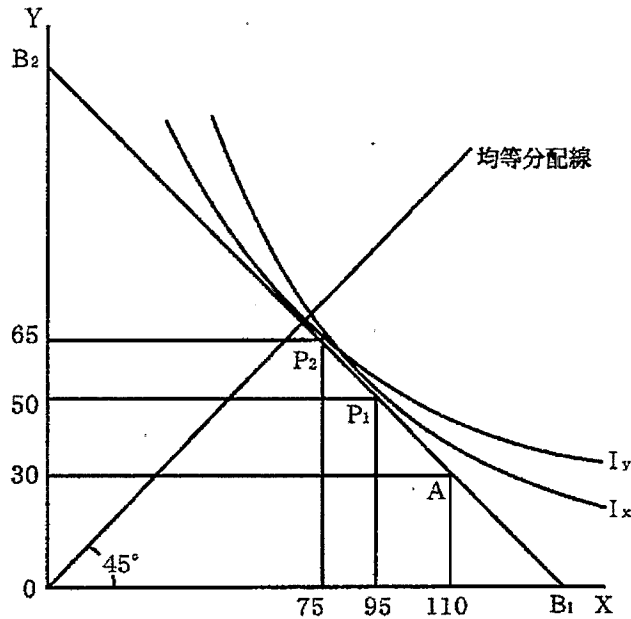
公正(Fairness)とは、その社会を構成する人々の合意にもとづく社会的価値を集約した判断といえよう。平等に軸足をおく分配の公正性(Equity)と生産効率性(Efficiency)の条件が満たされて、はじめて社会の経済的厚生(Well-being)の増大は可能となる。最適分配をめぐる議論はピグーA.C.Pigou以来、多くの学説・系譜を辿ることができる。ここではそれらのなかのひとつであるホックマンH.M.HochmanとロジャースJ.D.Rodgersが解説する「パレート最適の再分配」を概括しておこう。

図表10-2には、二人の個人または集団のうち、Xの所得を横軸に、Yの所得を縦軸にとって描かれている。この図では第1次所得がAにおいてXに110、Yに30がそれぞれ分配されている。このときB1B2の予算線は所得の合計140を表現している。図中の45度線は所得を均衡に分配する均衡線であり、X、Yに対して予算上の交点で70が配分されよう。

ここでA点をもって望ましい分配と決めるか、あるいは均衡分配（70-70）が望ましいとするか、といった選択なら問題は簡単である。

というのは、おそらく次の場面ではXの110とY30の所得に対して、X、Y双方の効用関数が問われることになる。110の所得をもつXは、Yの所得30に対して満足しているわけではなく、自分の所得の一部をYに譲ることによって、自分の効用がプラスになれば

図表-4 パレート最適の再分配



よいと考える。つまり各個人の効用は自己の所得ばかりではなく、他人の所得の如何によっても、所得分配をめぐる価値判断は左右されるという相対的な観点が重要である。

そのように考えるXの無差別曲線を  $I_x$ 、Yのそれ  $I_y$  が図に描かれ、予算線に  $P_1$ 、 $P_2$  で接している。すなわちXは、 $P_1$ において自己所得から20をYに譲渡してもよいと考える（Yは50となろう）。YはAである30よりはるかに多い所得を望むが、Xの110があまりに多いので、せめて均衡分配線70より低い $P_2$ である65をほしいと考えたのである（このときXは75となろう）。 $P_1P_2$ の間はいずれもパレート最適の点となろうが、少なくともAから $P_1$ へ20だけの所得移転によって、X、Yの満足をそれぞれ向上させた結果を導き出すのである。

## 2 再分配効果

当初所得の所得格差に対しては、周知のごとく所得再分配政策が講じられている。①課税政策（累進課税、財産税、資本所得等）、②社会保障をはじめ低所得層に不利にならないようにする政府支出（社会保険、公的扶助、低所得者住宅、教育および衛生支出、賃金財価格引下げのための政策、雇用安定政策支出）といった再分配によって、確かに所得格差は縮小している。これを先の図表4-2および図表4-4などでみておこう。

図表4-4の下には<参考>として「当初所得と再分配の概念」が図示されている。そ



れによると、2005年における一世帯当たりの平均当初所得は465.8万円であり、この額から税金(45.4万円)と社会保険料(52.2万円)を差し引き、社会保障給付(181.4万円)を加えると、再分配所得は549.5万円であった。そこにおいて再分配所得のジニ係数は、0.387となっていた(図表4-2)。先にあげた当初所得のジニ係数0.526と比べて、再分配によって均等化が図られたのがわかる。

再分配による効果は、下記のジニ係数改善度の算式で表され、その結果は図表4-4に掲げた通りである。

$$\text{ジニ係数の改善度 (\%)} = \frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$$

それによると、所得再分配による改善度は26.4%で、1992年の19.2%より改善の度合いが高まっており、2002年の20.8%と比較しても過去最高の改善値をみることができる。再分配改善度26.4%のうち、9割以上を占めるのが社会保障による改善度で、24.0%と高い寄与度を示している。それに対し、税金による再分配効果(改善度)は3.2%と低迷している(いずれも2005年数値)。

改善しつつある再分配効果とはいえ、ジニ係数にみるその効果は西欧諸国と比べると依然として低いようだ。いささかデータが古いのであるが、等価再配分でみたジニ係数の改善度を算出した国際比較をみると、ドイツが37.0%(1984年)、フランス30.0%(1984年)、イギリス29.2%(1986年)、アメリカ18.5%であった。一方、日本は1986年に16.5%、1998年に18.2%を示すにとどまり、ようやくアメリカと肩を並べる程度にすぎない。

### 3 結語

再分配効果によって多少とも格差が是正され平準化に寄与したとしても、福祉国家への接近はそれだけで済むわけではない。着眼すべきは、高福祉の実現にはそれを支える費用(財源)がなくてはならない、どのようにコストを負担するかをめぐり、勤労者をはじめ国民の所得階層に応じた拠出から成り立ち、それを基盤に必要な保障をサービスする。

ただし、社会保障の多くが保険方式にもとづいていることを見逃すべきではない。社会保険といえども保険であるかぎり、それは保険数理の原則に立脚している。すなわち、それは負担と給付の関係で決る面があるため、受給要件を満たしていない人には支給されないことを留意していかなければならない。

かかる矛盾を抱えているからこそ、所得格差拡大に直面してシビル・ミニマムの生活保障・所得保障を実現するセーフティー・ネットの構築が、社会保障の制度改革における重要な柱と位置づけられなくてはならないのである。

ともあれ、保険料拠出と社会保障給付との間に再分配機能が働くわけであるが、いかなる高さの所得階層を基準として、いかなる生活水準を保障し、どんな手段を用いるかの所得再分配政策は、国民の価値判断によるとしても、国民経済の成長を前提にしなければ推進できまい。例えば、老齢基礎年金の支給額を維持し、保険料を引き上げるならば、労働市場の需給状態や賃金率は急変しよう。すなわち、産業・企業は準固定的となった人件費

の低減を図り、雇用量を削減するにちがいない。同時にそうした事態は、経済停滞をもたらすだろう。こうした観点からいえば、対費用・効果を射程においた実効性のある総需要喚起と、労働生産性の向上による一定の経済力を確認しながら、再分配機能を通じた所得構造を拡充することによって福祉効果をもたらす経済構造こそ、福祉国家の基盤であり姿であるといえよう。

## 【補論】 セーフティー ネットの構築

——雇用不安、雇用流動化、市場経済化、ネットワーク社会、階層分化等に寄せて——

### 1 セーフティー・ネットとは

人々が暮らしていく上で、不幸にも災害、事故、病気、失業などによって財産や所得を失うことに対して、政府や、政府から何らかの財政処置を行なう民間組織（健康保険組合など）がその損失を提供する政策とセーフティー ネットを規定しておこう。

最近の経済学では、台風や地震の災害の頻度、交通事故の頻度、様々な病気の疾患率、景気変動に伴う失業率などが統計的に把握できるようになったことと相俟って、上記のような人々の暮らしに不幸な出来事が起きるリスクに備えるための政策として位置付けられている。それは「福祉政策が発展したもの、あるいは変形したもの、ないし現代風に再解釈したもの」といってよく、シビル・ミニマムの実現を指す。

ここで分析・提言されるのは、社会保障制度にまつわる対象分野であり、生命保険、公的年金、2階建てないし1.5階建て部分としての厚生年金・国民年金基金を含めた企業年金、医療保険、失業保険、生活保護といった社会保障あるいはその政策、そして金融機関の倒産にまつわる預金の保護——預金保険制度——をとりあげる。

### 2 保険の経済学

政府がなぜ個別のセーフティー・ネットとしての保険に関与するかは、「情報の非対称性」、「モラル・ハザード」、「逆選択」といった、「市場の失敗」に対処するための所得保障上の意義がある。また、保険はいずれも保険数理によって負担と給付の関係が決まる側面があるため、最低生活に必要な給付が得られない可能性がある。さらに、生命保険会社の経営破綻に遭遇する場合もある。

↓

シビル・ミニマムの生活保障・所得保障を実現するには、最低賃金制度を含めた給与水準・給与体系の必要性が説かれてよいはずだ。

### 3 社会保障の制度改革とセーフティー・ネット

#### (1) 公的年金制度改革

①少子・高齢化時代における世代間保障としての賦課方式の財政的行き詰り及びそれにかかわる世代間の不公平が横たわっている。すなわち、既得権益をもつ年金受給者の階層と、既得権益を持たずに自らが将来受け取れる年金資産よりも多く拠出しなければならない勤労世代という社会階層との分化が、それである。

②市場経済化の進展にまつわる個人間の経済（所得）・教育投資による選別化を含めた

仕事格差の拡大・顕在化。

③現下の年金制度は、ホワイトカラー雇用者で長期勤続者が有利になる仕組みとなっている。年金支給の比例報酬配分もまたその一例でもある。これらは、「努力してもしかたがない社会」ひていは「努力する気にならない社会」が蔓延する恐れを宿す。

上記の問題解決案として、基礎年金（1階部分）の社会保険方式から累進消費税の導入が図られるのも一案であろう。

## （2）企業年金制度の方向性

- ・アメリカの「401k」を参考にしつつ、確定拠出年金制度の導入とそのための優遇税制。
- ・雇用流動化、ネットワーク化——頻繁な離転職、ワーキング・スタイルの多様化（多重職場などを含む）に対応した企業年金・私的年金のポータブル化（携帯できる）転職しても損失しないよう年金を通算して支給される）の促進が検討されてよい。

## （3）医療保険のセーフティー・ネット

- ・診療報酬制度ならびに、薬価制度・基準の見直し
- ・職種、職域、従業員規模の別によって乱立する医療保険制度の統合
- ・税方式の財源措置による安定的な運営を図る

## （4）失業保険・失業対策のセーフティー・ネット

- ・失業時の所得保障は国際的にみて低いことから、失業（雇用）保険の給付水準の引き上げが要請されよう。
- ・失業対策および雇用不安に関する政策の対費用効果をはじめとする見直し・再編。

## （5）生活保護のセーフティー・ネット

社会保険にもとづく上記（1）～（4）のセーフティー・ネットは、保険原理を応用しているため、受給要件を満たしていない人には支給されず、それらだけではシビル・ミニマムを達成することができない。

- ・最低限所得の所得水準をいまま少し増額
- ・障害者の雇用機会の拡大
- ・最低賃金制度の充実

## （6）金融破綻に備えた預金保険機構の強化・拡充

《追記》 ロールズ『正義論』紀伊国屋書店 1979年

- ①「各人が基本的自由に対する平等の権利をもつべきである」：「自由権の保障」。
- ①「社会で最も不遇な人の最大の便益となるよう」資源配分を是正すべき：「格差原理」。

## IV 福祉産業の経済学的アプローチ

### 第 11 章 福祉産業の経済学的分析視角

#### § 1 福祉産業の課題

##### 1 福祉はコスト？

高齢社会と相まって、多くの人々が健康と生活の質的向上・拡充に価値をシフトするなかで、日本経済の成長を支え・推進する産業として医療、福祉・介護分野を挙げている。医療、福祉・介護＝成長産業論を裏付けるように、医療および福祉分野の就業者数は増加を続け 2012 年には 618 万人にのぼる（総務省統計局「経済センサス」。成長産業と称される医療、福祉産業の需要拡大・サービスの高度化はしかし、家計や企業が払う保険料負担および税金や国債発行によって賄われる国庫負担が増える事態ともなっている。いいかえれば、医療・介護需要が成長・拡充すればするほど、逆にコストが増え重荷となって経済成長の制約になりかねないのである。

上記の動向は直視しなければなるまい。確かに“福祉はコスト、福祉は経済にとって負担だ”とらえる人が多い。例えば、同じ医療や介護でも、病気が治り自立できる可能性のある若い人の場合は、労働力の補修費とみなされ、回復後は生産力になりうる。それに対して再び生産活動に復帰できる見込みが乏しいか、あるいは困難な高齢者などの医療や介護の費用は、投資回収ができないコストとみなされる。だが、本当に福祉や医療の拡充・高度化・多様性への対応はコストの増加といった側面だけでとらえるものなのだろうか。また、貧困や格差社会の解消はむしろ社会的コストの削減に寄与するはずである。

そこで本章では、“福祉はコスト”といった既成観念を懐疑的に再吟味してみたい。いうまでもなく、病院は「医療の場」であるのに対し、福祉は「生活の場」である。けれども両者は密接につながっている。福祉は生活に直結するのであるから、生活基盤の拡充や生活の質的向上の実現に取り組まなくてはならない。そこで、医療を含めた福祉を生活の質的拡充や多様なニーズに対応した社会的需要の創出が新たな成長の源泉になるアプローチが求められる。とはいえコストの増加を看過できない。この問題を回避、打開するための方策も交えておく必要がある。すなわち、医療・介護サービス供給の効率化、コストの低減、価格の合理化、一部規制緩和なども射程に入れておかねばなるまい。

これらを織り込んだ分析視角を「福祉の産業化（福祉産業）」と呼称する。すでに第 3 章の【コーヒーブレイク】「福祉社会とは裏腹な今日の問題状況」で触れたように、現実には様々な難題が横たわっている動態を踏まえて、“よりよく生きる”ための方途ないし一環として福祉産業を位置づけるのである。その際、福祉産業論がビジネス・エシックス（企業倫理）を前提にするのはいうまでもない。これを踏まえて、現代のサービス経済化・知識集約化による新たな価値・事業創造をポジティブにとらえる。そして、かかる価値創造やイノベーションを“よく生きる（well being）”を結びつけようとするのである。したがってマーケティング活動は、利益追求のためではなく、購入したくても購買が困難な恵まれない人々および社会的に弱い立場にある人が、幸福を享受できるためことを主眼とするべきなのである。

ともあれ、上述の課題設定にもとづいて福祉産業の存立とその可能性について、対費用効果の視点にとどまらず、経済的波及効果、比較優位、スコープメリットといった経済学的アプローチから分析してみよう。

## § 2 三つの分析視角

### 1 見逃せない経済的波及効果——産業連関

#### (1) 産業需要の波及効果

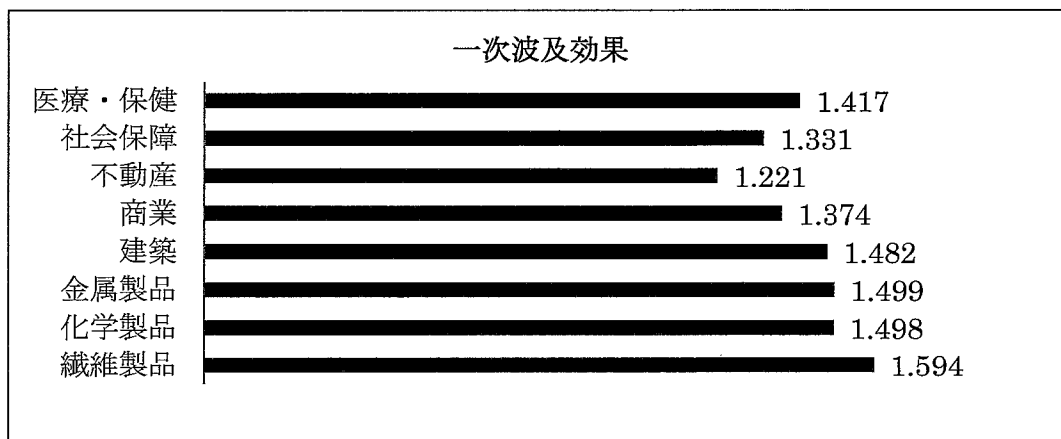
まずとりあげるのは、経済的波及効果である。福祉産業は高付加価値や産業構造の高度化を促し、ひいては新たな経済成長になるとする分析視角である。すなわち、産業連関分析にもとづく波及（シナジー）効果では、一次波及効果と二次波及効果を派生する。

一次波及効果とは、ある商品に需要が発生した場合、原材料などの他産業の需要を誘発する効果をいう。二次波及効果は、一次効果の波及生産によって影響をうけた各産業が生産を行い（産業連関）、その結果、連関した諸部門で労働者が雇用される。雇用されれば賃金が得られる。収入が増えれば、これまで購入できなかった財やサービスなどの消費需要が伸長する。政府の公共投資などで発生した有効需要が、労働者の雇用増・収入増加によって、消費購買力が増大し、それが公共投資と直接関係しない産業に新たな産業を誘発し、相乗効果をもたらすのである。

では医療を交えた福祉産業の波及効果についてはどうなのであろう。永峰幸三郎は、生産関連社会資本（公共事業）の代表格・建設と医療や福祉の分野と比較で分析していた。

図表 11-1 各産業に 1,000 億円投資した時の一次波及効果

(単位：億円)



(注) 永峰幸三郎「福祉への投資の効果は建設投資を上回る」 岡本祐三ほか『福祉は投資である』日本評論社、1996年、194頁より筆者が作図

図表 11-1 にあるように、いま 1,000 億円投資したときの 1 次波及効果は、社会保障部門 1,33 億円、医療・保健部門 1,417 億円、建築部門 1,482 億円を生み出すとされる。この段階までは建築投資と医療・保健部門への投資がほぼ同額の波及効果であり、また社会保障部門への投資は医療・保険や建設よりやや低い。なお、この図表から一次波及効果は原材

料、エネルギーなど製造業ほど大きいのがわかる。

### (2) 二次波及効果と合計

1,000 億円投資による二次波及効果は、社会保障で 526 億円、医療・保健が 369 億円、建設は 285 億円となっている。一次波及効果で 1,333 億円と最も低かった社会保障が、二次波及効果では、3 部門間の比較で 526 億円とかなり高く表れてくる。そして波及効果の合計では、社会保障が最も大きいことがみてとれる。(図表 11-2)

図表 11-2 波及効果とその合計 (単位 ; 億円)

	一次波及	二次波及	合計
社会保障	1,333	526	1,859 億円
医療、保険	1,417	369	1,786 億円
建設	1,482	285	1,767 億円

(注) 永峰幸三郎 前掲書をもとに筆者が作成

### (3) 雇用増加の比較

上記 1,000 億円投資にもとづく場合の雇用量の増加を把握してみよう。図表 9-3 に示したように、建設部門の雇用増加は 13,105 人であるのに対し、社会保障部門の増加量は 23,635 人と建設部門よりおよそ 1 万人も多く雇用された。また医療・保健分野 (16,956 人) についても、建設のそれより約 3,500 人多く雇用されたことが明らかになった。

図表 11-3 1,000 億円投資した際の雇用量の増加とその比較

	雇用増総量	男女比
社会保障	23,635 人	男 : 女 = 3 : 7
医療保険	16,956 人	男 : 女 = 4 : 6
建設	13,105 人	男 : 女 = 7 : 3

(注) 永峰幸三郎 前掲書をもとに筆者が作成

ところで、社会保障、医療・保健では女性の就業者が多く、建設では男性がかなり多い。図表 11-3 から社会保障部門での男女比 3 : 7 を示し、女性の雇用増加を現出している。このような著しい女性の雇用増は、就労を契機に家事や育児を補完する対個人サービス業や社会サービス部門の産業化を活性化させる契機となる。そしてそれら各種対個人サービス部門が、さらに女性の雇用を増加させる場面ともなる。

## 2 比較優位の活用

二つ目の分析視点は、比較優位、すなわち「比較生産費説」(Theory of Comparative Cost)にもとづく手法である。D.リカドゥ (Ricardo) によって提示された「比較優位の原則」は貿易国間において複数の財を生産する場合に、ある国が他の国に比べてどちらの財を相対的に効率よく生産できるかによって、それぞれの国の相対的な優位性を示す概念である。

この「比較優位」を介護や育児事業に援用していえば、次の効果をあげることができる。

(a) 介護・育児をその専門職に委ねた方が効率よく、また福祉サービス質的向上につながる場合が少なくない。併せて介護・育児の専門職の需要(雇用)増加をもたらす。

(b) これまで介護や育児のため就業できなかった人や仕事に専念できなかった人が、就業の機会を得たり、仕事に専念できることで労働生産性の向上につながる。かかる分業(専門特化)は働きやすさを創出することで「ワークライフバランス」が保たれる。

(c) 育児・介護の労働力(雇用)の増加は賃金・所得の上昇とそれによる消費需要を押し上げ(財やサービスの購入)に連動し、それが新たな生産(産業)を誘発する。

しかしながら、人的資源の活用として応用される「比較生産費説」では、投資に値するか否かの選別(スクリーニング)を作動させずにはおかない。いわば「集中と選択」が行われかねない。将来、高い収益が期待され、投資に値する人材か否かの選別を想定することにならないだろうか。非正社員が企業福利(福利厚生)の対象外におかれ、同一賃金・同一(価値)労働の原則に反しているのは、選別の証左といわざるをえないのである。

## 3 範囲の経済性 ——ネットワークの外部性

3つ目は「範囲の経済性」(Economy of Scope or Scope Merit)の活用である。これはネットワークの外部性およびロングテール(長い尾)の説明とマッチングする。

### (1) 「範囲の経済性」

単一の事業や製品を大量に生産・販売することでメリットを得る「規模の経済性」(スケールメリット)に対して、「規模の経済性」は、同じ生産設備を使って多種類の製品を生産した場合、設備の共有による生産コストの低減と、同時に異分野への進出に伴う事業の拡大が期待される。

次に、上記に関連して「ロングテール」あるいは「Web2.0」による福祉ビジネスを考えてみよう。「ロングテール」は、一部のヒット商品の販売額の合計よりも、それ以外の商品群の合計が上回ることをさす。アマゾン社などのオンライン小売店は、無店舗による人件費と店舗コストの削減に加えてICTの利用による在庫の一元化やドロップシッピングの導入などによる物流コストの極小化を進めた。その結果、従来型の小売店の制約に縛られず、特定の場所・組織・店舗で年に10個、またはそれ以下しか売れないが、確実に売れる商品を広範囲(場合によっては世界中)にクライアントを網羅することで売り上げを伸長させた。ICTを駆使したマーケティングのビジネスモデルは、店舗を構えては実現不可能な大きな販売機会の取り込みを可能にした。

### (2) 在宅福祉、小規模多機能型居宅介護などへの援用

上述の手法は、在宅福祉(訪問介護)サービスへの適用と応用を可能にする契機となる。例えば、①昨今、高齢者や過疎の町で暮らす人たちははじめ「買い物難民(弱者)」が急増している。そこで大手コンビニチェーンが移動販売に参入した。移動販売では、高齢

者など買い物がてらに店員さんと話すことで元気になり（孤立を防ぐ）、安否確認もできる。加えて、店では気づかなかった顧客のニーズをキャッチし、それを通じて新たな需要を掘り起こすことにつながった。今まで扱ってこなかった商品の売り上げ実績をもとに、店舗の品揃えを見直し、それが新たな需要（市場創造）につながった。

②「範囲の経済性」によるビジネスモデルは、「要支援」レベルの比較的軽度の高齢被介護者への訪問介護における各種の福祉専門職（ex. ケアマネジャー、リハビリ関係職、薬剤師、家事代行サービス職など）の活用といった新たな雇用創出にも見いだせよう。

※こうした経済学的アプローチで貫かれているのは、対費用効果に他ならない。対費用効果のもとづくそれは、必ずしも社会的公正や費用のかかる福祉社会を実現するものとは限らないのであり、経済学的枠組の限界性を併せて認識しておく必要がある。



# V 経済社会の構造変動と諸問題——産業をめぐる福祉

## 第12章 産業と地域社会

はじめに

かつて都市・地域社会には、さまざまに形容される個性豊かな「顔」があった。いわく城下町、門前町、宿場町、漁業の町、温泉町、陶芸の町、和紙の町、織物の町、機械金属の町、家具の町、金物・刃物の町などなど。「顔」は経済活動とともに生活文化を育み、地域社会への帰属意識と一体であった。だからといって、ノスタルジーに浸ったり、伝統的地域社会に回帰せよなどというつもりはない。しかしながらコミュニティの解体が言われて久しく、L. ワース Wirth のアーバニズム Urbanism (都市的生活様式) 論ではないが、個性を失い、乾いた砂のような殺伐とした第二次的接触の人間関係・社会関係、無関心、アノミー現象などの指摘を免れないのも事実である。

産業化と不可分の都市化にまつわる諸問題や福祉社会への背反に鑑みて、温かみのある絆や人間性回復の場としてコミュニティの再生が唱えられる。「顔」のある都市・地域社会にみられるそれらには共属感情を持ち、共通の目的・利害・規範などがあったわけだが、「自治としての都市」という認識は十全ではなかった。そこで、都市の自律性 (Autonomy) をめぐるコミュニティの在り様について、その生活基盤である経済産業活動を通して探ってみよう。そこでまずは、奥田道大 (注1) による産業都市の類型とその変遷を手がかりに、産業と地域社会に関する構造と関係を考察する。

### § 1 変容する産業都市と地域開発への問い

#### 1 産業都市の諸類型

##### (1) 「地域密着 (結合) 型産業都市」

奥田による類型の第一は、歴史的伝統に培われ、特定の地域に同一業種の中小企業が集中し、当該地域の天然資源や技術を有力な立地条件として成立する「地域密着型 (結合) 産業都市」である。

①その典型は、産地性に基づく伝統的地場産業都市であるが、伝統的手工芸や特産品的な消費財の生産活動ばかりではなく、温泉観光地、門前町、漁業や林業の町も含めてよい。

代表的な手工業の町を一部例示すれば、かつて“鑄物の町”と称された埼玉県の川口。愛知県の“陶磁器の町”瀬戸。“陶器の町”で有名な佐賀県の有田、茨城県笠間、岐阜県土岐。“織物の町”には群馬県の桐生や足利、新潟県の十日町、京都の西陣など。

“金物の町”三条。“刃物の町”関。“食器の町”燕。“和紙の町”岐阜県美濃および越前等。“足袋の町”埼玉県行田。“タオルの町”愛媛県今治などがあげられる。

そのほか、近江商人発祥の町、薬品問屋が軒を連ねる大阪の道修町など特定のエリア、およびそこにおける伝統的産業・企業をからめて捉えると数限りない。

②「地域密着型産業都市」の階層構造は、当該地域の有力企業の経営者が地元経済界のみならず、政治・行政の領域にも大きな発言力をもち、企業間序列がそのまま地域内階層序列に反映する。また、地域への帰属意識も伝統産業における職人気質と密接にかかわり、

方言を介したコミュニケーション・気風が地域住民全体の意識の基調となる。ただし、共同体的要素が色濃いほど、内なる結束に対し排他的な側面もある。

## (2) 「地域支配型産業都市」(企業城下町)

第二のタイプは、巨大な資本・生産規模を擁して技術革新を推進する特定の大企業が地域社会と垂直的な関係をもつ「地域支配型産業都市」である。企業城下町 (one company town) と呼ぶにふさわしい大企業名が地域社会のシンボルとなる。これには (ア) 地元資本と天然資源に依拠し、大企業の威光が地域社会に投影されるタイプ——石炭、銅などの鉱山にみられる (宇部市の宇部興産、かつて大牟田市にあった三井三池鉱山や秋田県小坂町など)。そして (イ) 必ずしも地元資本に拠らず、むしろ土地、原材料、労働力などの外部経済を立地条件とした在来型がある。現代では後者 (イ) のタイプが多くを占める。以下では (イ) のタイプを中心に述べる。

地域支配型産業都市には北から室蘭 (旧新日鉄および JFE スチール・旧日本製鋼)、苫小牧 (王子製紙)、日立 (日立製作所)、矢板 (シャープ)、太田 (富士重工)、大泉 (三洋電機)、野田 (キッコーマン)、君津 (旧新日鉄)、南足柄 (富士フィルム)、黒部 (YKK)、小松 (小松製作所)、諏訪 (セイコーエプソン)、磐田 (ヤマハ発動機)、豊田 (トヨタ自動車)、常滑 (INAX)、美濃加茂 (ソニー)、鈴鹿 (本田技研工業) があげられる。そして関西から中国、四国、九州に目を転じると、池田 (ダイハツ工業)、門真 (パナソニック)、相生 (IHI)、玉野 (三井造船)、府中 (マツダ)、小野田 (太平洋セメント・旧小野田セメント)、岩国 (三井化学等)、鳴門 (大塚製薬等)、四国中央 (大王製紙等)、新居浜 (住友化学等)、大牟田 (三井化学等)、久留米 (ブリジストン)、荻田 (日産自動車)、鳥栖 (久光製薬)、佐世保 (佐世保重工)、水俣 (チッソ)、延岡 (旭化成) など枚挙に暇がない。

なお、上記の他にかつて企業城下町であったが産業転換や合理化等で、その姿が希薄となった例 (釜石の新日鉄、武蔵村山および座間の日産自動車、大町の昭和電工) もある。

### ① 地域社会・住民との構造的関係

企業城下町における地域社会との関係性や階層秩序では、当該企業経営幹部や労働組合幹部が議員となったり、審議会などのポストで行政的領域に関与する場合もあるが、大企業が地域の権力者を介しての間接支配の形をとる。地域住民が工員として雇用されたり、系列・下請け等によって地域の経済社会を統合するものの、地域住民・地域社会と一定の距離がある。すなわち、経済的領域では機械系製造工業において下請け・再下請および関連産業 (部品) の系列を通じて統合される。生活領域をみると、高学歴の職員層は一般地域住民とは隔離した社宅に居住し、地域社会と隔たりを禁じ得ない。

### ② 潜在的緊張の内在

また、企業の経営行動は国内市場・国際市場の動向に左右される。工場や事業所の統廃合・移転、生産量・出荷高、採用・配置転換などの意思決定は、地域社会の意向とかかわりなく巨大企業本社がこれを行う。それゆえ企業業績の変動・浮き沈みは、地域の生活経済全般に大きな影響を与える。技術革新や経営合理化・リストラクチャー (業種業態の再編成) に伴い、労働力調整・削減、下請け・再下請の外注取り消し、操業の一時停止、工場閉鎖、移転といった緊張を内在する。

なお、水俣をはじめ深刻な公害問題が、地域住民 (とりわけチッソの工場労働者) が被害者であると同時に加害者を演じてしまった矛盾や疎外 (人格の分裂といった役割葛藤

role conflict) を目の当たりするにつけ、企業城下町が抱える本質的な緊張関係を顕在化したことを銘記しておかなければならない。

### (3) 「地域戦略（国家誘導）型産業都市」

三番目に掲げられる「地域戦略型産業都市」は、国家の政策プロジェクトの一環に位置付けられた産業都市である。一連の国土開発計画で重化学工業コンビナートが林立する工場誘致の代表例にみられるこのタイプは、大企業の資本・経営の論理と国・地方自治体の行政機構の論理が相互に浸透・補完しあう体制に他ならない。

鹿島、君津、川崎、四日市、東播磨、水島などの臨海コンビナート地帯が典型例としてあげられる。さらには原子力発電および核燃料再処理の地域、軍事基地も含まれる。

また、多かれ少なかれ下記に示す国家的開発プロジェクトの対象となった工業都市・地域（苫小牧、室蘭、八戸、秋田、酒田、郡山、新潟、君津・千葉、富山、堺、新居浜、大分、志布志など）にもこのタイプが一部みられる。

#### 構造的緊張関係

①「地域戦略型産業都市」にかぎらず、全国的にくり広げられた複数の大企業誘致を契機にした産業基盤（インフラストラクチャー）の整備・拡充、そして公共事業の惹起による地域の経済発展といった構図は、しかし環境・公害問題の派生、地域住民の意向とかわりなく推進された都市計画と土建産業など特定の利害集団に遍在する利益誘導、多額の地方財政赤字、土地の値上がり、車社会（モータリゼーションの普及）と相まった商店街のゴーストタウン化などによるコミュニティの解体现象であった。

②また国家戦略的な国土開発プロジェクトでは、大企業の中核管理部門と現業部門が分離される過程で、巨大都市に本社を構える大企業の意味決定に地方が左右される。地域住民の意向は、大企業本社との橋渡しを市・県・政府レベルでの行政体ないし特定の地域権力層を介しての間接的支配として行われる。この構図はひいては、巨大都市への地方都市の従属的参加を帰結した。

③地域の雇用創出を含む地域経済の活性化へのねらいはしかしながら、誘致された大企業体では操業過程がオートメ化されているので、雇用吸収力が少なく、地元住民が雇用されたとしても組織の末端で定型的な業務に携わる作業者が多い。

④一方、転勤・配転などにより他地域から移住してきた基幹的な職員や工員は、当該地域社会とは隔絶された独自の生活圏（社宅・独身寮、購買施設、病院、スポーツ・レクリエーション施設などの企業福利）を形成する。彼ら転勤者は単身赴任である場合も少なく、当該地域社会への帰属意識は希薄であり、したがって自治意識は望むべくもない。

## 2 経済開発と社会（福祉）開発との矛盾・乖離

上記の問題状況を踏まえて、全国的規模で席卷された国土開発プロジェクト・土建を中心とした公共事業の推移を、以下でとらえておこう。

### (1) 一連の国土開発計画

①古くは (a) 「新産業都市計画」(昭和 37 年「全国総合開発計画」)、(b) 交通通信体系の基本計画を柱とした昭和 44 年の「新全国総合開発計画」、(c) 昭和 47 年の「日本列島改造計画」、そして (d) 定住圏構想・産業再配置を旨とした「第三次全国総合開発計画」(昭和 52 年) が相次いで打ち出された。(e) 加えて先の「新産業都市計画」を引き継ぐような

「テクノポリス構想」が昭和 58 年に、機械・電機などの高度技術集積型産業を強化する方向で打ち出された。

②戦略型産業都市は 21 世紀の今日、第二次産業を中心としたタイプであるが故に、もはや遠い図式と受けとる向きもあるかもしれない。しかしながら、総需要喚起および「国土の均衡ある発展」を大義とし、“民活”をテコに推進された国家戦略的プロジェクトの論理は、原子力発電、ダム建設、高速道路建設などバブル期の (f)「リゾート開発法」（第四次全国総合開発計画、昭和 63 年）、(g)「21 世紀の国土のグランドデザイン」と銘打った第五次全国総合開発計画などにおいても貫かれていた。

### (2) ハコモノ公共事業（生産関連社会資本）拡大の帰結

こうした土建国家を彷彿とするような対費用効果を考慮しない“ばらまき型の公共投資・公共事業”では、建設事業それ自体を自己目的化するものであると断じざるを得ない。高速道路網建設、ダム建設、港湾および空港整備拡張、必要性を疑う各種文化施設などをめぐる無駄が問題視されているのはその好例である。

かかる一連の開発や都市・産業政策の帰結は、(a) “ハコモノ”公共事業の横行、(b) 市民参画なきテクノ・ビューロクラシー（専門技術知識階層の官僚的支配）によるデスクワークの暴力、(c) 住民負担の増加と政府・自治体財政の悪化（借金漬け体質の蔓延・悪循環）、(d) 財政難に伴う行政サービスの低下、(e) 過疎・過密の深刻化と生活基盤改善の立ち遅れ（ex. 生活道路の不備、買い物弱者の派生など）、(f) 社会病理現象の増加、(g) 地域産業の衰退と働く場の喪失、(h) 自然環境の破壊などであった。

こうした開発事業による問題は、「政府の失敗」と形容される代表的なものである。

### (3) 地域開発の本義

かつて地域を潤した公共投資と大企業誘致を両輪とする利益配分システムが破綻し、ひいてはコミュニティの解体や都市の自律・自治を損なわしめた。地域開発は資本の論理や経済合理性が貫徹する経済開発にすりかえられたといってもよい。まさに“誰のための、何のための”地域開発であったかを問わねばならないのである。

本来、地域開発は福祉を内実（コア）とする社会開発が本義であることを再認識すべきなのである。ここでいう社会開発・福祉開発とは、社会保障および保健福祉の推進であり、住みよい生活環境づくりであり、そのための生活関連社会資本（病院、学校、公園、上下水道等ライフライン、福祉施設、文化的公共施設・サービス）の拡充（メンテナンスを含む）であり、教育の機会均等であり、働く場の確保・創出などを包括した諸施策をさす。そして資源（社会的資源を含む）の公正な分配・再配分への対応に資する社会開発は、民主主義の根幹をなす地域主権の確立・自治を基盤にすることを認識しておかねばなるまい。

## § 2 「地域産業の盛衰の三点セット」(注 2)

産業と地域社会をめぐる上述の問題状況を踏まえて、雇用の場をはじめ地域活性化やコミュニティの再生・自律を図るにはどうすればよいのだろうか。その手がかりを「地域産業盛衰の三点セット」と題するアイディアないし分析視角から提起し、この概念をもとに産業と地域社会をめぐる今後の在り方や方向性（地域産業の活性化）の一助としたい。

## 1 「三点セット」とは

地域産業の生成・発展そして盛衰には(a)天然資源、(b)技能・技術力、(c)流通の“三点セット”が、有機的に関連し切磋琢磨・交流し続けているか否かが重要と考える。

### (1) 天然資源

天然資源は、当該地域の気候・地質・地形などの自然環境からもたらされる素材に恵まれ、かつその希少性ゆえに珍重される。これに歴史的・文化的風土が織り成し、産地が形成された。ところで、天然資源は農林水産業や製造業ばかりではない。温泉観光地における資源は、温泉であり、歴史に育まれた文化を含む観光資源も含まれる。

(a) 但し、天然資源は、かつて当該地域から産出されたが、今日では需要や生産量の増大に当該地域からの資源・素材の供給が著しく不足（あるいは一部産地での枯渇を含む）したため、他の地域からの供給や海外から輸入されている場合がある。例えば、“讃岐うどん”の原料である小麦は、その大部分をオーストラリアからの輸入で賄われており、それを“讃岐うどん”の仕様（白いうどんとなるようにした）に合わせて生産・加工している。

### (2) 技術力

技術力については、素材はこれを加工する技術・技能が施され、製品化されることで産業が成り立つ。製品化は最終消費財として付加価値を高める技法・技能の伝承を不可欠とする。伝統の技が今日までその命脈を保ってきたのである。けれども、半面で存続には一定の量産を可能にしなければならず、同時に消費者ニーズへの対応と新たな需要創造を行っていかなければならない。そのために技術革新を取り入れ、新たな生産技法を創り出し、職人技を育み促してもきた。

ところで、温泉観光地における技術とは、湯守などによる温泉の維持管理および観光資源の保存・リニューアル、くつろぎの場や利便性のある施設設備、地産地消による料理・レシピ、そしていわゆる“おもてなし”やホスピタリティー・ビジネス”を指す。「ホスピタリティー サービス」は伝統に培われた作法、それと切り離せない顧客満足への社会的役割・パフォーマンスが文化的価値の表現であると同時に、それらを交えた物語性やテーマ性のプロデュース・演出が戦略として不可欠であることを了知しておきたい。

### (3) 流通（マーケティング力）

いかに優れた技術・技能があっても、地域産業の存続・成長は最終消費財の購入・需要があってこそである。三番目の要件としての流通とは、消費需要とその対応にまつわるマーケティングを指すものである。すなわち、市場を通じた社会的価値とその創造を図るマネジメント力がカギとなるとともに、資源の活用と生産者を中継するネットワークの機能を果たすことに留意しておく必要がある。単なる販売促進にとどまらないのである。

流通に関して注目しておきたいのは、(a) 歴史的に流通の生成・発展過程にはパトロン（需要者・後援者）が存在していた事実である。パトロンによって地域産業が保護・育成されてきたのであり、中央（都）からの文化（生活様式）や技術の伝承・伝播がなされてきたことである。パトロンは江戸時代における藩主（大名）であったり、北前船による大商人であったり、さらに伝承・伝播に視点をおくと古くは応仁の乱からの難を逃れて地方に文化を移植・転移させた公家であったりもする。ともあれ、歴史的にはパトロンの存在と役割が、当該地域の資源を活用した技術力（職人の育成）を高め、流通と密接に絡み・促進させてきたことは重要である。パトロンからのお墨付きが、その品質・高い技術力と

ともに“信頼のブランド”としてオーソライズされて流通してきた。

(b) また、“塩の道”“鯖街道”“砂糖街道”“醤油の道”など、いわゆる「食の道」と称せられる流通経路には、さまざまなエピソードとともに、交易・伝播の受容過程で商品の仕様・改良などがなされ、生活様式の一環としての新たな食文化を派生させてきた。

(c) 加えていえば、近江商人の商人道と商法も流通の考察に見逃せない。近江商人は当初、天秤棒を担いで往復とも商品の販売と仕入れをする合理的な行商であったが、行商によって一定の販路と資本を蓄積・形成すると、各地に出店していった。そして各地の出店の分布が広がると、店相互で商品を回転させる「産物廻し」といった商業活動を行った。例えば、東北の生糸や紅花を集荷して、江戸や上方（大阪、京都）の消費・需要地域で販売するなど、商圈を拡大してきた。そうした商法はまた、技術力を高める契機ともなった。上方の清酒醸造の技術を東北・関東に伝え酒造業を始めたのは、その好例である。

こうした流通の歴史的経緯・営みは、今日でいうブランド、仕様・改良を通じた新たな生活様式、「範囲の経済性」としてのネットワークという視点に有効な示唆を与えてくれる。

## 2 盛衰の視点

“三点セット”とはいえ、天然資源・原材料が地場で産出されなくても、素材を他の地域から輸入してそれを加工・製品化する技術力や匠の技で勝負しうる。しかし、天然資源が皆無であるということはない。当該地域の天然資源が少ないというのは稀少性があるという含意でもあり、それ故に珍重され、ブランド化される。これを裏打ちし、稀少価値として流通させたのは、資源と流通を媒介してきた技術・技能であった。技術力は、時として時代の変化に適応する触媒の働きを担ってもきたし、かつて産出された天然資源をもとに形成された地域産業の遺伝子として、今日まで命脈を保ってきた原動力となっている。

また流通を交えていえば、海外を含めた消費者ニーズの掘り起こしなどを、ネットワークを利用したロングテール（長い尾）などの手法を活用して需要拡大を図ってもよい。同時に競合品に対する優位性の確保、新たな生活様式を提案する文化産業として地域産業を流通させるには、創意工夫・技術力が品質やデザイン、ブランド・イメージといったさまざまな市場的価値と不可分であることを確認する。イタリア中小都市の靴製造とブランド化はネットワーク時代の成功例でもあろう。

上記「三点」は相互に密接に絡んでおり、「三点セット」と称した所以もそこにある。それは無から有が生まれないように、伝統に育まれながらも社会構造や産業構造の変容のなかで成長（衰退を含む）・進化していることを認識しておきたい。ここで進化とは、産業構造の変化をはじめ産業・経営を取り巻く構造変動にあつて、従前の生産が立ち至らなくなった地域産業が、逆境とその原因を逆手にとって環境適応し、それが新たな地平を切り開き、苦境を乗り越える創造力・革新的技術力がむしろ強みや個性（能力）となって事業展開を推進する（してきた）姿態をいう。いわば成長は衰退のなかから生まれるのであり、それは子亀が親亀を凌駕するかたちで成長するのである。

残念ながらここで“三点セット”の事例を数多く示す余裕はないが、金沢およびその周辺の温泉地、大分県由布院、岐阜県関市（刃物）など、その例は枚挙に暇がない。但し、事業・生産の大規模化を可能にした地場産業経営者が、目先の売り上げ重視や経営マーケティング活動に傾斜するあまり“ものづくり”の原点や技術の切磋琢磨を忘れてしまい、

その結果、地域産業の衰退を招いてしまった事例も少なくない。まさに技術力を離れて事業経営は存立・継続・成長はしないのである。

### 3 今後の方向性としてのビジネスモデル・事業展開

「三点セット」の概略を踏まえて、事業展開・ビジネスモデルについて、箇条書きながら以下で言及・提案しておこう。

#### (1) 農業・水産加工業、酒造業・製菓業・健康食品産業、伝統の地場製造業

- ② 当該地域の自然（気候・風土）資源を生かし、生活文化を含めた循環型環境ビジネスの展開
- ② バイオテクノロジーによる品質改良や新しい作物の生産（ex.発酵技術の応用）、生物多様性をもつ化学成分や機能を生かした新素材および新しい商品の開発」、ITを活用した効率的な生産システムの構築、それらの知識・技術集約産業と大学・企業等の研究機関との連携・産業クラスターの推進。
- ③ 技術力・商品力・ブランド力による事業展開の地平、常連のクライアントをベースとした広範囲にわたるネットワーク化で、流通・販路を確保する
- ④ さらに、伝統の技術・技能を継承できる人材の積極的育成。
- ⑤ 流通の確保・拡大に資する経営多角化および他の地域との連携  
「他の地域産業との技術提携・コラボレーション（経営多角化の積極的推進）」。「本業のものづくりに特化し、販売はOEMやネット通販会社に委託」。「当該地域の同業者との協業化・グループ化による共同受注、取引先・市場の開拓・拡大」。情報ネットワークにおけるビックデータの活用における「ハブコネクター」の掌握。
- ⑥ 「顧客創造および海外進出・輸出に向けた仕様・製法・加工、デザインの改良や新しいライフスタイルの提案」。「蓄積した技術力をもとに流通のノウハウをもつ海外現地企業に販売委託し、多様な顧客ニーズに柔軟に即応。
- ⑦ 一般市民やクライアントからの拠出・投資による事業展開。

#### (2) 温泉観光地におけるホテル・旅館等——その経営方針・戦略

新たな需要創造による温泉観光地の活性化に向けた戦略としてのビジネスモデル、ないし事業展開のゆくえを探る方途として考案したのが、次の選択肢である。

##### ① コスト・パフォーマンス、ホスピタリティー、劇場化

(A) まず想定できるのは固定的コストの削減をはじめ効率的な経営で収益率を確保する方針であろう。このモデルを浮き彫りにするケースは、「夕食バイキングなど低価格でのサービスによる合理化」への対応であり、低料金での集客を可能にする「規模の経済性」を前提したこのモデルである。

(B) (A)とは対極をなすといってもよいホスピタリティー重視のモデルである。個人客を主なターゲットにするそれには(A)「価格が高くても“おもてなし”で稀少価値を保つ」か否か、(イ)そして「クライアント（リピーター）を重視し、特典などで囲い込む」施策を行っているか、として問うた。ホスピタリティー・サービスの追求は、そのきめ細かなサービスゆえに時間・労力・費用を要し、増収・増益につながるとは限らない面がある。とはいえ常連のクライアントを高い確度で担保でき安定した経営につながる。

(C) 三つ目は、おもてなしのノウハウを基本としつつも非日常を体感できる娯楽を加味

したかたちで劇場化するモデルである。前掲 (B) の弱点を「館内を朝市など街に見立てたり、アミューズメント性を高める」ことで、集客増加による増収・増益を図るのである。但し、これは大規模経営で成り立つものであるのを前提にしておかなければなるまい。けれども、ここに至るには、その経営努力とともに評判が評判をよび「ネットワークの外部性」が功を奏したと考えられる。

### ②成熟化時代の価値創造と地域間連携など

(D) 市場が成熟化時代に対応する個性化・差別化戦略と、それを中小企業同士や地域ぐるみでアピールし（流通）し、ひいては地域の再生・活性化につなげる。個性化・差別化のセールスポイントは、地産地消（Eat Locality）、つまり当該地域ならではの食材、特産物・工芸品であったり、テーマ性や物語性の演出であったり、いわば顧客価値の創造をさす。それらを縦糸とすれば、体感・実感・共感をキーワードとして横糸で編む戦略がくりひろげられる。「地産地消をもとに地域ぐるみでレシピやグッズを開発。「パワースポット、巡礼など物語性やテーマ性の演出がそれである。

(E) 物語性やテーマ性は当該観光地だけでなく、他の（温泉）観光地との連携・ネットワークによる集客や顧客価値への対応があげられる。

(F) 国内の宿泊・観光客が頭打ちになる中でインバウンド、とりわけ今後増加が期待されるアジアからの観光宿泊客の積極的取り組み。

### ③滞在型ビジネスモデル

これには (G) 「滞在型リゾートとしての事業展開」、(H) そして湯治の伝統・温泉療養をもとに、「医療・健康産業との連携強化」を図るタイプがある。

「三点セット」をもとに設計した上記ビジネスモデルの構想においては、生活文化に根差した資源の掘り起しとそれらの創意工夫・品質向上が不可欠であり、技術力に裏打ちされた市場価値やブランド力をどう流通させるかが問われる。地域産業活性化への方途には、ネットワークによる「範囲の経済性」、抛出ファン、組織主体とその人材育成が鍵となる。以上の分析視角で貫かれる課題は、組織力（リーダーを含む）や人材の定着・育成、さらには人的ネットワークであろうが、それは考察すべき今後の課題としたい。

(注1) 奥田道大「産業と地域社会」萬成博・杉政孝編『産業社会学』有斐閣双書 1967年 174～188頁)

(注2) 齊藤幹雄他『地域産業創造の三点セットとその可能性——震災復興の手がかりとして』全労済協会 2016年



# 第13章 環境・公害問題の経済社会学的アプローチと コミュニティ再生への要諦

## § 1 公害・環境問題と市場の失敗

### 1 問題への視角——経済成長と市場の失敗——

豊かな消費生活、フローとしての所得向上とそれによる平等化、失業の回避と社会保障制度の拡充による安定化をもたらした経済成長は、しかしその「成長代価」(ミシヤン)として産業公害・ゴミ・環境破壊を顕在化させ、深刻の度を深めている。のみならず人間および社会を取り巻く環境は、人口爆発、食糧問題、資源・エネルギー問題、産業廃棄物、化学物質等による汚染・環境ホルモンといった諸問題(レイチェル・カーソン Rachel Louise Carson『沈黙の春』青樹築一訳、新潮文庫 2004年新版)が複合的に絡んで、生態系を崩し、人類の生存を脅かす事態が、まさにゴア元アメリカ副大統領のいう『不都合な真実』として地球的規模で迫りつつある。

こうした環境問題に関する本質は、産業主義ないし大量生産・大量消費によってもたらされた「豊かな社会」(ガルブレイスのそれについては消費社会で後述する)の経済活動とそのメカニズム二あることを直視しなければならない。すなわち、マーシャル(A. Marshall)らのいう外部不経済およびカップ(K. W. Kapp 1910~1976 柴田徳衛・鈴木正俊編訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店、1975年)が指摘する社会的費用(財)と私的費用(財)の乖離などによって、市場の失敗、社会的アンバランスを現出している。かかるイシュー issue について、経済学や社会学等はどう向きあってきたのかについて簡略してみよう。

### 2 ピグーの厚生経済学

私的利益と公的利益の調和といった経済学の命題は、ピグー(A. C. Pigou 1877~1959 英)気賀健三他訳『厚生経済学』東洋経済新報社、1953年)によっても受け継がれてきた。すなわち、社会の経済的厚生を各個人の効用の総和とし、効用の最大化またはその個人間における分配の最適化を課題とした。

ここで厚生は、満足ないし不満足を表す人々の意識の状態であり、しかも大小の順序づけを許すものであるという。そのうち、直接もしくは間接に貨幣の尺度に関連づける部分を経済的厚生と呼んだ。これを踏まえてピグーは、経済的厚生の対応物として国民所得(国民分配分)の概念を導入した。

すなわち(a)国民所得の大きさの増加は経済的厚生を増大させ(増加)、(b)国民所得全体の増加は貧者の取得分の増加を派生させるので、経済的厚生の増大に寄与するものであり、平等化につながる(平等化)。さらに(c)国民所得の変動・リスクの減少は、経済的厚生を増大させ社会経済の安定化させる傾向を有す(安定化)とした。国民所得をめぐるこの3つを経済政策の命題に掲げたのである。

### 3 市場の失敗 market failure —— 公害・環境問題への経済学的アプローチ

なるほど経済成長は、豊かな消費生活、フローとしての所得向上とそれによる平等化、

失業の回避と社会保障制度の拡充による安定化をもたらした。けれども、経済成長はその「代価」として公害・ゴミ・環境破壊を顕在化させている。さらには幾何級数的人口増加などと複合的に絡んで、食糧問題、資源・エネルギー問題（枯渇のみならず原子力発電の危うさおよび核のゴミ等の汚染問題も含む）、地球温暖化などが生態系を崩し人類の生存を脅かす地球規模で迫りつつあり、深刻の度を深め、かつ増大している。こうした環境問題への基本的な分析視角（アプローチ）の一つとして「市場の失敗」がとりあげられる。

「市場の失敗」は広義には、市場メカニズムのもとで資源の最適分配（配分）が不能に陥ったことの総称であるが、これには①市場が理想的（効率的）に機能（資源配分）しなかった場合がまず挙げられる。それは分配の不公正、貧困、失業問題をもたらす。

また②（a）価格が市場の調整機能をなんらかの事由で果たせない「独占・寡占」「価格の硬直性」「情報の非対称性」「規模に関して収穫逓増」、（b）ならびに財が特殊な性質をもつために財の市場が存在しなくなるケース「外部不経済」問題、そして「公共財（社会的費用）と私的財（私的費用）の乖離」がある。

### （1）外部経済と外部不経済

個々の経済主体が市場を経由せず、直接互いの経済活動に影響を与えるとき、外部性がある、ないし外部効果という。①このとき、ある経済主体が無償で他の経済主体に便益や利益を与える（良い効果、影響が得られる）場合を「外部経済」と呼ぶ。例えば（a）果樹園の果実生産と養蜂業の蜂蜜生産。（b）緑多い公園に隣接する住宅。（c）鉄道の防風林（d）社会全体の教育水準の高まりによって、社会は各人が帰属する教育効果以上の便益を受けることができるといったように、お互いに意識することなく双方の利益を増大させ、無償の便益を第三者に直接及ぼす。

②上記と反対に、市場を経由することなく、人々や社会に不利益・悪い効果を与えることを「外部不経済」という。例えていうなら、（a）ある国の経済活動に伴い二酸化炭素の増加が地球温暖化による気候変動で農作物の収穫に被害を及ぼしたり、水不足が派生するといった問題。（b）独占・寡占市場における生産者と消費者との間の損失・不効用。（c）そして公害、環境破壊における工場と地域住民の緊張。すなわち企業誘致による様々なメリット（外部効果）が、逆に公害・環境破壊、土地の値上がりや乱開発によるアーバン・スプロール現象の派生などがあげられる。

### （2）公共財と私的財の乖離

「豊かな社会」で私的財は増えたが、それに対応した公共財が著しく不足し、社会的アンバランスをもたらした（ex. 車が増えたが生活道路が未整備、ごみ処理施設問題）。

ここで①私的財 private goods とは、米、洋服、石油、電化製品、耐久消費財などのように、一定の代価を支払うことによってはじめて私有化できる財や用役をさす。

②公共財 public goods は私的財に相対する語で、「非排除性」「非競合性」〈消費の外部性〉の性質を持つ財やサービスのこと。具体的には公園、港湾、公道、灯台などの財や国防、警察、衛生、天気予報などのサービス。「非排除性」とは、対価を支払わないで利用（消費）しようとするものを排除できないか、困難であるという性質を有す。「非競合性」とは、その財を複数の人が同時に、または共同で利用しても競合することはないという性質を示す。

環境・公害問題にまつわる「市場の失敗」は、基本的に空気や水などの環境は市場で取

引できないこと意味する。市場メカニズムが働かないそれは、まさに経済学の存立基盤を揺るがす事態にほかならないと指摘されるのである。

とはいえ、経済学は軟な学問ではない。費用便益などの共有財産を駆使し、したたかに具体的な政策対応やイノベーション（技術革新、新規軸）で新たな地平を切り開いている。

## § 2 環境権の主張と自治

### 1 環境権

「市場の失敗」を契機に、環境権（Environment Right）の帰属・主張がなされている。「環境権」は、1972年に「国連人間環境会議」で採択された「人間環境宣言」（ストックホルム宣言）で、「人は、尊厳と福祉を可能とする環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有す」と明記された。しかしその概念はいささか曖昧で、公害からの生存権から景観を守る権利まで幅広い。

「環境権」は憲法13条（幸福追求権）や25条（生存権）を根拠とする基本的人権の一つであるが、裁判所は環境権を具体的な差し止め請求権があるものとしては認めてない。とはいえ、間接的ながら1993年の環境基本法では、生存権の確保という観点から「環境権」の保障・環境保全に対する国・地方公共団体・事業者・国民の責務を定めている。具体的権利として日照権（1976年建築基準法改正）のほか、景観権や騒音から逃れる権利（静謐権）などを条例で定めている地方自治体もある。加えて家電リサイクル法のように金銭負担を定めているのも増えてきた。

ともあれ、環境の所有・帰属は、地域住民、国民、さらには全世界の人間にある。その環境を管理は、民主主義の手続き（代議制）により、地域住民および国民が政府（国家）・地方自治体に管理を信託している。憲法13条（幸福追求権）や25条（生存権）を根拠とする基本的人権の一つでもある「環境権」は、日照権、景観権、静謐権なども含まれ、環境権の保障・環境保全に対する国・地方公共団体・事業者・国民の責務を定めている。

こうした動態を踏まえていえば、環境権の主張を契機に、環境の所有と管理をめぐるコミュニティ（Community 地域共同体）のあり方が、つまり自治としての都市の再生とその方向性が改めて問われているのである。

## 2 都市化社会（アーバニズム Urbanism）と絆の弛緩

### （1）巨大都市への系列化・再編

コミュニティ Community（地域共同社会と簡約される）の再生が求められているにもかかわらず、少子・高齢社会と相まってコミュニティの解体が指摘されている。そこでコミュニティのあり方や方向性を探り意義・再生への道程として、まずは都市化社会の人間模様や社会関係に照射し、問題状況を探ってみよう。

今日、諸地域（地方都市）が構造的にも機能的にも大都市への系列化・再編成されている。いわば都市化の進展過程にあって、その頂点に君臨するメトロポリスやメガロポリスが眼前に出現しているのである。もはや都市概念は、「都市—農村連続法論」という都市化の波の波及という形態（同心円地帯）だけでとらえるのは不十分であり、産業・企業および行政の中核管理機能の巨大都市への集中・集積といった構造的な問題（過疎—過密、地方都市の

巨大都市への従属的参加)を直視しないわけにはいかない。この問題については「産業と地域社会」で後述する。

## (2) アーバニズムにおける人間関係・社会関係

構造的問題が顕在化しているとしても、都市化社会の諸相を認識すべく、まずはワース (Louis Wirth) の「生活様式としてのアーバニズム (urbanism)」(鈴木広 訳編『都市化の社会学』誠信書房 1965)における社会関係の問題を把握しておこう。

L.ワースは、都市を「多量の人口が比較的高い密度をもって相当永続的に生存し、その人口の異質性が密接な相互依存的関係にある場合に生ずる生活様式」と定義した。多量の人口、人口密度、住民と集団生活の異質性といった都市の三要素をもとに、アーバニズム (都市的生活様式)として都市の特徴を描きあげたのである。

(a) 親族・近隣等、民族の紐帯の弱化

(b) 第二次的人間関係、

環節的、皮相的(表面的)、部分的、一時的(流動的)、匿名的、詭弁的、合理的、事務的、打算的(功利主義的)、契約的、インパーソナル (Impersonal 非人格的)といった接触の人間関係の蔓延。

(c) 無関心や飽きの態度

(d) 精神分裂症的性格 ← 役割葛藤 (Role Conflict)

(e) 主体性の欠如

(f) 競争の激化と警察・消防・衛生などの公的統制の強化

(g) 分業・専門化の発達と不安定な相互依存

(h) 間接的通信と利害集団の形成

(i) 孤立・焦燥感

(j) コスモポリタニズム (Cosmopolitanism 世界市民主義) と個人主義 (Individualism)

(k) 複雑多岐に分化した社会階層

(l) 社会病理(貧困、失業、孤独、疎外、自殺、犯罪、非行、売春など)をもたらし、ついにアノミーAnomie (無秩序状態)現象をも巻き起こすという。

「関係論」としての「形式社会学」の方法で人口論的要素から都市的生活様式の現象を説明したワースのアーバニズムにおける殺伐とした乾いた砂のような二次的接触の人間関係やゲゼルシャフト的な社会関係といった問題点は、リースマン (D. Riesman) のいう「孤独な群衆」(Lonely Crowd)と重なる社会状況をかもしだしている。

そのアーバニズム論は各都市の歴史的・文化的影響や市場メカニズム、さらには権力構造の問題が捨象されているなど批判も少なくない。とはいえ、都市化社会の人間関係はペシミックな様相ばかりではない。温かみのある絆や人間性回復の場としてコミュニティの意義とその再生も、緊要な課題となっているもの事実である。そこで次にコミュニティとは何かについて、その概念を概略しておこう。

## 3 自治としての都市・コミュニティ

### (1) マッキーヴァーのコミュニティの概念

地域共同体と称せられるコミュニティの概念を最初に提示したのは周知のマッキーヴァー

—R. M. Maclver (“Community” 1917 『社会学講義』(菊地綾子訳 現代教養文庫 1947) である。それは人間の共同生活が営まれている一定の地域であり、一定の地域に居住することにより、自然発生的に成立する社会集団。生活のさまざまな側面にわたって相互作用を及ぼしあうことにより、(ア) 社会的類似性、(イ) 共同の慣習、(ウ) 共同の伝統、(エ) 共属感情、(オ) 共同の社会観念、(カ) 共同の利益追求といった共同体的感情を持ち、ある程度の地域的包括性や自足性を持つことを特徴としている。

とはいえ、ある種の社会学的ロマンティズムを醸しだすマッキーヴァーのコミュニティ概念は、相互作用の及ぼす範囲を前提としたもので、産業化、情報交通通信網が高度に発達した今日(一日の間にあるいは瞬時に他の都市・地域の人と相互作用ができる)、その概念規定の曖昧さを免れない。そうした批判にもかかわらずコミュニティが重要視されるのは、失われゆく共同性や主体性のなかで、それを再生する統合のシンボルとしての意味合いがこの概念に色濃いからである。

## (2) T. パーソンのコミュニティの基礎概念

いまやコミュニティは、村社会や故郷など「生みこまれた」共同体に留まらず、労働や消費といった生活の場ならびに住民の合意や自主的な共同活動・自治活動など行う「つくられた」社会として位置づけられ、改めてコミュニティ概念について吟味させる。

その意味でパーソンズ Talcott Parsons の「コミュニティの基礎概念」“The Principal Structures of Community” (1960) (鈴木広編『都市化の社会学』誠信書房、1978年、所収) は興味深い。パーソンズは、コミュニティをその成員が日常的な活動の基盤として地域を共通に分けもつような集合体(Collectivity)とし、(a) 定住の地域(Residential Location)、(b) 職業と仕事の場所(Occupation and Work Premises)、(c) 管轄権の及ぶ範囲(Jurisdiction)、(d) コミュニケーションの複合(Communicative Complex) の4つをコミュニティの要件に掲げていた。このうち自治に絡む「管轄権の及び範囲」は重要であり、防衛的機能、裁判権などを包括する。「環境権」の主張を契機に「管轄権の及び範囲」を交えた居住生活や自治の地として都市を位置づけたウェーバー(M. Weber 世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、1964年) にならって、自治としての都市を再認識しておきたい。

※1 本稿ではコミュニティの在り方を問うたが、実際の環境問題への打開策としての補償に関して、経済学の「費用—便益」の手法がとりいれられているのも事実である。

※2 また、廃材を再利用した循環型環境ビジネス(ex. アップサイクル)の展開が注目されつつある。さらに3つのR(リサイクル、リデュース、リユース)をもとにした「ソーシャル・ビジネス」も展開されていることを付記しておく。

※3 マッキーヴァーのコミュニティ概念をもとに、コミュニティの原型を各地にある「祭り」に求めた社会学者がいた。なるほど「祭り」は生まれ育った地域への愛着・帰属意識をはじめ上記ア～カの要件を備え、社会的統合の機能も併せ持っている。しかし「祭り」だけでは「自治としての都市」という視点が欠落しているといわなければならない。

## 第 14 章 消費社会の経済社会論

### § 1 大衆消費社会

#### 1 消費社会の文化と価値観

##### (1) 消費社会とその人間像

間々田孝夫（『消費社会論』有斐閣コンパクト 200 年）によれば、消費社会とは、「人々が消費に対して強い関心をもっており、消費主義と呼ばれる心理的傾向が広がった社会」であり、「消費主義とは消費財が欲望や憧れの対象となり、消費が快楽、自己実現、優越感の確認といった意味をもち、消費水準の向上が積極的に追求されるような傾向を意味している」（間々田孝夫 前掲書 109 頁）という。

こうした定義などを踏まえつつ、間々田はさらに、消費社会と関連した「価値観」や「性格」なども含めて広く観察される人間像を、図表 1 のように「生産志向人間」と「消費志向人間」とを比較していた。

生産志向の人間の原初的かつ典型的モデルは、M. ウェーバーの『プロテスタントの職業倫理と資本主義の精神』で描かれているように、勤勉、努力、節制、勇気といった禁欲的な勤労の精神の尊重であった。勤労の結果得られた利益は神からのご褒美として利潤を正当化し、それが資本の原始的蓄積となった。そうした精神的特性（エートス）が資本主義発展の原動力となったのである。そして生産志向の人間が、高度の科学技術を発展させ、合理的な社会を構築し、豊かな社会を実現してきた。

図表 1 生産志向の人間と消費志向の人間のモデル

生産志向の人間	消費志向の人間
生産への関心	消費への関心
禁欲主義的	快楽主義的
仕事の重視	余暇の重視
勤勉な性格	必ずしも勤勉でない
効率性の追求	充足感の追求
理性の尊重	感性の尊重
未来志向的	現実志向的

（出所：間々田孝夫 前掲書 110 頁より転載）

ところが、消費社会の人間像のイメージは、かかる生産志向の人間とは全く異なる様相を呈す。高度に経済が発展し生活が豊かになるとともに、人々は豊かさを享受する消費に関心を強く抱くことになった。図表 1 に示されたように、余暇の重視、消費の快楽、禁欲的理性よりは感受性・センス・趣味のよさなど感性が尊重され、将来に向けて営々と努力を重ねるより現在をいかに充実させるかにシフトするようになった。

消費志向は、その人間モデルに限らず価値観についても明らかな変容が見てとれる。価値観を知る手がかりとして、好きな言葉や尊敬する人、さらには好きな歌（音楽）をあげ

てそれをカテゴライズして分析することがある。それは「聖」、「俗」、「遊」にカテゴライズするのである。「聖」については、すでに献身、清貧などがあげられる。聖に属する言葉は乏しくなって久しい。代わって経済成長およびそれ以前、圧倒的に多く登場した。「俗」に類推されるのが、“努力”、“勤勉”、“一生懸命”、“誠実”、“忍耐”、“苦あれば楽あり”などであり、立身出世やサクセス ストーリーを描く世俗的価値であった。ところが、好きな言葉などで投影される「俗」の価値は、近年徐々に後退し、若者を中心に今日では「遊」にカテゴライズされる“優しい”、“可愛い”、“やすらぎ”、“エンジョイ”、“カッコイイ”などといった言葉が著しく増加し、生産的価値の「俗」はむしろ少数派になってしまった。

## (2) 資本主義の文化的矛盾

1970年代以降、情報化・サービス経済化が進展しているのは、周知のとおりである。ポストインダストリアル ソサエティ（脱工業化社会）と称され、D. ベルによって提起された脱工業化社会では、「理論的知識」が主軸となって社会の成長・計画化が推進され、経済合理性が強化される。知識社会とも称せられる脱工業化社会では、科学的知識に裏づけされた高度の専門的・技術的階層（テクノクラート）が主導的役割を担う。そこではテクノクラートをはじめ、経済学化様式といわれる利益最大化・効率化・費用極小・最適化・代替性・機能合理化が席卷する。

こうした経済合理性を追求する社会構造に対して、文化は「自我の達成と高揚」が中心となる。ベルは、異なった主軸原理をもつ社会構造と文化との間に社会的緊張・分裂が起きると指摘する。いわばテクノロジズムが優越するなかにあつて、表出的シンボルや意味の領域である文化が、テクノビューロクラシー（技術官僚制）への反抗や対抗文化（Counter Culture）として「感性の解放」をめざす。文化はプロテスタント的倫理をコアとする生産志向的エートス、そして合理性を追求する社会構造に対して、敵対・攻撃をはじめるといふのである（林雄二郎訳『資本主義の文化的矛盾』講談社文庫 上下1976）。

いかえれば、既成の秩序を維持する大人の規範や価値、組織の中の人間、ますます強化され監視社会の様相を呈しつつある経済合理性・効率に抗し、情緒的・非合理的な側面をアピールすることで人間性を問い直す機運が高まったともいえる。1960年代～1970年代にみられた「対抗文化 counter culture」の典型は若者文化（youth culture）として表出するが、ロック、フォークソング、アングラミュージック、洗いざらしのジーンズと長髪スタイル、ヒッピーなどがそれであった。若者文化を代表するビートルズの歌には、若者の主張が色濃く織り込まれていた。

ところが、対抗文化としての若者文化は、流行・ファッションとして既成の体制内に編成された。すなわち、効率追求とそのため的手段的価値が前進するなかで、マニュアル化・標準化された職務の中で、「抑圧的寛容」の世界が蔓延し、そのストレスを発散するガス抜きとして機能させ、対抗文化はユースカルチャーが儲かる対象としてユースマーケットに組み込まれてしまったのである。

以上、消費社会の動向について、人間像や価値観の変容を交えて述べてきたが、消費社会は大量生産・大量消費、マスメディアの発達と相まった大衆文化の前進と密接に絡んでいる。消費社会は大衆消費社会が現出することで生成してきたといつてよい。そこで次に、大衆消費社会をもとに、消費者の購買行動と豊かさの問題性、マーケティング活動

について把握しておこう。なお、消費者行動は家計の状態や将来への不安などにも左右されることを見逃してはならず、これについても後述する。

## 2 大衆消費社会の構造とその実相

### (1) 経済発展の諸段階

ロストウ W. W. Rostow : 『経済発展の諸段階』(木村・久保・村上訳 ダイヤモンド社 1974)

『経済成長の諸段階』を著したロストウは、ちょうど滑走路から飛行機が離陸するように「近代社会の生涯における大分水嶺」としての「離陸 take off」をとらえた。そして伝統的社会 → ②離陸のための先行条件 → ③離陸期 → ④成熟への前進 → ⑤高度大衆消費社会といった動態をみてとった。

なるほど、19世紀の第4四半期からおおよそ50年ほどで「着実な成長に対する古い妨害物や抵抗を最終的に克服」した日本は、take off に次いで重化学工業を中心とする「成熟の前進期」maturityを経験した。さらに1960年代後半からは人々が消費に対して強い関心を抱き、高い水準の消費が行われる「高度大衆消費社会」(the age of mass consumption)を体現してきた。そうした大衆消費社会にいたる時代を通じて、様々な変化が生じ、やがて「経済の彼方」にその未来を希望するようにまでなったといえなくもない。

### (2) 楽観的展望

産業構造において耐久消費財部門とサービス部門が主導的になり、一人当りの実質所得が向上して多数の人々が基礎的衣食住をこえる消費を自由に行えるようになる。他方、労働力構造が変化して、人口に占める都市人口比率が増加したのみならず、ホワイトカラーが肥大化する。そしてこれらの労働者は、成熟した経済が生み出した消費財を意識して、それを獲得したいと願う。

ロストウは、やがて「社会の関心のバランスは供給から需要へ、生産の問題から消費の問題へ、そしてもっと広い意味での福祉の問題へと移ってゆく」。こうした大衆消費社会を裏づけるものは、(ア)大量生産・大量販売 (イ)所得の増加 (ウ)就業構造の変化 (エ)生活構造の変化 (オ)社会構造の変化 (カ)消費革命にあるという。

たしかに、今日、社会保障の拡充や所得再分配、完全雇用の実現、消費需要の創出などが有機的に連関する経済政策と相まって、“福祉なくして成長なし”といった福祉社会に向けた合意が形成され、「豊かな社会」を体現させてはいる。

経済成長の果実を享受しているかにみえる「豊かな社会」はしかし、私的営利としての利潤追求といった経済成長をめぐる諸問題、すなわち、テクノロジーの進歩と相まった大量生産と表裏をなす大量消費の問題性——生活様式・消費生活の均一化、画一化、物神化——を随伴していることは見逃せない。

### ☆「大衆社会化状況」成立の要件と諸問題

- (a) テクノロジーの進歩による大量生産・大量消費、 (b) マスメディアの発達、  
(c) 新中間層の肥大化、 (d) 官僚制化、 (e) 大衆デモクラシーの形骸化



こうした要件からは、労働の部分品化・標準化、生活様式の画一化・平均化、没個性化・創造性の欠如、送り手からの操縦(受動的存在としての大衆)、文化の低俗化、組織



の論理への迎合、組織の歯車化・組織からの疎外、政治的アパシー（apathy 無関心）などが顕在化する側面も指摘される。

## § 2 『豊かな社会』の虚構性

——「デモンストレーション効果」と「依存効果」——

ガルブレイス J.K. Galbraith:『豊かな社会』 鈴木哲太郎訳 岩波書店（初版 1958）

『豊かな社会』affluent society では、生理的必要を満たす絶対的窮乏から開放された消費大衆に、巧みな広告・宣伝などの手段を利用し、感覚を刺激して欲望の創出が図られた。そこでは「計画的陳腐化政策」planned obsolescence policy が、「慢性的不況」に陥りがちな寡占資本主義の強力な「解毒剤」としてマーチャンダイズされる（by P. A. Baran & P. M. Sweezy）。いいかえれば、市場競争に打ち勝ち売上（利益）を上げるには、顧客満足を大義に、絶え間ない欲望の創出と差別化をしなければならない。まさに欲望を満足させる過程（生産）に依存する「依存効果」dependent effect によって GDP 成長が図られ、さらには需要そのものを管理の対象とする。

他方、「特定銘柄の競合品に対する相対的優位性」（by W. Alderson）としての『製品差別化』をその第一義とする広告の機能は、反面で消費者個々人の自己顕示欲をそそのめると対応することになる。

「自己の茫漠とした不安から同時代人の送る信号にレーダー網をはり、絶えず細心の注意を払って同調する」『他人志向型』other-directed type」（リースマン D. Reisman 『孤独な群集』）こそは、まさに見栄張り（虚栄心）の競争にかりたてられる「デモンストレーション効果」demonstration effect のとりことして、またある種の強迫観念にかりたてられて、欲望創出の罠にはまってしまう。もはや商品は、真に必要な物から“体裁の象徴”へと変じてしまった。踊り、踊らされる大衆操縦 manipulation を現象させないわけにはいかない。

われわれは改めて、絶え間ない欲望の創出による「豊かな社会」の虚構性とその経済活動のメカニズムにまつわる問題性を直視しなければなるまい。「依存効果」による問題性は、公害・環境問題や無駄な公共事業をもたらし、さらには肥大化した産軍複合体を含め、ガルブレイスによって「新しい貧困」と形容され、その「社会的アンバランス」が鋭くえぐられた。ガルブレイスとともにリースマン（D. Riesman）をしていわしめる“何のための経済成長か”What for the growth!、“誰のための豊かさか、”For whom the abundance!”を問わずにはいられないのである。加えて地球温暖化、資源・エネルギーの枯渇、食糧危機などを引き起こす要因ともなっている。

### ※1 「デモンストレーション効果」

個々人の所得をもとに（分母）消費支出するのではなく（絶対額だけでなく）、彼（彼女）が接触する他人の消費水準や生活様式に影響されて消費すること。つまり、収入に見合わない（買う余裕が多くない）にもかかわらず、“あの人が買った、持っているから、私も欲しい、買わずにいられない”といった見栄っ張りの競争にかりたてられることをさす。その結果、本当に必要なモノ（学生ならば書籍等）を購入せずに、必ずしも必要でないモノ

やサービスを買わされてしまう。これは T. ヴェブレンが指摘した“見せびらかし”としての、あるいは“ステータス・シンボル status symbol”としての「誇示的消費」に連なる。

## ※2 「依存効果」

消費者の自律的な欲望から需要を発生するのではなく、供給サイドである企業の巧みな宣伝や販売術によって他律的に需要が形成されて消費行動が生じることをいう。つまり、生産者（サービスの供給者を含む）側の絶え間ない欲望の創出（過程）に依存して経済成長が図られる。

## ※3 「依存効果」による問題性の例

- a. 流行にみられる製品のライフサイクルを短縮しての絶え間ない欲望の創出。
- b. 個性化（個の主張）・多様化に名を借りた他者との差別化政策・誘導。
- c. 必ずしもなくてもよい多機能の付加。
- d. 過剰な包装・パッケージ。
- e. モデルチェンジおよび新デザインによるイメージ戦略。
- f. 氾濫する情報サービスとその過当競争。
- g. 大量生産・大量販売と使い捨て。
- h. 飽食の時代を演出する様々な食のライフスタイル・食品等。
- i. 省エネ・省力化と銘打った製品ゆえにこれまで以上に使用・消費を増すからくり。
- j. リスクを隠蔽した金融派生商品（デリバティブ）および投機的金融相場。
- k. 検査漬け・薬漬けの医療。
- l. 地上げ・不動産投機。
- m. 環境破壊を随伴する無駄なハコモノ公共事業とそれによる「政府の失敗」。
- n. 肥大化した産軍複合体としての軍需産業。

## ❧ コーヒー・ブレイク

### A 「誇示的消費」・・・ステータス・シンボルとしての消費

ヴェブレン T.B.Veblen 『有閑階級の理論』（高哲夫訳、ちくま学芸文庫 1998年）  
ブランド品が多くの人々の羨望の的となるのはそれを所有することに意味があり、ステータス・シンボルとなる。ブランドがステータス・シンボルとしての意味が強いのは、“見せびらかし”をからめた他者との差異性を付与した記号を具現しているからに他ならない。

「価値の高い財の顕示的消費は、有閑紳士が名声を獲得するための手段である。彼の手元に富が蓄積されてくると、彼自身の努力だけでは豊かさを十分に証明できなくなってくる。

こうして友人や競争相手の助力を得て、高価な贈り物や贅を尽くした祝祭や宴会を提供するという手段が活用される。贈り物や宴会は、おそらく馬鹿正直な誇示とは異なった起源をもっていたはずなのだが、それがこの目的に役立つようになったのはきわめて早い時期のことで、しかも現代に至るまでその性質を保ち続けている。したがってその効用は、今やこの点に関する限り、こうした慣習の実質的な基礎としての役割を長期間になってきたことになる。例えばポトラッチ（北米西岸のインディアンの間で、財力を誇示するためになされるとされる贈答の儀式）や舞踏会といった贅を尽くした宴会が、特にこの目的にかなったものとして利用される。この場合には、主催者が比較を試みようとする当の相手方

が、目的達成のための手段として利用されている。競争相手は、招待主のための代行的消費の実行者であると同時に、招待者だけではとても処分仕切れない多量の立派なものの消費の目撃者であり、こうして彼はまた、招待主の社交儀礼の力量をしっかりと見せつけられるわけである。」

### B. 「依存効果」・・・・・・ 「欲望は欲望を満足させる過程に依存する」

ガルブレイス『豊かな社会』（鈴木哲太郎訳、岩波書店 1985年 第4版）

「社会が豊かになるにつれて、欲望を満足させる過程が同時に欲望を作り出していく程度が次第に大きくなる。これが受動的に行われることもある。すなわち、生産の増大に対応する消費の拡大は、示唆や見栄をつくり出す様に作用する。高い水準が達成されるとともに期待も大きくなる。あるいはまた、生産者が積極的に、宣伝や販売術によって欲望をつくり出そうとすることもある。このようにして欲望は生産に依存するようになる。専門的な用語で表現すれば、全般的な生産水準が低い場合よりも高い場合の方が福祉はより大きい、という仮説はもはや妥当しない。どちらの場合でも同じなのかもしれない。高水準の生産は、欲求造出の水準が高く、欲望充足の程度が高いというだけのことである。欲望は欲望を満足させる過程に依存するということについて・・・それを依存効果と呼ぶのが便利であろう・・・・・・」

財貨に対する関心は消費者の自発的な必要物からおこるのではなく、むしろ依存効果によって生産過程自体から生まれる。生産を増加させるためには欲望を有効に操らなければならない。さもなければ生産の増加は起こらないであろう。すべての財貨についてこういえるわけではないが、大部分の財貨についてはそういえるということで十分である。このことから考えると、このような財貨に対する需要は、あやつらなければ依存しないのだから、それ自体の重要性または効用はゼロである。この生産を限界生産物とかがえれば、現在の総生産の限界効用は、宣伝と販売術がなければ、ゼロである。生産こそ我々の社会の中心的な業績とみなす態度や価値感というものは、まさにひどく歪曲された根の上に立っているといわなければならない。」

### C. 「現代人の社会的性格」

リースマン D.Reisman『孤独な群集』（加藤秀俊訳 みすず書房 1964年）

リースマンは、人間が何に対して同調し秩序を形成してゆくかという同調様式（mode of conformity）を基準として、伝統志向型、内部志向型、外部（他人）志向型の三つの型を示し、大衆社会化状況における現代人の社会的性格を見事に浮かび上がらせた。

#### 【a】「伝統指向型」 Traditional-directed type

中世社会を典型とする停滞的な共同体に多くみられ、旧来の伝統や慣習を遵守する性格類型。社会関係を構成する契機における主体性の欠如、ならびに現世的権威（家父長や首長）への恭順、所与の現実への既定的な屈服などの特徴をもつ。伝統的な共同体における家族や同族集団などに支配的な行動様式であり、諸個人に内在された権威としての良心ではなくて、様々な外面的権威への同調、または恥の意識（伝統的規範の遵守は恥をかくことの恐れ）によって規定されることから、非合理的・情緒的な性格をもつ。

#### 【b】「内部志向型」 Inner-directed type

この内部志向型は、共同体を基盤とする伝統的社会的停滞性を内側からきりくずし、近代的な組織を主体的に形成してきた人間類型を指す。近代社会への移行は、もはや伝統志向型のように、厳格な作法の注入による慣習・伝統への随順を必要としない。むしろ、高度に個性化された自発的選択を媒介として社会秩序の安定性を確保することが要請される。そこで、各個人がそれぞれ秩序の生産主体者にふさわしい内面的な自律装置を植えつける必要がある。すなわち、個人を動かし方向づける源泉が、この内在化された権威

\* フロイト\*のいう超自我 (super-ego) はその一表現にあるという意味で、内部志向型

#### 【c】「外部 (他人) 志向型」 Other-directed type

フロンティアが消滅し、独占段階に入って、社会的生産が主として国内市場の大量消費に依存するようになった現代の大衆社会\*に適應した性格型をいう。このような現代社会に生きるうえには、19世紀の「内部志向型」\*のもっていた勤儉貯蓄式の「欠乏の心理」(scarcity psychology) や、仕事を客観的事象 (Sache) とみなす態度や道徳的な禁欲的態度などはマッチしない。むしろ、他人と即座に同調し、大量に消費し、神や良心がなくとも秩序を維持しようような性格型を大量に生み出す必要がある。この性格は、主としてアメリカの大都市の上層中産階級から出現し、新中産階級に拡大され、アメリカのみならず、新しい大衆社会の人間タイプないし行動様式として一般化しつつある。この性格の共通点は、個人を動かす源泉が 18~9 世紀の西欧社会にみられたような内在化された権威\*ではなく、他者 (同時代者、仲間、友人、マス・メディア\*、世論\*という匿名の権威など) であるという点である。彼の人生目標は、環境に応じ、他者からの信号に応じて変動する。従って、「人格の市場」における他者の期待に対して異常な感受性を持ち、他人の是認 (人気) を求める無限の要求が生まれる (E.フロム\*のいう <marketing orientation>)。彼らは、内外から不断に発せられる信号をキャッチしなければならぬため、つねに茫漠たる不安のうちに生きている。この心理的装置は、レーダーにたとえられる。このタイプの政治意識 (political style) は、組織内的には内幕情報屋 (inside-dopester) であり、組織外的には政治的無関心 (political apathy) である。両者とも、政治に対する主体的生産的意欲の喪失を特徴としている。

### § 3 成熟社会における消費の記号化

ボードリヤール J.Baudrillard 『消費社会の神話と構造』

(今村・篠原訳、紀伊国屋書店、1979・1995)

ボードリヤール 『シミュラクルとシミュレーション』

(竹原あき子訳、法政大学出版社、2008)

すでに触れた如く、経済成長の果実を享受しているかにみえる「豊かな社会」は、しかしテクノロジーの進歩と相まった大量生産と表裏をなす大量消費の問題性 (生活様式・消費の均一化・画一化、物神化) を見逃せないのである。「他人指向」にみるような規範に同調するしかない (選択の自由や適應する能力を欠いている) 「(経済的) アノミー型」適用様式は、市場経済の無規制な拡大による欲望の肥大化・慢性化を現象し、ある種の強迫観念にさらされ、他律的に煽られるなかで焦燥感や挫折感を醸造・派生することになる。

## 1 「シミュラークル」の世界

上述の J.K.ガルブレイスや D.リースマンのリベラルな主張・指摘にもかかわらず、社会を形成する活動としての消費それ自体の問題性と、そこに内在する他者との関係性にまつわる構造的な閉塞感は拭い去れない。そうした問題性を睨んで J.ボードリヤールがとらえたのは、商品の機能の消費から「記号の消費」といった、“モノの記号的意味”を消費している状況であった。

消費大衆は豊かさを享受する正当な権利を有していると思い、夢の幻覚的な記号によって日常生活を意味づける秩序を体感せずにはいられない「シミュラークル」の世界の欲望に従属しているという。テレビやインターネットなど各種情報メディアの広告から醸し出される夢の国の幸福や祝祭的消費の状況の記号は、現実を表象・代行する「シミュレーション（模擬実験・模造品）」としてではなく、現実だと思わせるために空想される。なお、「シミュラークル」の状況は下記の体感・実感や劇場化と少なからず重なる。

## 2 消費の記号化 —— 差異化／個性化の論理

今日（シミュラークルの世界において）、「商品は生存的な欲求や物質的欲求を充足するためにだけ存在するのではない。その現実は無視できないが、重要なのは商品がそれらの経済的属性を超えて「記号」と化し、社会的な文脈のなかで、あたかも言語のように意味作用している」。

電気洗濯機、自家用車、照明器具など生産されたモノだけでなく、ファッション、各種メディアからの情報、広告、レジャーなどは、「それが本来もっている使用価値によって、道具として用いられるというよりも、社会的権威や幸福（快適な生活）の要素として他人との差異を表示するという役割を演じている」。

- (a) 消費はもはやモノの機能的な使用や所有ではない。
- (b) 消費はもはや個人や集団の権威づけの機能ではない。
- (c) 消費はコミュニケーションの交換のシステムとして、絶えず発せられ受け取られ再生される記号のコードとして、つまり言語活動として定義される（ボードリアル、前掲書）。

すなわち「商品は、機能、性能、品目といった物的価値とは無関係に、デザイン、形状、カラー、容器、パッケージなどに、そしてそこに付与されたブランド、ブランドネームによって表象され、感覚性やイメージによって消費される」。

「消費の対象となる物＝商品は、単なる有用性だけでなく、商品に付与された意味、とりわけ差異化された意味の記号性にある」。むしろ、「商品は市場において貨幣と交換される契機は、もはや有用性をなす使用価値よりも、この記号性によって形容される交換価値にある」。

「有用性によって形成される価値から、記号性によって形成される記号的価値に消費の原理が逆転している消費状況を文化的にとらえるなら」、それは「祝祭的消費の状況」といってよい。いわゆる「ケ（喪）」という日常的な消費生活と、「ハレ（晴）」という非日常的な祝祭的消費生活が逆転する状況がくりひろげられているといってもよい。「劇場的社会」「演劇的人間」が醸しだされる局面でもある。

## § 4 製品計画とマーケティング コミュニケーション

デモンストレーション効果や依存効果など、大衆消費社会の本質的断面を透視するガルブレイスやリースマンの指摘は重く受け止めねばなるまい。とはいえ、より良い生活の実現に向けて消費者のニーズに応えるとともに、イノベーションを惹起し市場創造する企業活動を否定するものではない。消費社会は二面性を有するのである。そこでこのセクションでは、敢えて供給（企業）サイドから製品（商品）計画とその戦略、そして広告・宣伝などによるマーケティング・コミュニケーションについて触れてみる。

### 1. マーケティング Marketing とは

#### (1) 定義とその変遷

マーケティングには、①国民経済的からの生産地点と消費地点とに介在する人物および物理的な隔たりを結ぶ諸々の経済活動。②企業経営の視点に立脚して、「環境変化にダイナミックに適応しながら、顧客の欲求（ニーズ）を満たすために商品またはサービスの提供を効果的に行い、企業としてめざす利益、その他の諸目標を達成していく活動」（占部郁美編著『経営学辞典』中央経済社、1996年版、578頁）の2つがある。一般にマーケティングの定義は②の後者をさす。

②の定義について具体的に記せば、一般に企業のマーケティング内容は、商品・サービスの企画・開発・設計・ブランディング（製品：Product）から市場調査・分析、価格政策（価格：Price）、広告・宣伝、仕入、販売促進（プロモーション：Promotion）、流通（場所：Place）といった4つのP、そして市場創造に結びつく営業・集客・顧客の情報管理（顧客：Customer）といった活動が行われている。

ただ、マーケティングの定義は、これまでもいくつかの変遷を辿ってきた。例えば最近のF.コトラーをはじめとする国際的定義では、「マーケティングとは製品と価格を生み出して他者と交換することによって、個人や団体が買う必要なものや欲しいものを手に入れるために利用する社会上・経営上のプロセス」（P.Kotler, “Marketing” 7thed. Pearson Education Australia, P7）として、売り手が買い手に交換関係を求める活動だけでなく、相互に（価値を）求めるものであると、広く定義している。

#### (2) 理念

コトラーの考えを包含するマーケティングの理念は、消費者志向にある。すなわち、俗にビジネス界などではマーケティングを広告・宣伝、集客、販売促進を中心に据えたり、また“なんとか売り込もう、そのため（儲けるため）の方法は何か”といった「売り手本位」のセールスとして受けとらえがちである。しかし本来マーケティングは、まず買い手（消費者）が何を望んでいるのかを研究し、それに対応して商品を提供し、販売後もアフター・サービスを考慮する「買い手本位（消費者志向）」に立脚するものである。

### 2. 製品（商品）計画

製品・商品・サービス（以下、製品と略す）がなければ、価格をつけ、販売促進を計画し、流通経路を選択するなど不可能であり、製品に対する政策（マーチャндаイズ）が確立されて、製品の性質が決まるごとく、製品計画はマーケティングの出発点である。しか

もそれは前述した「買い手本位」のマーケティング理念を反映させるものであり、常に変化する消費者需要に応える形で、なにを、いくらで、どれだけ、いつ、どこで提供すれば買い手によるこんで受け入れられるかを考えることであろう。そうした製品計画は、図表14-1に示したような一連の流れを、その内容とする。

#### ① 新製品の開発

新製品の開発は、製品を新しく生産し、市場に導入する営みである。開発の手順には、「アイデアの収集」→「スクリーニング」→「仕様書の作成」→「研究開発」→「テスト」→「発売」（市場導入）といったパターンが一般的にみられる。

#### ② 売上高および利益マージンの動向

市場創造を行うかたちで順調に新製品・新商品・新サービスが売り上げを伸ばす場合、導入期では比較的高額の商品でも購入する大都市の高所得者を対象に、高級専門店でも事業展開を図る。そうした試行を経て新製品の成長が期待できるとする成長期にあつては、地方の大都市を含むデパートなどで事業展開を行い、ブランド化と流行の流れをつくる。売上げの伸長は量産を可能にし、商品価格を引き下げることさらにそれが相乗効果をおよぼして利益率を押し上げる。

けれども常に右肩上がりの成長をもたらすわけではない。そこで、さらに売り上げを伸ばす方途を考案したり、あるいは売上増加が見込めない場合の対応が必要となる。以下ではそうした事態への対応や打開について触れておこう。

#### ③ 製品の改良

売り上げが伸び悩み鈍化した場合、それを打開するために製品の改良で対処する。製品の改良では、まず (a) より高度な原料の使用や新しい原料を用いるといった原材料の変更。(b) デザインの変更。(c) 製造工程の改善による品質改善。(d) パッケージの改変による製品改良があげられる。

#### ④ 既存製品における新用途・新仕様の開発

既存製品に関して新しい用途の開発を提案・導入ができれば、それだけ製品の効用が高まり、新製品の開発と同じような効果をもたらす。例えば、トマトをジュースとして新しい仕様・用途を開発し、さらに缶入りジュースの生産が市場を拡大させた。また、女性専用の化粧品を男性市場の開拓につなげるといった例があげられる。

#### ⑤ 廃棄・撤退

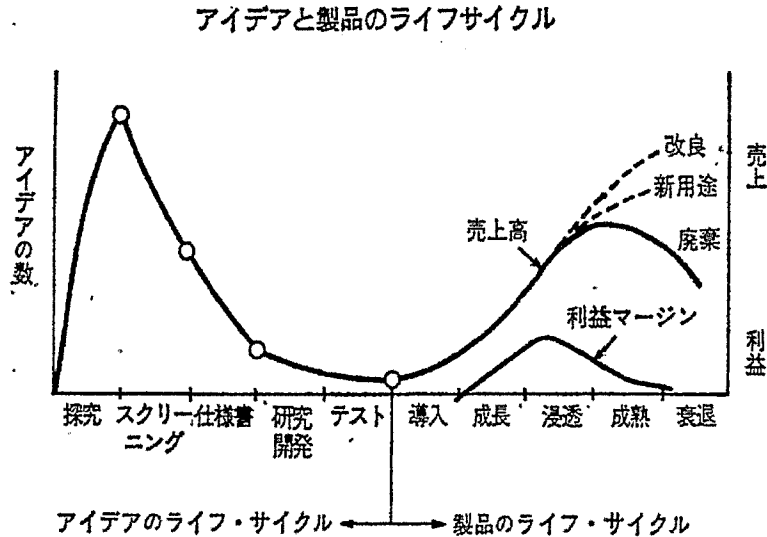
製品改良、新用途開発の余地が乏しく、また売上も鈍化してくると、当該製品を製品ラインからドロップアウトさせるタイミングを考慮しなければならない。新製品の開発・導入が利益を増大させるために行うのに対し、廃棄・撤退は利益がさらに低下したり赤字を防ぐために行われるものである。

#### ⑥ 製品多角化・製品ラインの拡大

新たなビジネスチャンスや活路を切り開く契機となる製品多角化・製品ラインの拡大には、概ね次の三つの形態ある。(a) 現在の製品の部品や原材料、二次製品などを製品ラインに加える「垂直的拡大」(ex. 紡績・繊維業者が下着や毛布等を製造する)。(b) 同一業種に属する新製品を追加するケース。原材料、製造過程、製造技術、用途などの内一つか二つを新しくする「水平的拡大」。(c) 他業種に属する製品をラインに加えるもので、リスクも伴うが成功すれば新たなビジネスチャンスを生み成長段階に進むことができる「異質的

拡大」などがそれである。

図表 14-1



⑦ 製品ラインの縮小、集中と選択

製品の多角化は営業的側面からは望ましいと考えがちであるが、“品種の過多は利益をむしばむ”といわれるように、本業をないがしろにしてしまうことも少なくない。一方、生産の効率化やコストの低減を重視する製造現場からは単純化を歓迎するのかもしれない。

絶え間ない欲望の創出と無縁でない多様で流動的な製品・商品・サービスの提供・企画は、不採算部門を切り捨て、採算がとれ成長が見込まれる部門・製品にシフトする。いわゆる「集中と選択」（業種・業態の再編成としてのリストラクチャリングといってもよい）を広範囲に加速している。しかし製品ラインの縮小は、その方法、タイミングを誤ると、流通業者や消費者などに多大の迷惑を及ぼし、さらには信用を失うことになる。したがって、製品ラインの縮小、「集中と選択」に当たっては、マーケティング部門と生産部門との緊密な連携のみならず、取引先や常連の顧客など利害関係者との調整が欠かせない。

**3 販売促進のマーケティング・コミュニケーション戦略**

プロモーション戦略では、A I D M A（アイドマ）と称される図式が知られている。

A : attention 注目 → I : interest 興味・関心 → D : desire 欲望 →

M : memory 記憶 → A : action 購買行動

マスコミの宣伝・広告はAttentionやInterestが強いインパクトを与えるが、それが購買につながる確率は高くない。この場合、スポット的なコマーシャルであれ何度も繰り返すことで記憶させることが肝要ともなる。但し、テレビや新聞などでより多く広告・宣伝したからといって、すぐさまその効果が売り上げ増加に結びつくわけではない。けれども全く広告しないと、たちまち売上の減少を招く。したがって、一定の期間・恒常的に広告情報を流す必要がある。

一方、セールスマン活動は、パーソナル・コミュニケーションによるActionやMemory



に強みがある。しかし人海戦術となりがちであるため、それに要するコストに対し効率が低い弱点というがある。

両者に比べ、Desire、interest、memory で効果的とされるのは「マスコミュニケーションの二段の流れ」にみられるオピニオン（マーケティング）リーダーの存在と役割である。オピニオン（マーケティング）リーダーのそれは、今日 SNS（交流サイト）が盛んになされるネットワーク社会でも見逃せない（ex. キュレーター）。

#### 4 広告の社会的機能

広告の社会的機能には次のような事柄があげられる。

##### ①告知機能

どんなに価値のあるもの（情報、サービス等含む）でも、マスコミなどの宣伝・広告を利用してより多くの人々に知らせなければ無意味・無価値に近い。よってより多くの消費大衆に告知することが第一義的に必要となる。なお、告知機能の方法では、有料の広告・宣伝だけでなく、ニュースなどでとりあげてもらふパブリシティという方式もある。パブリシティによる告知は無料であるばかりでなく、とりあげられたことで有名になり権威づけされる効果も見逃せない。

権威づけを随伴する告知機能は、アメリカの社会学者ラザースフェルト P.L. Lazasfeld とマートン R.K. Merton によって提議された「マス・コミュニケーションの社会的機能」における「地位付与の機能」の応用・活用でもある。すなわち、“あのメディア・番組でとりあげられたのだから、きっと価値のあるもの・こと・人物・ニュースに違いない” と思ひ込む・思ひ込ませ、それを相互礼賛のかたち（仕方）で権威づける。有名タレントによる商品の紹介・宣伝はその好例である。

##### ②欲望の創出

広く知らしめるだけでは購買につながらない。欲しい・買いたい・所有したいという欲望 desire の創出を図ることとなる。先記のデモンストレーション効果や誇示的消費などをねらいながら、マスメディアを通して欲望の創出を誘導・販売促進する。

##### ③製品・サービスの差別化

欲しいと思わせただけでは、競合する他社の商品を購入されてしまいかねない。あくまでも自社の製品・サービスを購入してもらう必要がある。そのためには他社商品との差別化政策が求められる。

その差別化政策には、(a) 価格による差別 (b) 品質による差別 (c) イメージによる差別があげられる。(d) なお、最近ではスピード（時間）もあげられる

上記のうちで注目されるのがイメージによる差別化である。イメージによるそれは次のライフスタイルの提案および「消費の記号化」につながる。

##### ④新しい生活様式(ライフスタイル)の提案

成熟した消費社会では、慢性的不況に陥らないようにするために絶え間なく欲望を創出し、需要を喚起・増加させる。それにより経済成長（企業の売り上げ増加）を図るが、その営みは新たな生活様式（習慣）・ライフスタイルを提案・誘導する形で、付加価値を派生させ新たな需要を創造する。

(ex) ・ワインを飲む習慣の提案・普及。

- ・夜型生活時間へのシフトとそれによるライフスタイル（趣味・趣向）の変容。
- ・バレンタインデー、母の日、女子会など新たなライフ・イベントによる市場創造。
- ・健康・美容を名目とする過剰なまでの反応・志向性価値とそれへの市場誘導。
- ・メディアとしての若者文化のユースマーケット（Youth Market）

## 5 文化の創造

今日、CMは新たな生活様式を提案し普及するきっかけをつくり、またキャッチコピーは、あたかも現代版川柳（例えば、糸井重里の“おいしい生活”、“いまのキミはピカピカに光って”など）であるのかもしれない。そうした動向においてマーケティング活動における広告は、“ものを売る”から“物語を売る時代になっているといつてよい。いいかえれば、セールス・プロモーションからエンターテインメントやコミュニケーションに変え、広告を商品と消費者との関係づくりに変えたのである。広告は欲望の創出という側面があるにしても、新たな文化を創造する契機ともなっているといえよう。但し、文化創造といつても多くは、一時の流行現象としてのサブカルチャー（Sub Culture 副次的文化）に終わってしまう点にも留意しておきたい。

とはいえ、文化創造としての物語性については今日に始まったのではない。すでに大正時代には革命的ともいえる斬新な広告があった。その典型を広告クリエイター・北岡敏郎らによるサントリー（寿屋）の“赤玉ポートワイン”にみることができる。(a) ビジュアル スキャンダル（視覚的な衝撃）でショッキングな印象を与える手法が用いられた。セクシーだが品の良い、誘うような彼女の目線の先には恐らく恋人がいるのだろう。そこには物語性がかもしだされる。(b) この赤玉ポートワインの宣伝広告では、いくらで買えるとか、どこで買えるかといった記事はない。ワインという商品の背後にあるイメージを売り込んだのである。(c) 洋酒（ワイン）を飲む習慣が全くなかった時代に、ワインを飲めば洋風のモダンな生活を享受することができることを誘い・アピールするのである。必要から欲望への転換（ワインはなくても生活できるが、ワインがほしい）といつてもよい、それはある種の上昇的階層移動への憧れを演出する。

こうしてとみてみると、広告は販売促進のための費用というのではない。経費ならば限られた予算のなかでどうやり繰りをするかにとどまってしまう。それに対して投資としてとらえるなら、広告はプラスサムとして、想定してなかった副産物・波及効果を生む投資効果をもたらすといえないだろうか。いわばモア・ベターな生活様式の革新・消費生活の質的拡充・向上へのさきがけとして、文化の創造にコミットメントしてするようになった。そして広告の新たなライフスタイルの提案は、文化産業として進化し成熟してもいる。

### ※体感・実感する消費、物語性

最近では、「体感・実感する消費」がセールスポイントとして喧伝されている。体感・実感、そのコピーライトは、機能的な面を加味しながらも、食品・飲料、健康・美容産業、アパレル、レストランやカフェ、レジャー産業など広範囲に散見される。さらに3Dやディープラーニングを駆使したAIといった情報メディアの飛躍的発達、体感する消費を加速している。なお、街のドラマツルギー（劇場化）は、すでに指摘されてはいた。

## 第15章 産業とビジネスの相剋

「産業福祉学」、一見して形容矛盾を印象づけるこの名称はしかし、直裁にいえば背反ゆえにこそ、大いなる可能性を有する。我田引水とも受けとられそうなこのパラドックスへの解釈はちょうど、社会学や経済学をはじめ社会科学がそれ自体に矛盾を抱えて生成・発展してきたのと同義的といえよう。両義性を内在するからこそ、それらの因果関係および問題解明に挑まずにはいられないのである。社会科学の存立にまつわる命題の両義性はここで言及するわけにはいかないが、矛盾や両義性について荒削りに簡略しておこう。

### §1 問われる経済成長の真価

①経済社会の歴史的な発展・変遷にとって生産力の増大があったのは紛れもない事実である。また資源の稀少性ゆえに、利益最大化・効率化・合理化・最適化・代替性・機能合理性を追求し、それを広範に促す自由な競争・選択が豊かな経済生活・幸福をもたらすものとされる。そうした自由な経済活動の営みと生産力の増大をもたらした技術進歩と相まって、生産性の向上・産業構造の高度化・高付加価値化を促し、その相乗効果として豊かな社会（消費生活）が現実のものとなった。さらにいえば、いわゆるケインズ革命と称される計画化の導入・総需要喚起によって、フローとしての所得向上とそれによる平等化、失業の回避と社会保障制度の拡充による安定化をもたらした。

②とはいえ、経済成長の恩恵ともいえるこうした産業社会の展開は、商品経済の発達とともに拡大・発展してきた市場とその軌跡が、資本主義社会の成立・成長過程と重なることにも留意しておく必要がある。自由な経済活動と競争原理が資本主義経済の強みに他ならないと喧伝される市場秩序の礼賛は、しかし多くの欠陥や問題を顕在化させている。すなわち市場の不確実性がつきまとう景気変動（殊に不況）のリスク、優勝劣敗の顕在化・貧富の格差拡大、さらには資本力・技術力・組織力に勝る大企業への一層の利益増大、その結果としての寡占・独占企業（少数の大企業への生産・資本の集中）による国民経済の主要な産業部門の市場支配など、市場主義への批判は枚挙に暇がない。

③そもそも資本主義経済を包括するとともに資本主義経済に組み込まれた市場経済のメカニズムは、その胎内にすでに矛盾を宿していたといわなければならない。すなわち、大量生産・大量消費を支えとした経済成長は、「市場の失敗」や環境問題をはじめ「成長の代価」（ミシヤン）が重くのしかかっている。絶え間ない欲望の創出に依存した経済成長は、人口爆発と相まって、深刻な環境・公害、エネルギー、食糧危機などの問題を惹起している。加えて市場経済化の進展は、利害関係に染められたゲゼルシャフト的社会関係、都市的生活様式にまつわる社会病理の蔓延、拝金主義を現出させてもいる。

④こうした動態で直視しなければならないのは、目標（幸福・福祉）と手段（資源の稀少性にもとづく利益最大化・効率・合理化・最適化・代替性の追求といった経済活動）の転倒であり、“何のための、だれのための成長・豊かさか！”を改めて自問・自答することであろう。豊かさの真価が試されているそれは、経済社会の構造変動にあつて経済・産業システムそれ自体のあり方や方向性が問われていることに他ならない。まさに「経世済民」を語源とする経済・産業の社会的使命・本義に立脚し、「経世済民」を担う各主体のビ

ジネス・エシックスならびに職業倫理の追求と確立を急務としなければなるまい。

## § 2 産業とビジネス——勤勉と新たな価値の創造

### 1 T. ヴェブレンの洞察

上述の問題に先鞭をつけ、産業 Industrial system とビジネス (Business enterprise 営利企業) との避けがたい矛盾を指摘したのは T. ヴェブレン (Veblen) であった (T., B. Veblen, "The theory of the Business Enterprise", Charles Scribner's, and Sons, 1904, reprinted 1978 Transaction Publishers)。両者の分化・背反は、機械制産業の確立による産業過程や市場の連鎖的發展が、事業の機会をさらに多様で大規模化するとともに現出した。産業および市場経済の発展・拡大は、単なる産業的効率とは離れて、絶えず企業活動が金銭的側面に傾注することの比重を増大させることとなる。かくて企業者の関心は、従前の産業過程における形態の管理や規制から、一層有利な事業への敏感な投資および他企業との統合・再編を通じた事業機会の戦略的支配へと移ってゆく。

こうした二元論の本質を端的に表しているのが T. ヴェブレンの次の文である。

**"The material framework of modern civilization is the industrial system, and the directing force which animates this business enterprise."** (T., B. Veblen, *ibid.* p1)

「近代の文明化の物質的な枠組みは、「インダストリー」と「ビジネス」の全体的系であり、この枠組みに生氣を吹き込む方向づけの力がビジネスの個々の営みである」。

このフレーズで、material は実体的生産の意味から製造業が想定されようし、そこでの主役は instinct of workmanship (職人・製作者本能) (松尾博訳『ヴェブレン 経済文明論——職人技術能と産業技術の発展』ミネルヴァ書房、1997) を基底とした技術者や科学者である。産業システムの枠組みに生氣 (animates) を与え (喚起し)、ダイナミックで有機的な力 (Force) となってビジネスの世界がくりひろげられる。金銭的 (pecuniary) な動機を発露とした私的営利を追求するビジネスは、オーナーシップをもつ事業家や金融機関 (投資銀行家) が代表であり、利潤目的での投資 (investment for profit) を行うが、その営みに「気」と「力」をもたらずことも注目しておかなければならない。

### 2 ビジネスの擁護

すなわち、語彙がフランス語の industriel (industrious 勤勉な) に由来する産業 Industry がビジネスによって凌駕・支配されるという一方的な関係ではなく、ビジネスが「生氣」を吹き込むことで、産業とビジネスが相互 (mutual) に作用・変換しあう点に着眼しないわけにはいかない。

そうであれば、「生氣」をもたらず営みとしてのビジネスについて、これを擁護する形でビジネスの例を挙げてみよう

- (a) ホスピタリティー (おもてなし、癒し) な“価値を創造する”病院や旅行観光・ホテルなどのサービス産業。
- (b) 金融・投資ビジネスが、顧客に対してプラスサムの産業として提供する活動。
- (c) 「職人・製作者本能」を起点に“よいものを創りたいという衝動”から生産性の向上と高付加価値化が促される。

- (d) 交通・情報通信・商業などでは、互いが外部経済となって個別の利益追求活動（ビジネス）を結実させるための土台を形成する。
- (e) 利便性をおかね備えた住みやすい生活環境づくり。
- (f) 本当に必要とされているものやサービスについて、情報ネットワークなどを活用してスピーディーに供給されるシステムの構築。
- (g) 上述の観点から、社会的弱者や恵まれない人への多様なサービスを供給する福祉産業も価値の創造として位置づけられよう

**3 社会的役割としての産業活動の主体の命題**——ビジネス・エシックスを含めて  
とはいえ、今日のグローバル経済の発展とそれを支えた市場主義経済はどこで歯車が狂ったのか、マネーの膨張と収縮に揺れる金融資本主義はどこへ向かおうとするのかを問わずにはいられない。M. ウェーバー (Max Weber) の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の倫理』をまつまでもなく、元来、資本主義は顧客ために商品を作り出す営みであって、金儲けのカジノではないはずである。まさに産業発展はその胎内に矛盾・背反を宿してきたことを認識しておかなければなるまい。

ひるがえって考えれば、ビジネスの語源は busy にあり、Time is Money が標榜されるように、ビジネスそれ自体は勤勉を含意としてきたものでもある。勤勉の営みは、産業が「実業」の観念を有し、社会的使命・責任ないし社会的役割を担うというのが企業の在り方であった。社会的役割・責任・使命を伴わない事業は「虚業」とさえいわれた。しかしながら、Time is Money のビジネスは利益追求を自己目的化してしまった。“心を亡くした忙しさ”は、今日、金銭的・物質的価値の最大化のために働くことで手段的価値が優越し、マネーゲーム化した“強欲資本主義”に翻弄される有様を目の当たりにしている。

こうして捉えてくると、(a) 産業とビジネスの矛盾および相剋を直視し、経済成長の真価を問いながら、(b) 社会システムの統合にかかわる新たな互酬性の実現をいかに構想するかが現代社会の主題となろう。同時にその主題は、産業活動におけるビジネス エシックス（倫理）の問題を問いかける。すなわち、先に記したM. ウェーバーではないが、ビジネスには勤勉を基底とする職業の規範・倫理（エートス）が貫かれていなければなるまい。まさに自己の利益や働きがいは、他者のためなることをする——職業の他律性——営みを通じて可能となることを踏まえ、産業・企業は社会の公器であり社会的責任や役割を常に認識しておかねばならないのである。そうであれば、福祉社会の実現および産業社会の方向性をめぐる課題と、そこにおける主体の問題は、職業倫理に裏付けられた「職業人」としての在り様や生き方と密接にかかわる命題をさすことにほかならない。

2019年2月28日発行

著者：齊藤 幹雄

印刷・製本：笹氣出版印刷株式会社